

一七四四	「アノモニア」の製造法	明治四三、三、三五	大正四、三、三五	〇	三菱合資會社外一六
一九四二	混凝土杭製造法	〇四、二、三	〇一、二、三	三	東洋コンプレッソル株式會社
二八九五	同上の追加	大正五、二、五	〇一、二、三	三	同
一九八二	同轉儀型羅針盤	明治四四、四、三	〇一、四、二	五	株式會社東京計器製作所
二〇六七	「ヂヤイロスコープ」羅針盤	〇四、八、三	〇一、八、三	五	同
二〇六三	同	〇四、九、九	〇一、九、九	五	同
二二五八	河豚毒素テトロドトキシシン製造方法	〇四、二、五	〇一、二、五	〇	田原良
二五〇八	同上の追加	〇四、二、五	〇一、二、五	〇	株式會社東京計器製作所
二二五三	同	〇四、二、三	〇一、二、三	五	古河電氣工業株式會社
三三八七	航路記録機	大正元、一〇、二四	昭和二、一〇、二四	五	逸見治郎
三三二九	誘導荷重を有する海底線	明治四三、五、二	〇三、五、二	五	酒井廣吉
三三六九	計尺	〇四、五、三	〇二、五、三	三	株式會社東京石川島造船所
三三九〇	煮染糊	大正元、一〇、一九	〇二、一〇、一九	三	眞崎悟
三三九六	起重機用捻形自動制働機	〇元、八、九	〇二、八、九	五	日本鋼管株式會社
三三九六	麵帶卷取裝置	大正元、一〇、一九	〇二、一〇、一九	五	同
三三九〇	金屬製造法	〇元、一、二四	〇二、一、二四	七	梅野明二
三三〇六	梅野式製麵裝置	〇元、一、二四	〇二、一、二四	七	汽車製造株式會社
三三九六	蒸氣發生器	〇四、八、一〇	〇五、八、一〇	五	同
二八七三	蒸氣發生器に於ける罐水循環促進用受水裝置	〇二、三、一〇	〇三、三、一〇	五	日本電氣株式會社
同上の追加	同上の追加	〇六、二、二六	〇七、二、二六	五	汽車製造株式會社
二二六〇	電話用受話器	〇三、三、一〇	〇四、三、一〇	五	電氣化學工業株式會社
三〇八四	タクマ式蒸氣發生器	〇三、三、一〇	〇四、三、一〇	五	同
三〇九四	炭化物より窒素化合物を製造する方法	〇三、三、一〇	〇四、三、一〇	五	同

二六七〇	甲號川崎式金網蛇籠	大正四、一〇、二六	昭和四、一〇、二六	五	川崎寛正
二六八三	川崎式混凝土鐵網	〇三、二、二四	〇四、二、二四	五	同
二七〇九	波動電流中繼裝置	〇三、一〇、一九	〇四、一〇、一九	七	日本電氣株式會社
二七二五	放電裝置	〇四、二、二九	〇五、二、二九	七	東京電氣株式會社
二七二七	タイプライター	〇四、六、二二	〇五、六、二二	七	日本タイプライター株式會社
同上の追加	同上の追加	〇五、一〇、二〇	〇六、一〇、二〇	七	同
三四七二	同	〇八、六、二四	〇九、六、二四	七	同
二八〇九	擬似裝荷電線	〇四、七、九	〇五、七、九	五	日本電氣株式會社
二八七四	淺野式合板製造裝置	〇四、二、二四	〇五、二、二四	五	淺野謙太郎
二九〇八	金屬の生成法	〇五、二、二四	〇六、二、二四	五	江澤謙二
二九四〇	眞珠素質被着法	〇五、五、一	〇六、五、一	一〇	御木本幸
二九六〇	眞珠形成法	〇五、六、二〇	〇六、六、二〇	五	西川眞
二九六八	同	〇五、六、二〇	〇六、六、二〇	五	同
三〇七二	同	〇五、六、二〇	〇六、六、二〇	五	同
三〇六八	玻璃溶液を搬送する裝置	〇五、一〇、二	〇六、一〇、二	五	西川眞
三〇五八	制御方式	〇六、一、九	〇七、一、九	五	德永芳治
二二五七	壘栓	〇六、一〇、四	〇七、一〇、四	五	株式會社芝浦製作所
三三九二	濾波器を具へたる電氣通信中繼裝置	〇六、二、三	〇七、二、三	三	平木淳
三三九三	精米機	〇七、一、一〇	〇八、一、一〇	五	日本電氣株式會社
同上の追加	同上の追加	〇七、七、二一	〇八、七、二一	五	佐藤長
四二六七	同	〇七、七、二一	〇八、七、二一	五	同
三九九五	同	〇七、七、二一	〇八、七、二一	五	同
三九三〇	精穀機	〇一、一、三	〇八、一、一〇	五	同

三三四	特殊合金鋼	大正七、三	昭和八、三	三	株式會社住友製鋼所
三四三	同上	七、三	八、三	三	同
三六四〇	水銀避雷器	七、五、八	八、五、八	一〇	浦田信太郎
三〇八〇	經木「モール」製造機	七、八、九	八、八、九	三	日本紙業株式會社
三五五四	凝結紙器製造法	七、三、七	八、三、七	七	西備綫網株式會社
三〇八一	組網機	八、四、四	九、四、四	三	日本電氣株式會社
三五九元	高周波振動電流變調裝置	九、三、九	一〇、三、九	五	株式會社チヨイント商會
三五四元	水管接手	九、六、〇	一〇、六、〇	五	株式會社チヨイント商會
五六八八	高周波式有線多重電信電話裝置	九、六、〇	一〇、六、〇	五	株式會社チヨイント商會
三七五一	戸上式配電裝置	九、一、五	一〇、一、五	三	株式會社戸上電機製作所
五〇七三	配電裝置	出願公告 三、四、四	一〇、一、五	三	同
同上の追加	模様彫刻法	一〇、一、九	一一、一、九	五	井波合名會社外一
三七六三	エロア生地製造法	一〇、四、六	一一、四、六	三	東京帽子株式會社
三八七三	滑石陶磁器製造法	一〇、一、三〇	一一、一、三〇	四	株式會社名古屋製陶所
四〇八三	同上	出願公告 一、一、三〇	一一、一、三〇	四	同
六三九二	電子放電管用安定器	二、六、三	三、六、三	五	東京電氣株式會社
同上の追加	自硬性磁石鋼	出願公告 二、七、二	三、七、二	三	日本特殊鋼株式會社
四三六〇	眞空球出力制御裝置	出願公告 二、二、元	三、二、元	三	安藤博
四三六七					

○百件以上ノ特許權所有者一覽表

(昭和十二年十二月末現在)

住居地	權利者名	件數
神奈川	東京電氣株式會社	一、七〇
東京	株式會社芝浦製作所	一、五八
獨逸	イーゲー、フアルペンインツストリー、アクチエンゲゼルシャフト	六八
東京	株式會社日立製作所	六二
獨逸	シーメンス、シュツケルト、ウエルケアクチエンゲゼルシャフト	六四
東京	財團法人理化學研究所	三三
東京	三菱重工業株式會社	三三
東京	日本電氣株式會社	三三
米國	ウエスチングハウス、エレクトリック、エンド、マヌファクチュアリング、コムパニー	三三
東京	インターナショナルスタンダードエレクトリックコーポレーション	二七
東京	三菱電機株式會社	二〇
東京	堀井新治郎	二〇

○百件以上ノ實用新案權所有者一覽表

(昭和十二年十二月末現在)

住居地	權利者名	件數
東京	株式會社日立製作所	一、五六
東京	三菱電機株式會社	七六

住居地	權利者名	件數
東京	三井鑛山株式會社	一六
東京	古河電氣工業株式會社	一六
東京	日本タイプライター株式會社	一四
東京	濱田初次郎	一三
東京	日産化學工業株式會社	一三
獨逸	テレフンケン、ゲゼルシャフト、フエールドライトロイゼ、テレグラフキー、ミットベシユレンクテルハフツング	二六
關東州	南滿洲鐵道株式會社	二七
東京	味の素本舖株式會社鈴木商店	二六
大坂	ソサイエテ、オブ、ケミカル、インヅストリー、インバーゼル	二九
東京	日本窒素肥料株式會社	一六
東京	株式會社明電舎	一〇
計		九、六三



國產石油

揮發油 燈油 輕油 重油 機械油 石蠟

アスファルト類
一般道路工事



東京丸の内
日本石油株式會社

業作貫一鋼鉄

目種業營

副特合鋼鋼鉄

產殊金

物鋼鐵材管鐵

資本金 壹億圓

日本鋼管株式會社

社長 白石元治郎

本社及營業所 東京市麴町區丸ノ内一ノ二

電話丸ノ内 三五七一—三五七五
四一八五—四一八八

工場
大阪鋼管製造所
電氣製鐵所
神奈川縣川崎市南渡田町及扇町
大阪市此花區大開町
富山縣新湊町
新潟市沼垂町

國産乾電池の最高權威



特許

屋井乾電池

本社 東京市神田區錦町一丁目
電話 神田 (25) 長 二二二二 四三番
工場 神奈川県川崎市下並木
電話 川崎 二七七一 四番

日本特許府

第七四七	第七
七二六五	第七
七〇一八	第八
六八〇四	第八
一三七六	第八
一三八六	第八
七三〇二	第九
五五〇三	第九
一〇六九	第九
四二八〇	第十

特許 英國 〇九八八〇三
特許 英國 七二〇三五七一

國産品輸入品對比優良國産品鑑査合格

東京 京都 大阪
於大禮紀念國産振興博覽會
優良國産最高賞牌受領

帝國發明協會第八回地方表彰優等賞牌受領
帝國發明協會第三回帝國表彰有功賞牌受領



諸官廳並ニ
設計大家指定品

佐久間工業株式會社

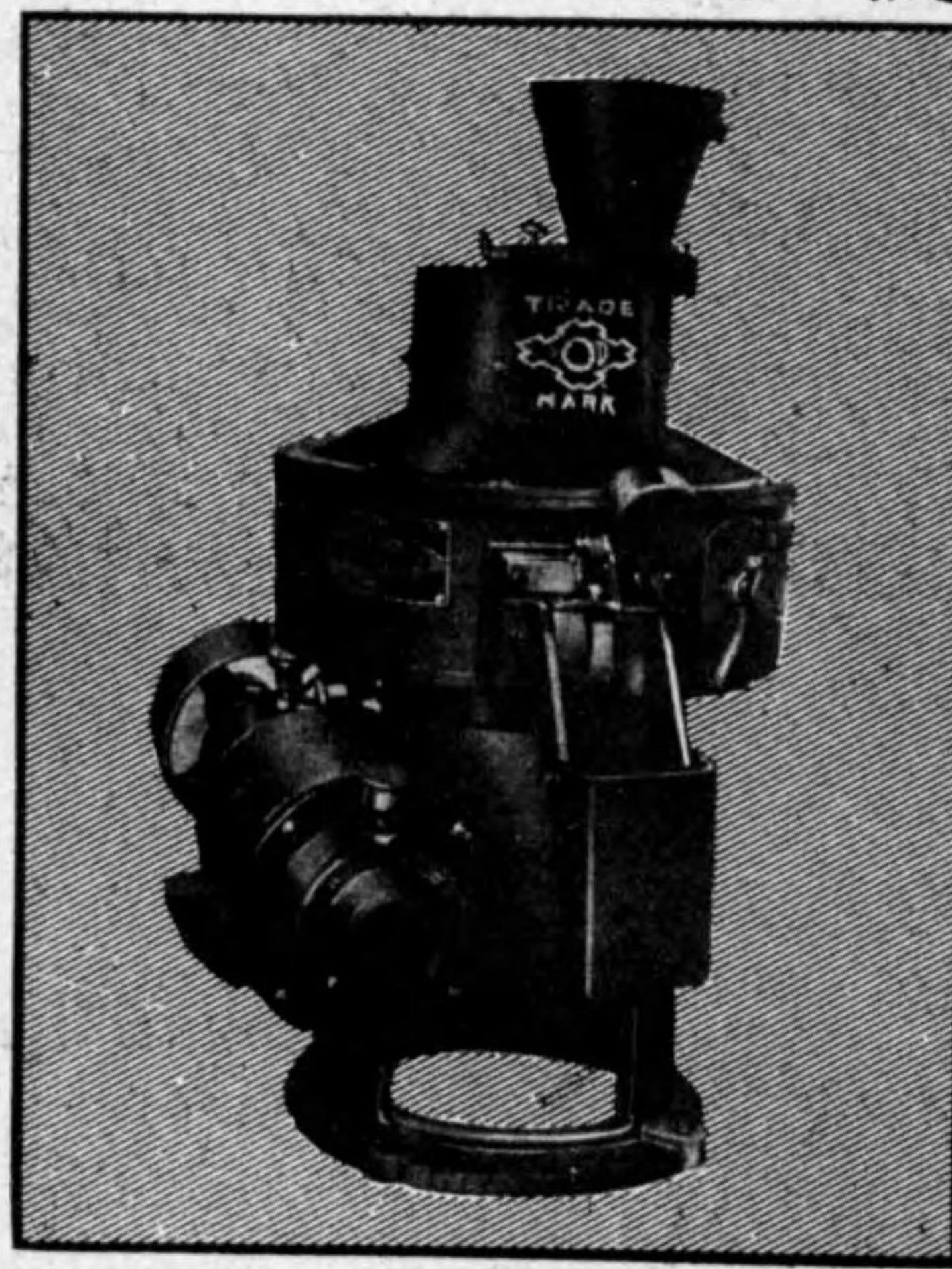
取締役社長 佐久間榮吉

本社 東京市京橋區銀座四三ノ一
電話 東京 一七七一 三三三番
東京支店 東京市京橋區銀座五丁目二ノ一
電話 東京 一八八三 〇〇番
大阪支店 大阪市東區高麗橋五丁目一〇
電話 北濱 五五〇〇 〇〇番
京都出張所 京都市東區江通十三番地七十五號
電話 錦山 二二二六 〇〇番
千住工場 東京市足立區千住東町九三
電話 足立 二四〇〇 〇〇番
練馬工場 東京市練馬區小倉町
電話 足立 二三八九 〇〇番



特許 中野式 新案
 豎型胚芽白米搗精機

高速迴轉應用豎型精穀機元祖



營業種目

- 中野式豎型釀造用精米機
- 中野式豎型無砂精麥機
- 中野式豎型胚芽白米搗精機
- 中野式豎型高粱精白機
- 中野式無砂白米搗精機
- 三陽式胚芽白米搗精機

製作發賣元

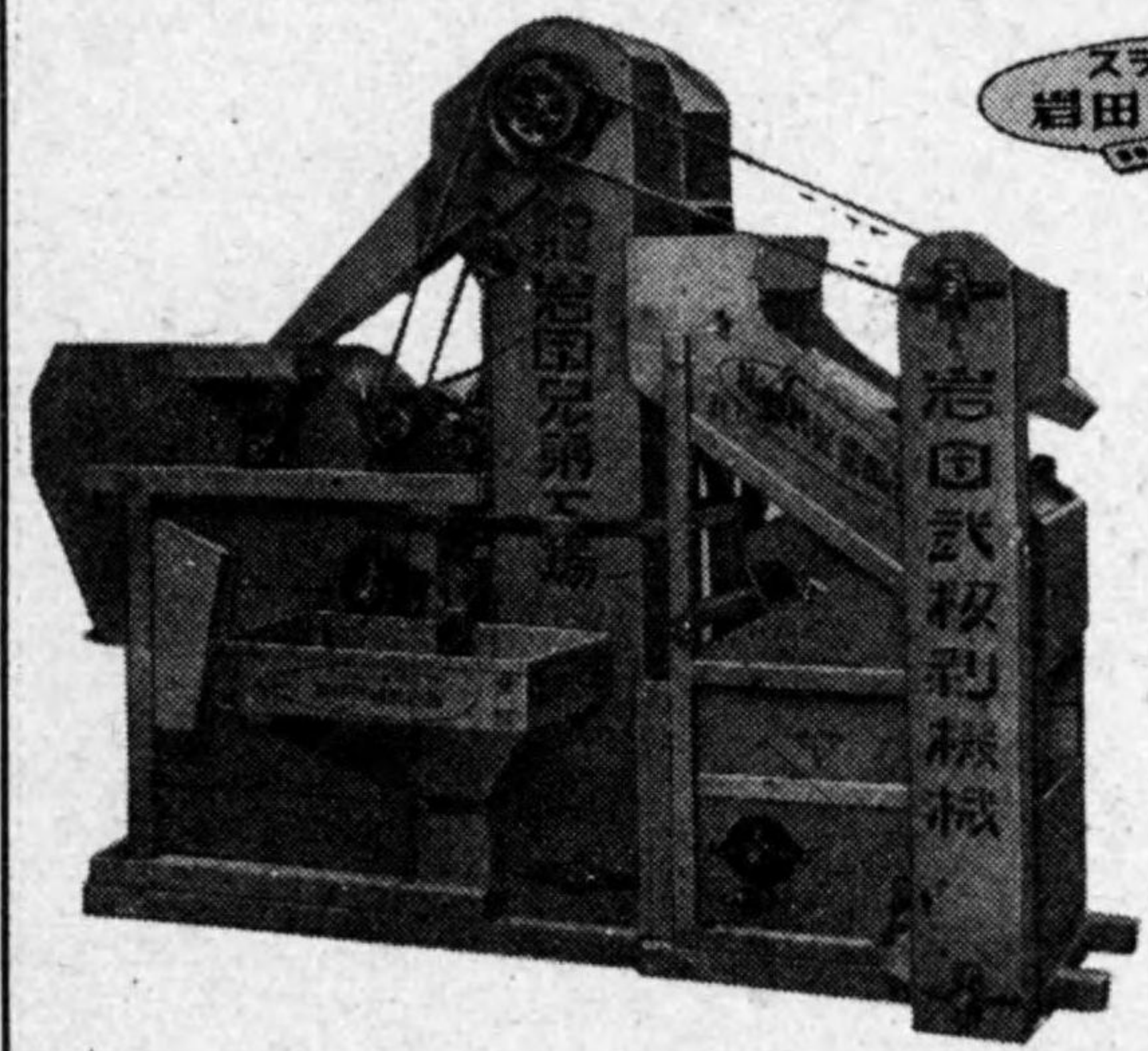
三陽工場

廣島縣皆實町二丁目
 電話 四九一三番
 東京市神田區花房町二丁目
 電話 三〇七八番



專賣 岩田式 粉粒剝機 玻璃にムク

標商錄登



帝國發明協會
 大賞受領

農林省
 商工省
 御推獎

- 一、岩田式脫稈裝置
 - 一、碎米防止裝置
 - 一、給穀裝置
 - 一、埃拔裝置
 - 一、給穀自動調節裝置
 - 一、整層式萬石
- 以上合成

岩田兄弟工場販賣部

東京市荒川區日暮里八丁目七八三番
 電話 四三五一番
 東京市神田區龜住五丁目
 電話 六三二九番

保健!!

専門家から見て

最高の品質!!

時代から見て

最適の清酒!!

理研清酒

新進 を召せ

冷燗を問はず



辨理士試験

○辨理士法施行令

〔沿革〕 昭和八年七月勅令第二〇〇

號、同十三年六月同第四〇

一號改正

第一章 辨理士試験

第一條 辨理士試験ハ毎年一回東京ニ

於テ之ヲ行フ其ノ期日及場所ハ商工

大臣之ヲ定メ豫メ官報ヲ以テ公告ス

第二條 辨理士試験ハ辨理士試験委員

之ヲ行フ

辨理士試験委員ハ委員長一人常任委

員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ外必要アルトキハ試験施行毎

ニ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 委員長ハ特許局長官ヲ以テ之

ニ充ツ

常任委員及臨時委員ハ各廳高等官、

辨理士及學識アル者ノ中ヨリ商工大

臣之ヲ命ス

第四條 委員長ハ常任委員及臨時委員

ヲ監督シ試験ニ關スル一切ノ事務ヲ

總理ス

第五條 辨理士法第五條ノ規定ニ該當

スル者ハ試験ヲ受ケル事ヲ得ス

第六條 (削除)

第七條 試験ヲ受ケムトスル者ハ手數

料トシテ十五圓ヲ納付スヘシ

手數料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付ス

ヘシ

手數料ハ願書ヲ取下ケタルトキ又ハ

試験ヲ受ケサルトキト雖之ヲ還付セ

ス

第八條 試験ヲ分チテ豫備試験及本試

験トス

豫備試験ニ合格シタル者ニ非サレハ

本試験ヲ受ケル事ヲ得ス

第八條ノ二 豫備試験ハ受験者カ本試

験ヲ受ケルニ相當ナル學識ヲ有スル

ヤ否ヤヲ考試スルヲ以テ目的トス

第八條ノ三 豫備試験ハ論文及外國語

ニ付之ヲ行フ

外國語試験ハ英語、佛語及獨語ノ中

ニ就キ受験者ヲシテ豫メ一種ヲ選擇

セシメ之ヲ行フ但シ受験者ノ願ニ依

リ他ノ外國語ヲ以テ之ニ代フルコト

アルヘシ

第八條ノ四 豫備試験ヲ受ケムトスル

者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ナル

コトヲ要ス

一 中學校ヲ卒業シタル者

二 文部大臣ニ於テ普通教育ニ關シ

中學校ヲ卒業シタル者ト同等以上

ノ學力ヲ有スト定メタル者

三 辨理士試験委員ニ於テ普通教育

ニ關シ中學校ト同等以上ト認ムル

外國ノ學校ヲ卒業シタル者

四 前各號ニ掲クル者ノ外文部大臣

ノ定ムル所ニ依リ國語及漢文、歴

史、地理、數學並ニ物理及化學ニ

付中學校卒業程度ニ於テ行フ試験

ニ合格シタル者

第八條ノ五 左ノ各號ノ一ニ該當スル

者ハ豫備試験ヲ免ス

- 一 高等學校高等科ヲ卒リ又ハ大學豫科ヲ修了シタル者
 - 二 文部大臣ノ定ムル所ニ依リ高等學校高等科ヲ卒リ又ハ大學豫科ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力ヲ有スト認ムル者
 - 三 辨理士試驗委員ニ於テ高等學校高等科ト同等以上ト認ムル外國ノ學校ヲ卒業シタル者
 - 四 特許局ニ於テ判任以上ノ官ニ在職シテ五年以上審査ノ事務ニ從事シタル者
- 豫備試驗ニ合格シタル者ハ爾後豫備試驗ヲ免ス
- 第八條ノ六 本試驗ハ受験者カ必要ナル學識及其ノ應用能力ヲ有スルヤ否ヤヲ考試スルヲ以テ目的トス
 - 第八條ノ七 本試驗ハ筆記及口述トス
 - 筆記試驗ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試驗ヲ受クルコトヲ得ス
 - 第八條ノ八 辨理士試驗委員ニ於テ必要ト認ムル科目ノ筆記試驗及口述試驗ハ受験者ニ法文其ノ他ノ參考資料ヲ示シテ之ヲ行フコトヲ得

第八條ノ九 筆記試驗ハ左ノ必須科目及選擇科目ニ付之ヲ行フ

必須科目

- 一 憲法
- 二 行政法
- 三 民法
- 四 商法
- 五 刑法
- 六 民事訴訟法
- 七 刑事訴訟法
- 八 國際私法
- 九 經濟學
- 十 商品學
- 十一 材料力學
- 十二 構造力學
- 十三 機械學
- 十四 熱及熱機關
- 十五 水力學
- 十六 船體構造
- 十七 航空機理論及構造

選擇科目

- 十八 精密工學
- 十九 建築構造
- 二十 鐵筋コンクリート工學
- 二十一 測量學
- 二十二 綿絲紡績學
- 二十三 織物構造學
- 二十四 鑛山機械學
- 二十五 探鑛學
- 二十六 電氣理論
- 二十七 電氣機器
- 二十八 通信工學
- 二十九 送電及配電
- 三十 無機化學
- 三十一 有機化學
- 三十二 製造工業化學
- 三十三 物理化學
- 三十四 冶金學
- 三十五 製造冶金學
- 三十六 光學
- 三十七 藥化學
- 三十八 藥品製造學
- 三十九 農業機械學
- 四十 土壤學
- 四十一 水產

選擇科目ハ受験者ヲシテ豫メ三科目ヲ選擇セシム

- 口述試驗ハ必須科目ニ付之ヲ行フ
- 第八條ノ十 特許局ニ於テ判任以上ノ官ニ在職シテ五年以上審査ノ事務ニ從事シタル者ニシテ本試驗ヲ受ケムトスル者ニ付テハ受験者ノ願ニ依リ工業所有權ノ試驗ヲ免ス
- 第八條ノ十一 筆記試驗ニ合格シタル者ニ付テハ受験者ノ願ニ依リ翌年ニ限り筆記試驗ヲ免ス
- 第九條 不正ノ方法ニ依リ試驗ヲ受ケムトシタル者又ハ試驗ニ關スル規程ニ違反シタル者ニ對シテハ其ノ試驗ヲ停止シ其ノ合格ヲ無効トス前項ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ三年以内ニ於テ期間ヲ定メ試驗ヲ受ケシメサルコトヲ得
- 第十條 試驗合格者ヲ定ムル方法ハ辨理士試驗委員ノ議定スル所ニ依リ
- 第十一條 試驗合格者ニハ合格證書ヲ授與ス
- 第十二條 試驗合格者ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第二章 辨理士ノ登録

- 第十三條 辨理士ノ登録ヲ受ケムトスル者ハ申請書ニ氏名、住所、本籍及事務所ヲ記載シ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付シ辨理士會ヲ經由シテ之ヲ特許局長官ニ差出スヘシ
- 第十四條 登録料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スヘシ
- 第十五條 特許局長官ハ辨理士ノ登録ヲナシタルトキ又ハ其ノ登録ヲ拒否シタルトキハ辨理士會ヲ經由シテ申請人ニ之ヲ通知スヘシ
- 前項ノ規定ニ依ル登録ノ拒否ノ通知ニハ理由ヲ附スヘシ
- 第十六條 登録ノ拒否ノ通知ヲ受ケタル者其ノ拒否ニ對シ不服アルトキハ訴願ヲ提起スルコトヲ得
- 第十七條 特許局長官ハ辨理士登録簿ニ左ノ事項ヲ記載スヘシ
 - 一 氏名、住所及本籍
 - 二 事務所
 - 三 登録ノ年月日
 - 四 登録番號
 - 五 登録抹消ノ年月日及其ノ事由

六 懲戒

- 第十七條ノ二 辨理士登録抹消ヲ申請セムトスルトキハ申請書ニ氏名、住所、事務所及登録番號ヲ記載シ辨理士會ヲ經由シテ之ヲ特許局長官ニ差出スヘシ
- 第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ特許局長官ハ辨理士ノ登録ヲ抹消スヘシ
 - 一 登録抹消ノ申請アリタルトキ
 - 二 死亡シタルトキ
 - 三 辨理士タル資格ヲ具ヘサルカ又ハ具ヘサルニ至リタルトキ
 - 四 辨理士會ヲ退會セシメラレタルトキ
- 第十八條ノ二 辨理士法第十九條ノ規定ニ依ル申告又ハ辨理士懲戒委員會ノ招集アリタル場合ニ於テハ商工大臣ノ處分アルマテ前條第一號ノ規定ニ依ル登録ノ抹消ヲナスコトヲ得
- 第十九條 特許局長官ハ第十八條第一號、第三號若ハ第四號ノ規定ニ依リ辨理士ノ登録ヲ抹消シタルトキ又ハ辨理士ノ登録ヲ回復シタルトキハ辨

理士會ヲ經由シテ登録ヲ抹消セラレタル者ハ登録ヲ回復セラレタル者ニ之ヲ通知スヘシ
第十八條 第三號ノ規程ニ依リ辨理士ノ登録ヲ抹消シタル場合ノ通知ニハ理由ヲ附スヘシ

第二十條 前條第二項ノ通知ヲ受ケタル者登録ノ抹消ニ對シ不服アルトキハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第二十一條 特許局長官ハ辨理士ノ登録又ハ其ノ抹消若ハ回復ヲ爲シタルトキハ官報、特許公報、實用新案公報、意匠公報ヲ以テ之ヲ公告スベシ
第二十二條 辨理士ハ其ノ氏名、住所、本籍又ハ事務所ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク其旨ヲ辨理士會ヲ經由シテ特許局長官ニ届出ツヘシ
辨理士死亡シタルトキハ其ノ相續人又ハ親族ハ遲滞ナク其旨ヲ特許局長官ニ届出ツヘシ

(以下省略)

○辨理士法施行

令ニ依ル受験資格ニ關スル件

(昭和十三年七月一日 文部省令第十八號)

辨理士法施行令第八條ノ四及第八條ノ五ニ依ル受験資格ニ關スル件左ノ通定ム

- 第一條 左ニ掲クル者ハ辨理士法施行令第八條ノ四第二號ニ依リ普通教育ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者トス
- 一 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者
- 二 專門學校入學者檢定規定ニ依リ專門學校入學者檢定規程ニ依リ受クル資格ヲ有スル者
- 第二條 專門學校入學者檢定規程ニ依リ國語、漢文、歴史、地理、數學、物理及化學ノ各學科目ニ付試験檢定ニ合格シ又ハ試験ヲ免除セラレタル者ハ辨理士法施行令第八條ノ四第四

號ニ該當スル者トス

第三條 左ニ掲クル者ハ辨理士法施行令第八條ノ五第二號ニ依リ高等學校高等科ヲ卒リ又ハ大學豫科ヲ修了シタル者ト同等以上ト認ム

- 一 大學學部ニ學生トシテ入學シ現ニ在學スル者又ハ卒業シ若ハ學士試験ニ合格シタル者
 - 二 大正七年文部省令第三號第二條第二號ニ依リ高等學校高等科若ハ大學豫科ト同等以上ト指定シタル學校ヲ卒業シタル者
 - 三 醫師法第一條第一項第一號、齒科醫師法第一條第一號、藥劑師法第二條第二項第一號ニ依リ指定シタル學校ヲ卒業シタル者又ハ醫師試験、齒科醫師試験、藥劑師試験若ハ獸醫師試験ニ合格シタル者
 - 四 文部大臣ニ於テ高等學校高等科若ハ大學豫科ト同等以上ト指定シタル學校ヲ卒業シタル者
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○辨理士試験規定

(昭和十三年六月四日 商工省令第二十七號)

辨理士試験規則左ノ通定ム

辨理士試験規則

第一條 辨理士試験ヲ受ケムトスル者ハ受験願書ニ履歷書及辨理士法施行令第八條ノ四又ハ第八條ノ五ノ規定ニ該當スル者ナルコトヲ證スル書面並ニ出願前一年以内ニ帽ヲ著ケスシテ撮影シタル手札形寫眞(裏面ニ撮影年月日及氏名ヲ自署スヘシ)ヲ添ヘ之ヲ辨理士試験委員長ニ提出スヘシ
受験ノ出願ハ豫備試験ヲ受ケル者ニ在リテハ毎年七月一日ヨリ同月二十五日迄ニ其ノ他ノ者ニ在リテハ毎年八月一日ヨリ同月二十五日マデ之ヲ爲スヘシ

國語ノ種類ヲ記載スヘシ
第四條 辨理士法施行令第八條ノ十ノ規定ニ依リ工業所有權法ノ試験ノ免除ヲ受ケムトスルトキハ受験願書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ
第五條 辨理士法施行令第八條ノ十一ノ規定ニ依リ豫備試験ノ免除ヲ受ケムトスルトキハ受験願書ニ記載スヘシ
第六條 昭和十三年勅令第四百一號附則第二項ノ規定ニ依リ豫備試験ノ免除ヲ受ケムトスルトキハ受験願書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ
第七條 受験願書及添附書類ハ之ヲ還付セス但シ證明書ハ請求ニ依リ之ヲ還付ス
第八條 受験者試験當日試験開始ノ時刻迄ニ出席セス又ハ試験半途ニテ休止シタルトキハ其ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス
第九條 受験者ハ試験委員長ノ告示其ノ他試験委員ノ指示ヲ遵守スヘシ
第十條 辨理士試験ニ關シ本則ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ辨理士試

驗委員長之ヲ定ム

附 則

本則ハ昭和十三年法律第五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十三年六月六日ヨリ施行)

○辨理士試験問題

昭和十一年

- 特許法
一、特許權ノ移轉ニ付説明スヘシ
- 實用新案法
一、審判ヲ請求シ得ル場合ヲ舉ケ且ツ各場合ニ付簡單ニ説明スヘシ
- 意匠法
一、意匠權ノ範圍ヲ論セヨ
- 商標法
一、商標權ノ存續期間ノ性質ヲ述ヘ其ノ更新登録ノ要件ヲ説明セヨ
- 條約
一、工業所有權保護同盟條約ニ於ケル特許ノ獨立ニ付説明スヘシ
- 民法
一、通謀ニヨル虚偽ノ意思表示ニ付テ

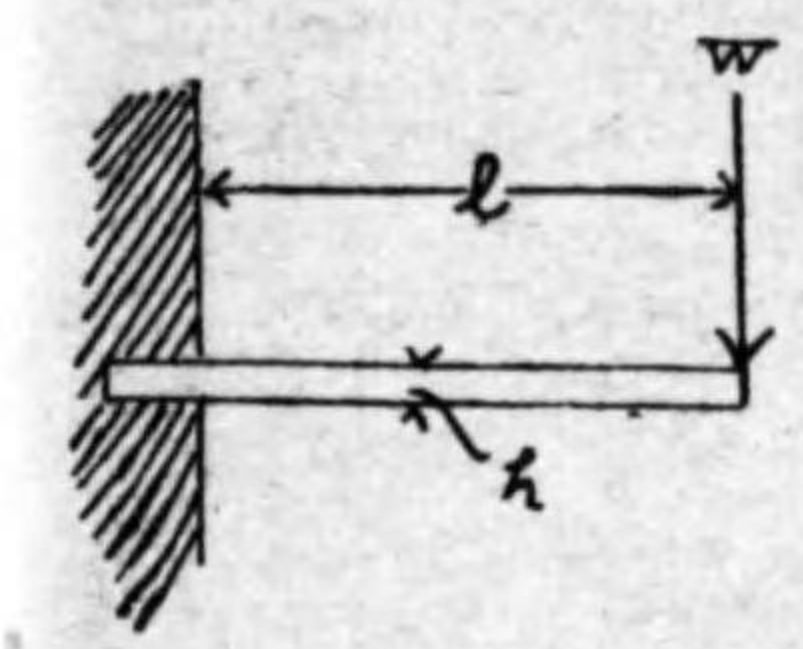
説明スヘシ
二、契約ノ解除ニ付テ説明スヘシ

○刑 法
一、正當ナル行爲ニ付テ説明スヘシ
二、業務妨害罪ニ付テ説明スヘシ

○應用理學(機械)
一、高速重油「ディーゼル」機關カ自動車、飛行機用トシテ要望セラルル理由及其ノ實現困難ナル理由二、三ヲ列舉セヨ

二、蒸汽衝動「タービン」ト蒸汽反動「タービン」ノ作用原理ノ大要ヲ説明シ且ツ各々ノ構造上ノ特徴ヲ列舉セヨ

三、左圖ノ如ク梁ノ一端ハ固定セラレ他端ニWナル集中荷重ヲ受ケタル場合ノ曲「モーメント」及剪斷力ヲ圖示シ且ツ之ニ對スル梁ノ高サhハ如何ナル形狀ニ設計



スヘキモノナリヤ簡略ニ其ノ形狀ヲ圖示セヨ(但シ梁ノ幅ハ一定トス)

○應用化學
一、左ノ語ニツキ例ヲ舉ケテ説明セヨ
(イ) 規定溶液(ロ) 錯鹽(ハ) 結晶水(ニ) 復分解(ホ) 滴定法

二、漂白ニ關シ化學的ニ説明セヨ
三、化學式及實例ヲ示シ「アルコール」「アルデヒド」及「ケトン」ノ關係ヲ說明セヨ

四、石炭ヨリ製造セラルル種々ノ物質ヲ系統的ニ表示シ各物質ヲ得ヘキ工程ヲ附記セヨ

○民事訴訟法
一、民事訴訟ニ於ケル辯論主義(當事者訴訟主義)ヲ論評スヘシ
二、證據方法ノ種類ヲ略説スヘシ

○刑事訴訟法
一、刑事訴訟法上ニ於ケル被告人ノ地位ヲ論スヘシ
二、上訴ノ意義及効力ヲ説明スヘシ

○國際私法
一、歸化ノ要件ヲ説明セヨ
二、工業所有權ニ於ケル外國人ノ地位

ヲ説明セヨ
○應用理學(電氣)
一、次ノ電子放射ヲ説明セヨ
(イ) 光電子放射(ロ) 熱電子放射
(ハ) 二次電子放射

二、壓電氣現象ヲ説明シ其ノ應用ヲ述ヘヨ
三、「ソヂウム」電燈ヲ説明スヘシ
四、交流發電機ヲ並行運轉スル方法ヲ説明スヘシ

昭和十二年
○特許法
一、特許出願公告制度ヲ説明スヘシ
○實用新案法
一、實用新案法ノ登錄ヲ受クルコトヲ得ル考案ニ付説明スヘシ

○意匠法
一、意匠ノ新規ノ意義ヲ明ニシ類似意匠ノ意義及特徴ヲ説明スヘシ
○商標法
一、商標權ノ効力ノ及ハサル場合ヲ説明セヨ

○條 約
一、化學平衡ニ就キ説明セヨ
二、合成樹脂トハ如何ナルモノカ、一ニノ例ヲ舉ケ其ノ製法、特性及用途ヲ略記セヨ

三、鹼化、轉化、重合、電離トハ如何カ例ヲ舉ケテ説明セヨ
四、左記ノモノニ就キテ説明セヨ
(イ) 昇汞(ロ) 活性炭(ハ) デアゾ化合物(ニ) 再生纖維素

昭和十三年
○憲 法
一、憲法第八條ヲ説明スヘシ
二、豫算ニ關スル帝國議會ノ權限ヲ説明スヘシ

○行政 法
一、行政行爲ノ無効ナル場合ヲ説明スヘシ
二、請願及訴願ヲ説明スヘシ

○民 法
一、錯誤カ意思表示ノ効力ニ及ホス影響ヲ論ス
二、同時履行ノ抗辯ヲ論ス

一、工業所有權保護同盟條約ニ依ル優先權主張ノ要件及優先權ノ効力ニ付説明スヘシ

○民 法
一、時効ノ中斷ニ付テ説明スヘシ
二、權利ノ濫用ニ付テ説明スヘシ

○刑 法
一、共同正犯ニ付説明スヘシ
二、偽證罪ニ付説明スヘシ

○民事訴訟法
一、自由心證主義ヲ説明スヘシ
二、既判力(確定判決ノ形式の効力)ノ範圍ヲ略説スヘシ

○刑事訴訟法
一、檢事ノ地位ヲ説明スヘシ
二、不利益變更禁止ノ原則ヲ説明スヘシ

○國際私法
一、反致法ノ原則ヲ説明セヨ
二、所有權ノ取得時効ハ何レノ國ノ法律ニ據ルヘキカ

○應用理學(機械)
一、揮發油内燃機關ニ使用スル氣化器ノ一種ヲ圖示シ其ノ構造及作用ヲ説

明スヘシ
二、「インディケータ・ダイヤグラム」ニ付説明シ且ツ之ヨリ蒸汽機關ノ馬力ヲ計算スル方式ヲ述ヘヨ

三、左ノ語ノ意義ヲ説明スヘシ
(イ) 偶 力(カッブル)(ロ) 運動量(モーメント)(ハ) 慣性能率
(ニ) モーメント・オブ・イナーシャ
(三) 摩擦係數(コエフィシエント・オブ・フリクション)(ホ) 彈性限界
(エラスチック・リミット)

四、「ユニヴァーサル・ギョイント」ノ驅動軸ト被動軸トノ角速度ノ關係ヲ説明シ且ツ「ダブル・ユニヴァーサル・ギョイント」ノ效用ヲ叙述スヘシ

○應用理學(電氣)
一、磁氣飽和曲線トハ何ヲ意味スルヤ詳説スヘシ
二、多相誘導電動機ノ作動原理ヲ解説セヨ

三、高周波工學ニ於テ左ノ意味ヲ問フ
(イ) 搬送波(ロ) 變調(ハ) 檢波
四、白熱纖維電球ノ一例ニ付圖面並ニ其ノ説明ヲ作製セヨ

○應 用 化 學
一、漂白ニ關シ化學的ニ説明セヨ
二、結晶水(ニ) 復分解(ホ) 滴定法

○應 用 理 學 (機 械)
一、揮發油内燃機關ニ使用スル氣化器ノ一種ヲ圖示シ其ノ構造及作用ヲ説

○刑法

- 一、未遂罪ニ付説明スヘシ
- 二、刑法第五十七條第一項ノ罪ニ付説明スヘシ

○民事訴訟法

- 一、責問權ヲ論ス
- 二、訴ノ取下ヲ論ス

○刑事訴訟法

- 一、告訴及告訴ノ取消ニ付説明スヘシ
- 二、裁判所カ判決ヲナスニ當リ他ノ裁判所ノ判斷ニ羈束セラルヘキ場合ヲ説明スヘシ

○國際私法

- 一、外國法人ノ意義及認許ニ就キ説明スヘシ
- 二、行為能力ノ準據法ヲ説明スヘシ

○經濟學

- 一、産業ノ統制ヲ論スヘシ
- 二、價格ト生産費トノ關係ヲ論スヘシ

○商品學

- 一、左ノ商品ニ付キ知ルトコロヲ述フ

(一) 米棉

(二) バルブ

(三) 無水アルコール

- 二、左ノ術語ヲ説明スヘシ

(一) 規格統一

(二) 先物取引

(三) 格付

(四) 「F.O.B」及「C.F.F」

(五) 定期米

(六) 生絲ノ正量検査

(七) 銑鋼一貫作業

(八) ボーメ度

- 工業所有權法
- 一、追加特許ト原特許トノ關係ヲ説明スヘシ
- 二、慣用標章ト周知標章トノ意義及效果ヲ説明スヘシ
- 三、特許權、實用新案權、意匠權及商標權ノ存續期間ヲ説明スヘシ

○機械學

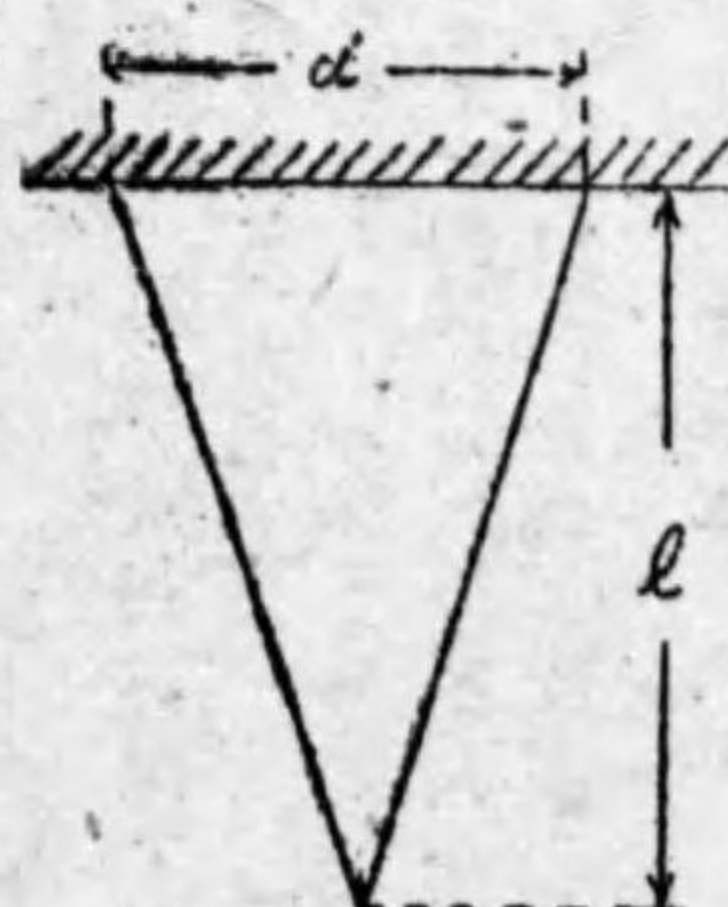
- 一、複斜向齒車 (double helical gear) ノ構造及其ノ效用ヲ叙セヨ
- 二、等速回轉ヲ爲ス軸ヨリ驅動セラルル從動軸ノ回轉速度ヲ隨意ニ變更セントス、之ニ用ユヘキ機構ノ一例ヲ圖解スヘシ

- 三、水力傳動機構ノ一例ヲ圖示シ且ツ其ノ特長ヲ説明セヨ

○材料力學

- 一、下記ノ術語ヲ簡明ニ説明セヨ
降伏點 yield point
彈性係數 modulus of (direct) elasticity
- レジリエンス resilience
- ポアソン比 poisson's ratio

二、圖ニ示ス圓錐形棒ノ長サカ一底部ノ直徑カ材料ノ單位體積ノ重量カ「テアルトキノ自量ニヨツテ生スル伸ヒハ如何



- 三、直徑 180cm ノボイラーアリ蒸氣壓力 14 氣壓ニシテ鐵板ノ結局強サ 4300kg/cm² 接手ノ效率ハ 85% ニシテ安全率ヲ 5 トスレバ鐵板ノ厚サハ

何程カ

○熱及熱機關

- 一、過熱蒸氣ノ效用ヲ詳述セヨ
- 二、「ディーゼル」機關ノ燃料噴射ノ方式ヲ列舉シ且ツ其ノ損失ヲ説明セヨ
- 三、左ノ術語ニ就キ説明ヲ加ヘヨ

イ、underfeed stoker

ロ、extraction turbine

ハ、supercharger

○建築構造

- 一、木造建築ニ於テ對東小屋組 (Queen post truss) ヲ應用セル屋根ヲ圖示シ且ツ其ノ各部ノ名稱ヲ記セヨ
- 二、建築物ニ加ハル風壓ニ依ル荷重ト地震ニ依ル荷重トノ異同ヲ比較シ且ツ各ニ對スル設計上ノ注意ヲ述ヘヨ
- 三、次ノ術語ニ就キ説明ヲ加ヘヨ

イ、根切

ロ、校倉造

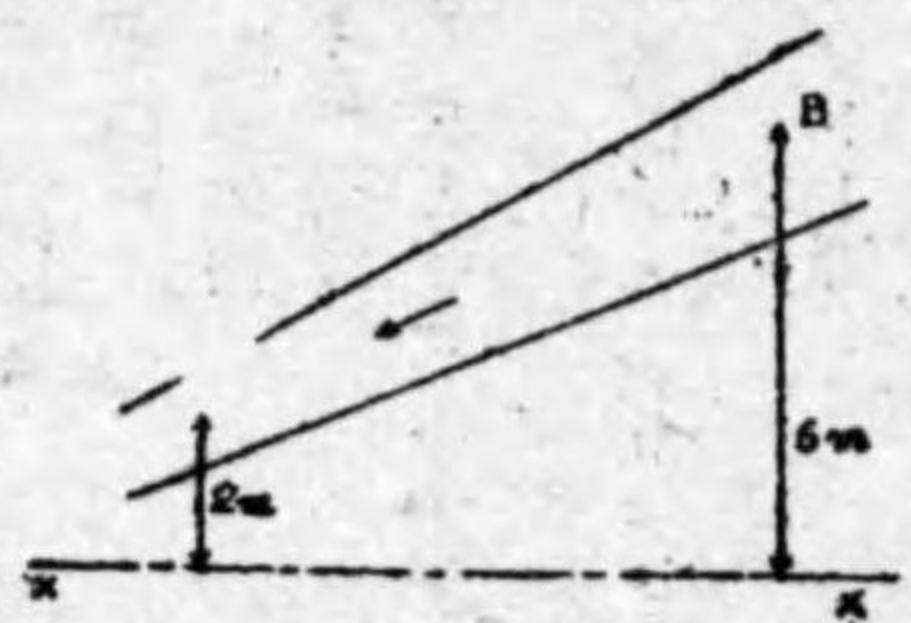
ハ、車知 (鯨)

ニ、落掛

ホ、乾式構造 (Trockenbau)

○構造力學

- 一、任意ノ直角三角形ノ斷面ヨリ曲ゲニ對シ最大ノ強サヲ有スル短形斷面ヲ切り取ルニハ高サ及幅ヲ何程ニスヘキカ
- 二、圖示セル桁構 (truss) ノ各部材 (member) ニ起ル應力及反力 R_1, R_2 ヲ圖式解法 (graphic method) ニ依リテ求メヨ
- 三、引張力 $P = 5000\text{kg}$ ヲ受ケル厚サ $t = 10\text{mm}$ ノ鐵板ヲ重ネ接手ニスル時ノ銲接子ヲ設計セヨ、但シ板ノ許シ引張内力 $Kt = 850\text{ kg/cm}^2$ 銲ノ許シ剪斷力 $Ks = 600\text{ kg/cm}^2$ 板厚 (t) ト銲孔徑 (d) トノ關係ハ $d = 1.5t - 0.2\text{ cm}$
- 農業機械學
- 一、鋏カ我國獨特ノ農具トシテ古來使用セラレ來リシ理由ヲ簡單ニ記セ



- 二、互用犁 (one way plough) トハ如何ナルモノカ
- 三、今或馬ニ適當ナル勞働ヲ一日 8 時間、速度毎秒 1 米、荷重 60kg トス若シ荷重ヲ 80kg ニシ速度ハ同様 1 米トスレハ此ノ馬ハ一日何時間ノ仕事を爲サスヘキヤ

○光學

- 一、空氣ニ對スル硝子及水ノ屈折率ハ夫々一、五二ト一、三三ナリ、水ニ對スル硝子ノ屈折率如何
- 二、清澄ナル池ヲ鉛直ニ見下ロセルニ深サ四米ト觀察セラレタリ實際ノ深サハ如何、但證明ヲ附スヘシ
- 三、焦點距離ハナル凸レンズカ擴大率日ナル實像ヲ生ジタリ、レンズヨリ物體マテノ距離ハ $\frac{H+1}{H} \cdot f$ ナルコトヲ證セヨ
- 四、極メテ薄キ平凸レンズノ凸面カ鍍銀セラレタリ、平面側ニ於テレンズノ光軸上無限距離ニ在ル光點ノ像ハ何處ニ生スルカ、但凸面ノ曲率半徑ハ二〇 厘屈折率ハ一、五トス

○電氣理論

- 一、電壓共振ト電流共振トノ區別ヲ説明スヘシ
- 二、消弧線輪ノ消弧作用ノ理論ヲ圖面ヲ擧ケテ説明セヨ
- 三、陰極線トハ如何ナルモノナルカヲ略述シ、次ニ其ノ性能ヲ列擧説明スヘシ

○電氣機器

- 一、真空熱電子管型整流器ノ構造及作用ヲ説明スヘシ
- 二、單相誘導電動機ノ特性及起動方法ニ就テ知レル處ヲ記載セヨ
- 三、直流分巻發電機ニ於テ補極ト補償巻線トノ作用ヲ比較説明セヨ

○送電及配電

- 一、送電線ノ中性點接地ノ方法及效果ヲ述ヘヨ
- 二、送電線路ニ於テ次ノ事項ヲ説明セヨ
 - (イ) 燃架(トランスポジション)
 - (ロ) 架空地線
- 三、送電及配電ニ蓄電池ヲ併用シテ利益アル場合ヲ擧ケ其ノ理由ヲ説明ス

ハシ

○通信工學

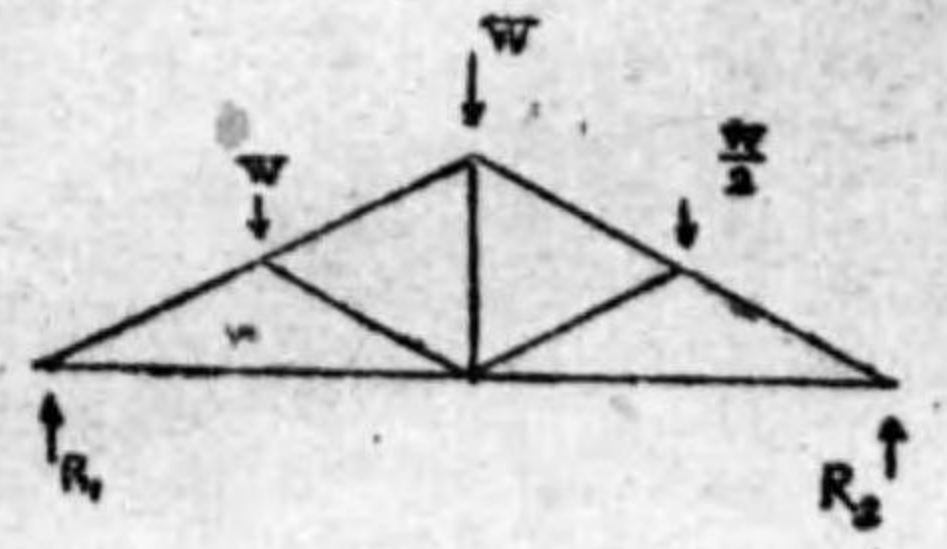
- 一、電話回路ノ裝荷方法及其效果ヲ説明セヨ
- 二、搬送式電話法ヲ説明セヨ
- 三、無線標識(ラヂオビーコン)トハ如何ナルモノナルカヲ説明シ其ノ作用及效果ヲ述ヘヨ

○水力學

- 一、落差(Head)ニ對スル水「タービン」ノ選定ニ就キ記述セヨ
- 二、次ノ術語中三ツヲ説明セヨ
 - イ、draft tube 吸出管
 - ロ、surge tank 調壓水槽
 - ハ、vena contracta 縮流
 - ニ、hydraulic mean depth 水力平均深サ
 - ホ、Borda's mouth piece ボルタノ呑口
 - ヘ、Pitot tube ユーター管
- 三、圖ニ於テ基準水平面X-XヨリB点ノ高サニアルA點ニ於テハ内徑10cm又基準水平面ヨリ6cmノ高サニアルB點ニ於テハ内徑20cmノ管アリ今

B點ニ於ケル壓力ノ強サ1.5atm

點ニ於ケル壓力ハ何程ナリヤ
但シ管ヲ流ルル水量ハ毎秒80リットルニシテ摩擦損失ハ無キモノトシテ計算セヨ



○無機化學

- 一、窒素ノ酸化物ニツキ説明セヨ
- 二、「ハロゲン」族ノ元素ニツキ述ヘヨ
- 三、「オゾン」ノ製法、性質及用途ニツキ知ル所ヲ記セ

○有機化學

- 一、立體異性ニツキ説明セヨ
- 二、次ノ語ヲ説明セヨ
 - (1) 示性式
 - (2) 「キサントプロロニン」ノ反應
 - (3) 「カルボン」酸
 - (4) 「アミン」
 - (5) 「グリニアル」試藥

三、次ノ物質ノ分子式又ハ構造式ヲ記セ

- (1) 酒石酸
- (2) 葡萄糖
- (3) 「ナフトール」
- (4) 「アントラセン」
- (5) 「ピリヂン」

○製造工業化學

- 一、金屬「マグネシウム」ノ製造法ニツキ述ヘヨ
- 二、石炭ノ液化ニツキ簡單ニ説明スヘシ

- (1) 鹼化 (2) 糖化 (3) 硫化 (4) 炭化

○藥品製造學

- 一、「ビタミン」ニツキ知レル所ヲ記セ
- 二、「サリチル」酸ノ製造法ヲ述ヘヨ
- 三、藥品溶解點ノ檢定法ニツキ説明セヨ

○物理化學

- 一、相律ニツキ述ヘヨ
- 二、物質ノ溶解度ト溫度トノ關係ニツキ説明セヨ
- 三、左ノ語ニツキ説明セヨ
 - (1) 固溶體 (2) オルガノゾル

(3) 負觸媒 (4) 擴散 (5) 滲透

昭和十四年

○特許ニ關スル法令並ニ條約類問題

- 一、特許法ニ於ケル軍事上又ハ公益上ノ制限ヲ論ス
- 二、日滿間工業所有權相互保護協定ニ於ケル優先權ヲ説明シ其ノ工業所有權保護同盟條約ニ於ケル優先權トノ差異ニ及フヘシ

○工業所有權法(實用新案、意匠及商標ニ關スル法令)問題

- 一、意匠ト實用新案トノ觀念ノ異同ヲ説明スヘシ
- 二、商標ノ先願主義ト先使用主義トノ得失ヲ論ジ併セテ現行法ノ規定ニ及フヘシ

○憲法問題

- 一、法律制定ノ手續ヲ説明スヘシ
- 二、國務大臣ノ職責ヲ説明スヘシ

○行政法問題

- 一、不法ナル行政處分ニ對スル救濟方法ヲ述ヘヨ
- 二、行政處分ノ強制執行ニ就テ論述スヘシ

○民法問題

- 一、代理ニ付キ説明スヘシ
- 二、債權者取消權ニ付キ説明スヘシ

○刑法問題

- 一、法律ノ不知ト犯意トノ關係ヲ説明スヘシ
- 二、背任罪ト横領罪トヲ比較スヘシ

○民事訴訟法問題

- 一、判決ノ效力ニ付キ説明スヘシ
- 二、證據及疏明ニ付キ説明スヘシ

○刑事訴訟法問題

- 一、自由心證主義ヲ説明スヘシ
- 二、告訴不可分ノ原則ヲ説明スヘシ

○國際私法問題

- 一、法律關係ノ性質ヲ決定スヘキ準據法ヲ論スヘシ
- 二、無國籍者カ外國ニ於テ爲シタル婚姻ノ效力ニ關スル準據法ヲ説明スヘシ

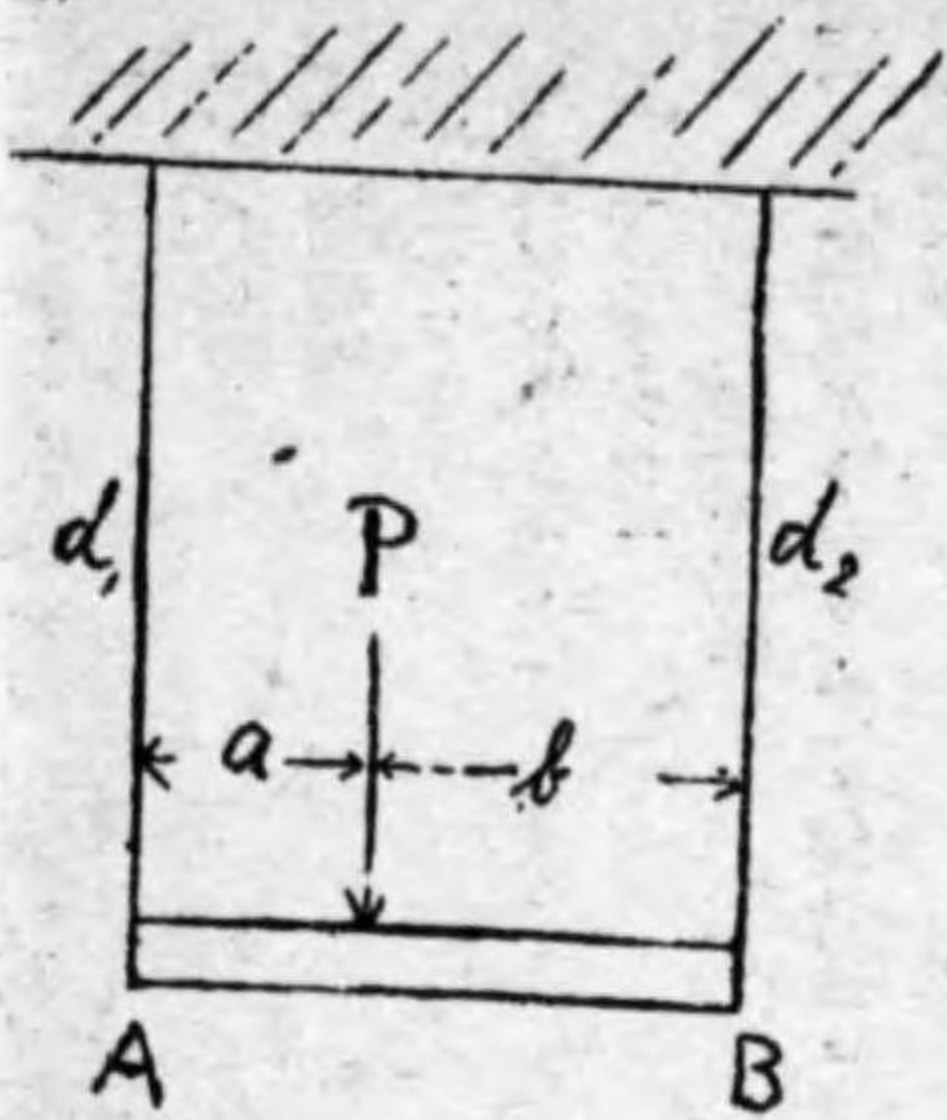
○經濟學問題

- 一、株式會社組織ノ利害得失ヲ論スヘシ
- 二、通貨ト物價トノ關係ヲ論スヘシ

○材料力學問題

左記ノモノヨリ任意ノ三問題ヲ選ビ解答スベシ

- 一、慣性能率(モーメント・オブ・イナーシア)ニツキ詳述スベシ
- 二、圓形横断面ヲ有スル原木ヨリ、最モ強キ矩形横断面ノ梁ヲ切り出ス方ヲ解説セヨ
- 三、A Bナル桁ガ左圖ノ如ク兩端ニ於テ抗張材ニ依リ一定水平面ヨリ懸垂



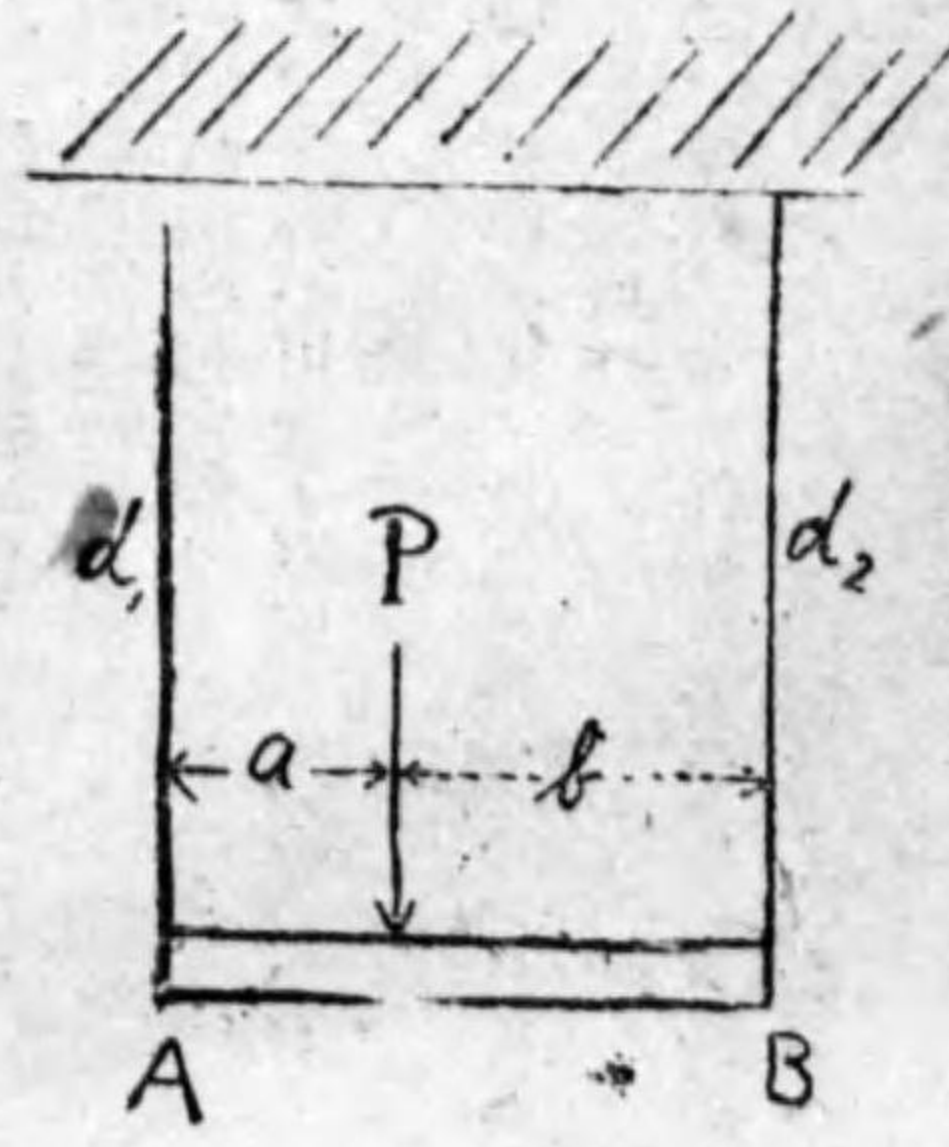
セラル、抗張材ハ等長ニシテ徑 d_1 及 d_2 ヲ有ス、桁上ノ何レノ點ニ荷重 P ガ乗リタル時ニ桁ハ水平ノ位置トナルカ。

- 四、幅一「メートル」、厚サ一五「センチメートル」、長サ二・一五米ノ兩端支ヘラレタル鐵筋「コンクリート」梁ヲ以テ、上面一平方米ニツキ一〇〇〇「キログラム」ノ等分布荷重ヲ支ヘントス、必要ナル鐵筋ノ寸法及ビ數ト其ノ配置トヲ問フ

○構造力學問題

左記ノモノヨリ任意ノ三問題ヲ選ビ解答スヘシ

- 一、慣性能率(モーメント・オブ・イナーシア)ニツキ詳述スベシ
- 二、圓形横断面ヲ有スル原木ヨリ、最モ強キ矩形横断面ノ梁ヲ切り出ス方ヲ解説セヨ



法ヲ解説セヨ

- 三、A Bナル桁ガ左圖ノ如ク兩端ニ於テ抗張材ニ依リ一定水平面ヨリ懸垂セラル、抗張材ハ等長ニシテ徑 d_1 及 d_2 ヲ有ス、桁上ノ何レノ點ニ荷重 P ガ乗リタル時ニ桁ハ水平ノ位置トナルカ
- 四、幅一「メートル」、厚サ一五「センチメートル」、長サ二・一五米ノ兩端支ヘラレタル鐵筋「コンクリート」梁ヲ以テ、上面一平方米ニツキ一〇〇〇「キログラム」ノ等分布荷重ヲ支ヘントス、必要ナル鐵筋ノ寸法及ビ數ト其ノ配置トヲ問フ

但シ「コンクリート」ノ許容壓縮應力ヲ一平方「センチメートル」ニツキ三〇「キログラム」、鐵筋ノ許容抗張應力ヲ一平方「センチメートル」ニツキ一〇〇〇「キログラム」トシテ計算セヨ

○熱及熱機關問題

- (1) 高壓蒸汽罐 (high pressure boiler) ノ構造ヲ略圖ヲ以テ示シ其ノ特徴ヲ記述セヨ
- (2) 高空航行用ノ航空機内燃機關ニ必要ナル設備ヲ列舉シ且之ヲ説明スヘシ
- (3) 「スタールタービン」ノ構造及作用ヲ圖示シテ説明セヨ
- (4) 次ノ術語ニ就キ説明セヨ
 - (イ) entropy diagram
 - (ロ) Carnot's cycle
 - (ハ) economiser
 - (ニ) labyrinth packing
 - (ホ) knocking

管)

- (イ) wetted perimeter (濕潤周邊)
- (ロ) coefficient of contraction (收縮係數又ハ收縮率)
- (ホ) critical velocity of fluid flow (流水ノ限界速度)
- (4) 直徑20 厘米長サ100 米ノ圓管ノ端ヨリ直徑5 厘米ノ噴出口ヲ有シ毎秒50 米ノ水速ヲ以テ水ヲ噴出セシメントス何馬力ヲ要スルカ又效率如何但シ圓形管内ノ摩擦損失ノ係數ヲ0.03 トシテ計算セヨ

○機械學問題

- (1) 廻轉運動ヲ直線運動ニ變更スル機構三種類ニ付之ヲ圖示シ且ツ簡單ナル説明ヲ附セヨ
- (2) 自動車ガ曲道(カーブ)ヲ走ルトキ内側ノ車輪ヨリ外側ノ車輪ヲ多ク廻轉セシムル目的ヲ以テ差動傘形齒車裝置 (differential bevel gear) ヲ自動車ニ應用シタル一例ヲ圖示シ其ノ構造作用ヲ説明セヨ
- (3) 次ノ術語中三ツヲ簡明ニ説明セヨ
 - (イ) pin wheel (ピン齒車)
 - (ロ) pitch point (刻點)
 - (ハ) obliquity of action or pressure angle (齒形ノ傾斜角)
 - (ニ) heart cam (ハートカム)
 - (ホ) crossed belt (禱掛調帶) 及 open belt (袈袈掛調帶)

○水力學問題

- (1) 水力「タービン」ノ種類ヲ舉ケ之カ選定ノ條件ニ付記述セヨ
- (2) 水管内ニ於ケル流水ノ head (水頭) ノ loss (損失) ノ原因ヲ列舉シ且ツ簡略ナル説明ヲ附セヨ、
- (3) 次ノ術語中三ツヲ説明セヨ、
 - (イ) water hammering (水槌作用)
 - (ロ) Venturi tube (ベンチュリー

○鑛山機械學問題

- 一、「ロール・カッター」ノ種類ヲ述ベ各其ノ特徴ニツキテ説明スベシ
- 二、鑛石破碎機ノ内粗碎、中碎及粉碎ニ使用セラルルモノ各一種ニ付其ノ構造及作用ヲ簡明ニ説明セヨ
- 三、切羽運搬機トシテ「チェイン・コムベヤー」及「ベルト・コムベヤー」ノ優劣ヲ論セヨ
- 四、左ノ重量ヲ昇降セシムヘキ堅坑捲揚機ニ必要ナル電動機ノ馬力ヲ算出スヘシ

但シ「コンクリート」ノ許容壓縮應力ヲ一平方「センチメートル」ニツキ三〇「キログラム」、鐵筋ノ許容抗張應力ヲ一平方「センチメートル」ニツキ一〇〇〇「キログラム」トシテ計算セヨ

○鑛山機械學問題

- 一、「ロール・カッター」ノ種類ヲ述ベ各其ノ特徴ニツキテ説明スベシ
- 二、鑛石破碎機ノ内粗碎、中碎及粉碎ニ使用セラルルモノ各一種ニ付其ノ構造及作用ヲ簡明ニ説明セヨ
- 三、切羽運搬機トシテ「チェイン・コムベヤー」及「ベルト・コムベヤー」ノ優劣ヲ論セヨ
- 四、左ノ重量ヲ昇降セシムヘキ堅坑捲揚機ニ必要ナル電動機ノ馬力ヲ算出スヘシ

○鑛山機械學問題

- 一、「ロール・カッター」ノ種類ヲ述ベ各其ノ特徴ニツキテ説明スベシ
- 二、鑛石破碎機ノ内粗碎、中碎及粉碎ニ使用セラルルモノ各一種ニ付其ノ構造及作用ヲ簡明ニ説明セヨ
- 三、切羽運搬機トシテ「チェイン・コムベヤー」及「ベルト・コムベヤー」ノ優劣ヲ論セヨ
- 四、左ノ重量ヲ昇降セシムヘキ堅坑捲揚機ニ必要ナル電動機ノ馬力ヲ算出スヘシ

捲胴ノ直徑 二米
 捲胴ノ回轉數 毎分一〇〇回轉
 昇降箱ノ重量 五〇〇庇
 鑛車ノ重量 五〇〇庇
 鑛石ノ一車分ノ重量 八〇〇庇
 機械效率 八五パーセント
 (鋼索ノ重量ハ之ヲ省略スルコトヲ得)

○農業機械學問題
 一、「打子鋏」ト「引キ鋏」トノ相違點ヲ説明セヨ
 二、犁ノ一種ヲ圖示シ其ノ各部ノ名稱ヲ附セヨ
 三、「トラクター」ノ使用カ農業ニ及ホス利益ヲ列擧セヨ
 四、精選機ヲ作業ノ原理ニ依リ大別シ各々例ヲ擧ケテ説明スヘシ

○電氣理論問題
 (一) 力率六〇% 遅電流ノ電力五〇〇「キロワット」ナル單相交流負荷ノ端子間ニ靜電蓄電器ヲ接続スルコトニ依リ合成力率ヲ八〇% 遅電流ニ改善シタリト云フ、此ノ場合蓄電器ノ皮相電力(キロボルトアンペア)ヲ算

出セヨ
 (一) 對稱三相交流ヲ用キテ強サ一定ナル回轉磁界ヲ發生セシムル方法及理論ヲ説明セヨ
 (二) 電場ニ於ケル等電位面ノ意義ヲ説明シ併セテ等電位面カ力線ノ方向ニ對シテ直角ナルコトヲ證明セヨ
 ○電氣機器問題
 (一) 二重籠型誘導電動機ト普通ノ籠型誘導電動機トニツキ構造及ヒ特性ヲ比較セヨ
 (二) Wキロボルトアンペアノ同一容量單相變壓器二個ヲV型ニ接続シテ三相配電ニ使用スル場合其ノ出力ハ如何ニナルヤ且其ノ理由ヲ説明セヨ
 (三) 並行運轉ヲナセルニツノ交流發電機ノ負荷ヲ一機ヨリ他機ニ移ス場合ニハ如何ニ操作スヘキカ並ニ其ノ理由ヲ述ヘヨ
 ○送電及配電問題
 (一) 特別高壓架空電線路ニ於テピン碍子ト懸垂碍子トヲ比較セヨ
 (二) 單相三線式配電線ノ中性線ニ自動遮斷器ヲ挿入セサル理由ヲ述ヘヨ

(三) 次ノ事項ニツキ略述セヨ
 (イ) タングステン・ヒューズ
 (ロ) 逆電流繼電器
 (ハ) 誘導電壓調整器
 (ニ) 碍子型閉閉器
 ○無機化學問題
 一、炭酸曹達ノ製法ヲ記セ
 二、次ノ場合ニ起ル化學變化ヲ化學方程式ニテ記シ且各分子式ノ下ニ物質ノ名稱ヲ附記セヨ
 イ、二酸化「マンガン」ニ食鹽及硫酸ヲ加ヘテ熱ス
 ロ、無水磷酸ヲ水ニ投シテ熱スル場合及熱セサル場合
 ハ、石灰水ニ炭酸瓦斯ヲ通スル場合

ニ、銅ヲ硝酸ニ投シテ熱スル場合
 ○有機化學問題
 一、「ニトロセルローズ」ノ性質及用途ニツキ説明セヨ
 二、左記ノ物質ノ構造式又ハ示性式ヲ示セ
 イ、「エチルアルコール」
 ロ、「エチルエーテル」
 ハ、「フオルムアルデヒド」
 ニ、「アセトン」
 ホ、「ベンゼン」
 ヘ、「ナフタリン」
 ト、「アンストラセン」
 チ、「グリセリン」
 リ、「ピクリン」酸
 ヌ、「ブタヂエン」
 三、「アニリン」ノ製法ヲ記セ
 ○製造工業化學問題
 一、硝酸ノ製造法ニツキテ記セ
 二、「エチル・アルコール」ノ製法ヲ略記セヨ
 ○藥化學問題
 一、「アセチル・サリチル」酸ノ製法性状及用途ヲ記セ

二、膠狀銀ニツキテ記セ
 三、左記ノモノノ組成及用途ヲ記セ
 イ、「サリチル」酸「メチル・エステル」
 ロ、「デルマトール」
 ○物理化學問題
 一、質量作用ノ法則ヲ説明セヨ
 二、金屬膠狀溶液ノ製法ヲ記セ
 ○土壤學問題
 一、土壤中纖維素ノ分解ニツキ説明セヨ
 二、石灰ノ土壤ニ對スル化學的作用ニツキ記セ



其他高級特殊塗料及溶劑

躍進國產塗料

漆

東京塗料製造合資會社

東京市神野川区昭和町3-50 電話(3)633-634
支店 滿州國奉天露田55 電話(3)5663

特許公報類及取圖書

種別	定價	郵税	分冊ノ定價	分冊ノ郵税
特許公報	三三、〇	一、五	三、〇	三、〇
特許發明細書	四〇、〇	二、五	四、〇	三、〇
實用新案公報	五二、〇	三、〇	三、〇	三、〇
意匠公報	六〇、〇	二、〇	三、〇	三、〇
商標公報	三五、〇	二、五	六、〇	三、〇
審決公報	二六、〇	二、〇	三、〇	三、〇

其他原本謄寫（レクチグラフィ）
 特許發明分類總目錄及總索引、登錄實用新案分類總目錄及總索引、文字商標集並發明關係法規參考書出願手續等（圖書目錄贈呈）

發行所

東京市麴町區丸ノ内三丁目二番地
 帝國發明協會
 電話九ノ内(23)一八八八番
 振替貯金口座東京六五五五

特許、實用新案、意匠、商標關係法規

特許法

第一章 總則

第一條 新規ナル工業的發明ヲ爲シタル者ハ其ノ發明ニ付特許ヲ受クルコトヲ得

第二條 特許權者又ハ特許出願者ハ其ノ發明ノ改良又ハ擴張ニ係ル新規ノ發明ニ付獨立ノ特許ニ代ヘ追加ノ特許ヲ受クルコトヲ得

第三條 左ニ掲クル發明ニ付テハ之ヲ特許セス

- 一 飲食物又ハ嗜好物
- 二 醫藥又ハ其ノ調合法
- 三 化學方法ニ依リ製造スヘキ物質
- 四 秩序若ハ風俗ヲ紊リ又ハ衛生ヲ害スルノ虞アルモノ

第四條 本法ニ於テ發明ノ新規ト稱スルハ發明力左ノ各號ノ一ニ該當スルコトナキヲ謂フ

- 一 特許出願前帝國内ニ於テ公然知ラレ又ハ公然用キラレタルモノ

第五條 特許ヲ受クルノ權利ヲ有スル者カ試驗ノ爲メ其ノ發明ヲ前條各號ノ一ニ該當スルニ至ラシメタル場合ニ於テ其ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ發明ハ之ヲ新規ナルモノト看做ス

第六條 特許ヲ受クルノ權利ヲ有スル者カ特許ヲ出願シタルトキハ其ノ發明ハ之ヲ新規ナルモノト看做ス

第七條 特許ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ニ反シテ其ノ發明カ前條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ發明ヲ出願シタルトキ亦前項ニ同シ

第八條 特許ヲ受クルノ權利ヲ有スル者カ政府ノ開設シ、道府縣若ハ之ニ準スヘキモノノ開設シ若ハ政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覽會又ハ工業所有權保護同盟條約國ノ版圖内ニ開設スル官設若ハ官許ノ萬國博覽會ニ出品ノ爲メ其ノ發明ヲ第四條各號ノ一ニ該當スルニ至ラシメタル場合ニ於テ其ノ開會ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ發明ハ之ヲ新規ナルモノト看做ス

第九條 特許出願ハ一發明毎ニ之ヲ爲スヘシ但シ二以上ノ發明カ牽連シテ利用上一發明ヲ爲スモノト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 同一發明ニ付テハ最先ノ出願者ニ限リ特許ス但シ同日ノ各別ノ出願者アルトキハ出願者ノ協議ニ依リ特許シ協議調ハサルトキハ共ニ特許セス

第十一條 二以上ノ發明ヲ包含スル特許出願ヲ二以上ノ出願ト爲シタルトキハ各出願ハ最初出願ノ時ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第十二條 特許出願ヲ獨立ノ特許出願ニ、獨立ノ特許出願ヲ追加ノ特許出願ニ變更シタルトキ亦前項ニ同シ

第十三條 特許出願カ特許ヲ受クルノ權利ノ承繼人ニ非サル者又ハ特許ヲ

受ケタルノ權制ヲ冒認シタル者ノ爲シタルモノナルニ因リ特許ヲ受ケルコト能ハサルニ至リタル場合ニ於テ其ノ特許出願ノ後ニ爲シタル正當權利者ノ出願ハ其ノ特許ヲ受ケルコト能ハサルニ至リタル特許出願ノ時ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス但シ特許ヲ受ケルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ三十日ヲ、出願公告アリタル場合ニ於テハ出願公告ノ日ヨリ三十日ヲ經過シタル後ノ出願ニ係ルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 特許カ特許ヲ受ケルノ權利ノ承繼人ニ非サル者又ハ特許ヲ受ケルノ權利ヲ冒認シタル者ノ受ケタルモノナルニ因リ其ノ特許ヲ無効トスル審決確定シ又ハ判決アリタル場合ニ於テ其ノ特許ノ出願ノ後ニ爲シタル正當權利者ノ出願ハ其ノ無効ト爲リタル特許ノ出願ノ時ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス但シ其ノ特許ノ出願公告ノ日ヨリ五年ヲ經過シタル後ノ出願又ハ其ノ審決確定シ若ハ判決アリタル日ヨリ三十日ヲ經過シタル後ノ出願ニ係ルトキハ此ノ限ニ在ラス

ヲ移轉スルコトヲ得但シ擔保ニ供スルコトヲ得ス
特許ヲ受ケルノ權利カ共有ニ係ル場合ニ於テハ各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得ス
特許ヲ受ケルノ權利ノ承繼ハ承繼人カ特許出願前ニ在リテハ特許ヲ出願シ特許出願後ニ在リテハ出願人名義ノ變更ヲ届出ツルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス但シ同日ノ出願又ハ届出ニ係ルトキハ關係者ノ協議ニ依リ協議調ハサルトキハ共ニ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第十三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル法定又ハ指定ノ期間ノ計算ハ左ノ規定ニ依ル
一 期間ノ初日ハ之ヲ算入セス但シ其ノ期間カ午前零時ヨリ始ルトキハ此ノ限ニ在ラス
二 期間ヲ定ムルニ月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從フ月又ハ年ノ始ヨリ期間ヲ起算セサルトキハ其ノ期間ハ最後ノ月又ハ年ニ於テ其ノ起算日ニ應當スル日ノ前日ヲ以テ滿了ス但シ最後ノ月ニ應當日ナキトキハ其ノ月ノ末日ヲ以テ滿了

ス
特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付テノ法定又ハ指定ノ期間ノ末日カ日曜日又ハ一般ノ祝祭日ニ當ルヘキトキハ其ノ日ノ翌日ヲ以テ其ノ期間ノ末日トス
第十四條 被用者、法人ノ役員又ハ公務員ノ其ノ勤務ニ關シ爲シタル發明ニ付テハ性質上使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ノ業務範圍ニ屬シ且其ノ發明ヲ爲スニ至リタル行爲カ被用者、法人ノ役員又ハ公務員ノ任務ニ屬スル場合ノモノヲ除クノ外豫メ使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ヲシテ特許ヲ受ケルノ權利又ハ特許權ヲ承繼セシムルコトヲ定メタル契約又ハ勤務規程ノ條項ハ之ヲ無効トス
使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ハ被用者、法人ノ役員又ハ公務員ノ其ノ勤務ニ關シ爲シタル發明ニシテ性質上使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ノ業務範圍ニ屬シ且其ノ發明ヲ爲スニ至リタル行爲カ被用者、法人ノ役員又ハ公務員ノ任務ニ屬スル場合ノモノニ付其ノ被用者、法人ノ役員若ハ公務員カ特許ヲ

受ケタルトキ又ハ其ノ者ノ特許ヲ受ケタルノ權利ヲ承繼シタル者カ特許ヲ受ケタルトキハ其ノ發明ニ付實施權ヲ有ス
被用者、法人ノ役員又ハ公務員ハ前項ノ發明ニ付テノ特許ヲ受ケルノ權利又ハ特許權ヲ豫メ定メタル契約又ハ勤務規程ニ依リ使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ヲシテ承繼セシメタル場合ニ於テ相當ノ補償金ヲ受ケルノ權利ヲ有ス
使用者、法人又ハ職務ヲ執行セシムル者ニ於テ既ニ支拂ヒタル報酬アルトキハ裁判所ハ前項ノ補償金ヲ定ムルニ付之ヲ斟酌スルコトヲ得
本條ニ於テ法人ノ役員ト稱スルハ法人ノ業務ヲ執行スル役員ヲ謂ヒ公務員ト稱スルハ刑法第七條第一項ノ公務員ヲ謂フ

與フル場合ニ於テハ政府ハ相當ノ補償金ヲ支給ス
收用及補償金支給ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第十六條 帝國內ニ住所ヲモ居所ヲモ有セサル者ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外帝國內ニ住所又ハ居所ヲ有スル代理人ニ依ルニ非サレハ特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲シ又ハ特許權若ハ特許ニ關スル權利ヲ主張スルコトヲ得ス
前項ノ規定ニ依リ出願若ハ請求又ハ主張ヲ爲ス代理人ハ特ニ授ケラレタル權限ノ外本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル手續並民事訴訟、私訴及告訴ニ付本人ヲ代表ス
特許權者又ハ特許權ニ關シ登録シタル權利ヲ有スル者ノ代理人ニシテ第一項ノ規定ニ依リ手續又ハ主張ヲ爲スモノノ選任若ハ變更又ハ代理權若ハ其ノ變更消滅ハ登録ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
第十七條 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者ノ代理人ニシテ前條第三項ニ規定スル代理人ニ非サルモノノ選任若ハ變更又ハ代理權

若ハ其ノ變更消滅ハ特許局ニ届出ツルニ非サレハ之ヲ以テ特許局ニ對抗スルコトヲ得ス
第十七條ノ二 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者ノ委任ニ因ル代理人ノ代理權ノ本人ノ死亡若ハ能力ノ喪失、本人タル法人ノ合併ニ因ル消滅、本人タル受託者ノ信託ノ任務終了又ハ法定代理人ノ死亡、能力ノ喪失若ハ代理權ノ變更消滅ニ因リテ消滅セス(昭和四年法律第四十七號ヲ以テ追加同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)
第十八條 特許ニ關スル代理人數人アルトキハ特許局ニ對シテハ各別ニ本人ヲ代表ス(昭和四年法律第四十七號ヲ以テ本條中改正同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)
第十九條 特許局長官ニ於テ特許ニ關スル代理人ヲ適當ナラスト認ムルトキハ其ノ改任ヲ命スルコトヲ得
特許局長官又ハ審判長ニ於テ當事者、參加人若ハ特許異議申立人又ハ其ノ代理人カ手續又ハ演述ヲ爲スノ能力ナシト認ムルトキハ辨理士ヲ以

テ代理セシムヘキコトヲ命スルコトヲ得第二項ニ規定スル命令アリタル後第一項ノ代理人又ハ前項ノ當事者、參加人、特許異議申立人若ハ代理人ノ特許局ニ對シタル行爲ハ之ヲ無効ト爲スコトヲ得

第二十條 削除（昭和十三年法律第五號ヲ以テ本條削除同年勅令第四百號ニ依リ同年六月六日ヨリ施行）

第二十一條 數人共同シテ特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者又ハ特許權ノ共有者ハ特許局ニ對シ各人互ニ代表スルモノトス但シ特ニ代表者ヲ定メ特許局ニ届出テタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十七條ノ規定ハ前項但書ノ代表者ニ付之ヲ準用ス

第二十二條 特許權者帝國内ニ住所ヲモ居所ヲモ有セザルトキハ第十六條第二項ノ代理人ノ住所又ハ居所、其ノ代理人ナキモノニ在リテハ特許局ノ所在地ヲ以テ民事訴訟法第八條ノ財產所在地ト看做ス（昭和四年法律第四十七號ヲ以テ本條中改正同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行）

第二十三條 特許局長官ハ外國又ハ

遠隔若ハ交通不便ノ地ニ在ル者ノ爲

請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ特許局又ハ裁判所ニ對シ手續ヲ爲スヘキ法定ノ期間ヲ延長スルコトヲ得（同上）

第二十四條 出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲シタル者之ニ關スル爾後ノ行爲ニ付指定ノ期間ヲ懈怠シタルトキ又ハ登録ヲ受クル際納付スヘキ特許料ノ納付ヲ怠リタルトキハ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外特許局長官ハ其ノ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ無効ト爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ無効ト爲シタル場合ニ於テ其ノ期間ノ懈怠力宥恕スヘキ障礙ニ因ルモノト認ムルトキハ其ノ障礙ノ止ミタル日ヨリ十四日以内ニシテ其ノ期間満了後一年以内ノ請求ニ依リ特許局長官ハ懈怠ノ結果ヲ免レシムルコトヲ得

第二十五條 特許ニ關スル出願、請求其ノ他ノ手續ヲ爲ス者其ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ第九條、第一百十五條、第二百二十二條第一項又ハ本法ニ於テ準用スル民事訴訟法第四百十五條ニ規定スル期間ヲ遵守スルコト能ハサル場合ニ於テハ其ノ事

特許權カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル實用新案權ト抵觸スル場合又ハ特許發明カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル登録實用新案ヲ利用スルモノナル場合ニ於テハ特許權者ハ實用新案權者ノ實施許諾アルニ非サレハ其ノ特許發明ヲ實施スルコトヲ得ス

第三十六條 特許權ノ效力ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ及ハス

一 研究又ハ試驗ノ爲ニスル特許發明ノ實施

二 單ニ帝國内ヲ通過スルニ過キサ

三 運輸具又ハ其ノ裝置

三 特許出願ノ際ヨリ帝國内ニ在ル

第三十七條 特許出願ノ際現ニ善意ニ帝國内ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ特許發明ニ付事業ノ目的タル發明範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

第三十八條 特許ノ無効審判請求ノ登録前善意ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ帝國内ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ特許發明ニ付事業ノ目的タル發明範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

一 同一發明ニ對スル二以上ノ發明

由ハ止ミタル日ヨリ十四日以内ニシテ且其ノ期間満了後一年以内ニ限リ懈怠シタル手續ノ追完ヲ爲スコトヲ得（昭和四年法律第四十七號ヲ以テ本條改正同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行）

第二十六條 特許局ニ差出スヘキ書類其ノ他ノ物件ニ付差出ノ效力ヲ生スヘキ期間ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ特許權者又ハ特許ニ關スル權利ヲ有スル者ノ爲シタル又ハ其ノ者ニ對シ爲サレタル手續ノ效力ハ其ノ特許權又ハ特許ニ關スル權利ノ承繼人ニ及フ

第二十八條 特許局ニ事件ノ繫屬中ニ於テ特許權又ハ特許ニ關スル權利ノ移轉アリタルトキハ特許局ハ承繼人ニ對シ手續ヲ續行スルコトヲ得

第二十九條 本法ニ規定スルモノノ外特許局ニ繫ル手續ノ中断中止及中断中止シタル手續ノ續行ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十條 特許ニ關シ證明、特許證明ノ複本、書類ノ謄本若ハ圖面ノ調整ヲ求メ又ハ書類ノ閱覽若ハ謄寫ヲ爲

中其ノ一カ無効トナリタル場合ニ於ケル登録ヲ受ケタル原特許權者ニ對シテ無効トシ同一發明ニ付正當權利者ニ特許ヲ與ヘタル場合ニ於ケル登録ヲ受ケタル原特許權者

三 前二項ニ掲ケル場合ニ於テ其ノ無効ト爲リタル特許權ニ付實施權ヲ得テ其ノ登録ヲ受ケタル者但シ實施權カ登録ナキモ第五十二條第一項ノ效力ヲ有スル場合ハ登録アルヲ要セス

特許出願ノ日前又ハ之ト同日ノ出願ニ係リ其ノ特許權ト抵觸スル實用新案權ノ存続期間満了シタル場合ニ於テ其ノ實用新案權ニ付實施權ヲ得テ登録ヲ受ケタル者ハ其ノ特許發明ニ付原實施權ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス但シ原實施權カ登録ナキモ實用新案法第十三條第二項ノ效力ヲ有スル場合ハ登録アルヲ要セス

特許權者ハ前二項ノ規定ニ依ル實施權者ヨリ相當ノ補償金ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第三十九條 特許出願ノ日前又ハ之ト同日ノ出願ニ係リ其ノ特許權ト抵觸スル實用新案權ノ存続期間満了後ニ於ケル原實用新案權者ハ其ノ特許發

明ニ付テハ本法ニ規定スルモノノ外命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三十二條 外國人ニシテ帝國内ニ住所ヲモ營業所ヲモ有セザルモノハ條約又ハ之ニ準スヘキモノニ規定アル場合ヲ除クノ外特許權又ハ特許ニ關スル權利ヲ享有スルコトヲ得ス

第三十三條 特許ニ關シ條約又ハ之ニ準スヘキモノニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ從フ

第二章 特許權

第三十四條 特許權ハ登録ニ依リ發生ス

第三十五條 特許權者ハ物ノ特許發明ニ在リテハ其ノ物ヲ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有シ方法ノ特許發明ニ在リテハ其ノ方法ヲ使用シ及其ノ方法ニ依リテ製作シタル物ヲ使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス

新規ナル同一ノ物ハ同一ノ方法ニ依リテ製作シタルモノト推定ス

サムトスル者ハ特許局長官ニ之ヲ申請スルコトヲ得但シ特許局長官ニ於テ秘密ヲ要スト認ムルモノニ付テハ之ヲ許可セス

第三十一條 軍事上秘密ヲ要スル發明ニ付テハ本法ニ規定スルモノノ外命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三十二條 外國人ニシテ帝國内ニ住所ヲモ營業所ヲモ有セザルモノハ條約又ハ之ニ準スヘキモノニ規定アル場合ヲ除クノ外特許權又ハ特許ニ關スル權利ヲ享有スルコトヲ得ス

第三十三條 特許ニ關シ條約又ハ之ニ準スヘキモノニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ從フ

第二章 特許權

第三十四條 特許權ハ登録ニ依リ發生ス

第三十五條 特許權者ハ物ノ特許發明ニ在リテハ其ノ物ヲ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有シ方法ノ特許發明ニ在リテハ其ノ方法ヲ使用シ及其ノ方法ニ依リテ製作シタル物ヲ使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス

新規ナル同一ノ物ハ同一ノ方法ニ依リテ製作シタルモノト推定ス

サムトスル者ハ特許局長官ニ之ヲ申請スルコトヲ得但シ特許局長官ニ於テ秘密ヲ要スト認ムルモノニ付テハ之ヲ許可セス

第三十一條 軍事上秘密ヲ要スル發明ニ付テハ本法ニ規定スルモノノ外命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三十二條 外國人ニシテ帝國内ニ住所ヲモ營業所ヲモ有セザルモノハ條約又ハ之ニ準スヘキモノニ規定アル場合ヲ除クノ外特許權又ハ特許ニ關スル權利ヲ享有スルコトヲ得ス

第三十三條 特許ニ關シ條約又ハ之ニ準スヘキモノニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ從フ

第二章 特許權

第三十四條 特許權ハ登録ニ依リ發生ス

第三十五條 特許權者ハ物ノ特許發明ニ在リテハ其ノ物ヲ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有シ方法ノ特許發明ニ在リテハ其ノ方法ヲ使用シ及其ノ方法ニ依リテ製作シタル物ヲ使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス

明ニ付原權利ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

第四十條 特許發明カ軍事上秘密ヲ要シ又ハ軍事上若ハ公益上必要ナルモノナルトキハ特許權ヲ制限シ若ハ政府ニ於テ收用シ、特許ヲ取消シ又ハ政府ニ於テ特許發明ヲ實施スルコトヲ得

特許權ノ收用アリタルトキハ其ノ特許發明ニ關スル特許權以外ノ權利ハ消滅ス

第一項ノ規定ニ依ル制限、收用、取消又ハ實施ノ場合ニ於テハ政府ハ相當ノ補償金ヲ特許權者又ハ實施權者ニ支給ス

收用、實施及補償金支給ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條 特許アリタル後ニ於テ引續キ三年以上正當ノ理由ナクシテ其ノ發明カ帝國内ニ適當ニ實施セラレサル場合ニ於テ公益上必要アルトキハ特許局長官ハ利害關係人ノ請求ニ依リ其ノ實施權ヲ許與スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル最初ノ實施權ノ許與アリタル後ニ於テ引續キ二年以上正當ノ理由ナクシテ其ノ發明カ帝國内ニ適當ニ實施セラレサル場合ニ於

テ公益上必要アルトキハ特許局長官ハ利害關係人ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ其ノ特許ヲ取消スコトヲ得

特許權者又ハ請求人ハ第一項ノ規定ニ依ル實施權許與若ハ前項ノ規定ニ依ル特許取消ノ處分又ハ前二項ノ請求ノ却下ニ對シ不服アルトキハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ實施權ヲ許與スル場合ニ於テハ特許局長官ハ補償金ニ付テモ亦之カ決定ヲ爲スヘシ(昭和十三年法律第三號ヲ以テ本條中改正同年勅令第五百二十一號ニ依リ同年八月一日ヨリ施行)

第四十二條 前條ノ規定ニ依リ實施權ヲ取得シタル者適當ニ其ノ特許發明ヲ實施セサル場合ニ於テハ特許局長官ハ利害關係人ノ請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ其ノ實施權ヲ取消スコトヲ得

實施權者又ハ請求人ハ前項ノ規定ニ依ル取消ノ處分又ハ前項ノ請求ノ却下ニ對シ不服アルトキハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四十三條 特許權ノ存續期間ハ出願公告アリタル場合ニ在リテハ其ノ出願公告ノ日ヨリ、出願公告ナカリシ場合ニ在リテハ特許ノ日ヨリ十五年

ヲ以テ終了ス

第十條ノ規定ニ依リ正當權利者ニ特許ヲ與ヘタル場合ニ於テ特許ヲ受クルコト能ハサルニ至リタル特許出願ニ付願公告アリタルトキハ前項ノ十五年ノ期間ハ其ノ出願公告ノ日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第十一條ノ規定ニ依リ正當權利者ニ特許ヲ與ヘタルトキハ第一項ノ十五年ノ期間ハ無効ト爲リタル特許ノ出願公告ノ日ヨリ之ヲ起算ス

追加ノ特許權カ獨立ノ特許權ト爲リタルトキハ其ノ存續期間ハ原特許權ノ殘期間トス第五十三條第二項ノ規定ニ依ル各別ノ特許權ノ存續期間ニ付又同シ

特許權ノ存續期間ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ三年以上十年以下之ヲ延長スルコトヲ得

第四十四條 特許權ハ制限ヲ附シ又ハ附セスシテ之ヲ移轉スルコトヲ得特許權カ共有ニ係ル場合ニ於テハ各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ其ノ持分ヲ讓渡スルコトヲ得

第四十五條 特許權ノ移轉、拋棄ニ依ル消滅若ハ處分ノ制限又ハ特許權

共ニスル場合又ハ特許權者ノ承諾アル場合ニ於テハ之ヲ移轉スルコトヲ得

第五十二條 特許發明ノ實施權ハ之ヲ登録シタルトキハ其ノ特許權ヲ爾後取得シタル者及其ノ特許權ヲ目的トスル爾後設定ノ質權ヲ有スル者ニ對シテモ其ノ効力ヲ生ス

第十四條第二項又ハ第三十七條乃至第三十九條ノ規定ニ依ル實施權ハ其ノ登録ナキ場合ト雖前項ノ効力ヲ有ス

第四十九條ノ規定ニ依ル實施權ハ其ノ登録前設定ノ質權ヲ有スル者ニ對シテモ其ノ効力ヲ生ス

第四十五條ノ規定ハ實施權ノ移轉、變更、消滅若ハ處分ノ制限又ハ實施權ヲ目的トスル質權ノ設定、移轉、變更、消滅若ハ處分ノ制限ニ付之ヲ準用ス

第五十三條 特許權者ハ特許發明ノ明細書又ハ圖面カ不完全ニ作製セラレタルコトヲ發見シタルトキハ左ノ各號ノ一ニ掲クル事項ヲ目的トスル場合ニ限リ其ノ明細書又ハ圖面ノ訂正ノ許可ノ審判ヲ請求スルコトヲ得

一 特許請求範圍ノ減縮

一 特許請求範圍ノ減縮

第四十九條 特許權者ハ他人ノ特許發明又ハ登録實用新案ヲ實施スルニ非サレハ自己ノ特許發明ヲ實施スルコト能ハサル場合ニ於テ其ノ他人カ正當ノ理由ナクシテ實施ヲ許諾セサルトキ又ハ其ノ他人ノ實施許諾ヲ得ルコト能ハサルトキハ審判ヲ請求スルコトヲ得但シ他人ノ特許發明ノ實施ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ實施セラレヘキ發明ノ特許權發生ノ日ヨリ三

年ヲ經過セサルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ特許發明ヲ實施セラルル者其ノ實施ヲ必要トスル相手方ノ特許發明ニ付實施ノ許諾ヲ求めタル場合ニ於テ其ノ相手方カ正當ノ理由ナクシテ實施ヲ許諾セサルトキ又ハ其ノ相手方ノ實施許諾ヲ得ルコト能ハサルトキハ審判ヲ請求スルコトヲ得

第五十條 第四十一條又ハ前條ノ規定ニ依ル實施權者ハ特許權者又ハ實用新案權者ニ對シ相當ノ補償金ヲ支拂フヘシ

前項ノ實施權者ハ補償金ノ支拂ヲ爲シ又ハ支拂ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ供託ヲ爲スニ非サレハ其ノ特許發明又ハ登録實用新案ヲ實施スルコトヲ得但シ第四十一條ノ決定、審決又ハ判決ノ確定前ト雖決定、審決又ハ判決ニ依ル補償金ニ相當スル金額ヲ供託シタルトキハ實施スルコトヲ得

二 誤記ノ訂正

三 不明瞭ナル記載ノ釋明

特許權者ハ錯誤ニ因リ二以上ノ發明ヲ一特許出願ニ包含セシメタルコトヲ疏明シタル場合ニ限り各發明毎ニ各別ノ特許權ト爲スノ許可ノ審判ヲ請求スルコトヲ得

第五十四條

前條ノ場合ニ於テハ其ノ殘部、前項ノ場合ニ於テハ其ノ各發明カ特許出願ノ際獨立シテ新規ノ發明ナルコトヲ要ス

第五十五條

特許權者ハ制限附移轉ノ特許權ヲ有スル者、質權者又ハ第十四條第二項若ハ第四十八條ノ規定ニ依ル實施權者ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ特許權ヲ拋棄シ又ハ第五十三條ノ規定ニ依ル許可ノ審判ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第五十六條

先取特權又ハ質權ハ本法ニ依リ受クヘキ補償金其ノ他特許權ノ對價又ハ特許發明ノ實施ニ對シテ受クヘキ金錢若ハ金錢以外ノ物ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ得但シ其ノ拂渡又ハ引渡前ニ差押ヲ爲スヘシ

第五十七條

特許カ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ審判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

一 特許カ第一條乃至第三條、第八條又ハ第三十二條ノ規定ニ違反シテ與ヘラレタルトキ

二 特許カ特許ヲ受クルノ權利ノ承繼人ニ非サル者又ハ特許ヲ受クルノ權利ヲ冒認シタル者ニ對シテ與ヘラレタルトキ

三 特許發明ノ明細書又ハ圖面ニ其ノ實施ニ必要ナル事項ヲ故意ニ記載セス又ハ其ノ實施ヲ不能若ハ困難ナラシムル爲必要ナラサル事項ヲ故意ニ記載シタルトキ

四 特許カ第三十三條ニ規定スル條約又ハ之ニ準スヘキモノニ違反シテ與ヘラレタル場合ニ於テ其ノ違反カ第一號乃至前號ニ掲クルモノニ準スヘキモノナルトキ

五 特許カ第三十二條ノ規定ニ違反スルニ至リタルトキ又ハ特許カ第三十三條ニ規定スル條約若ハ之ニ準スヘキモノニ違反スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ違反カ第一號乃至第三號ニ掲クルモノニ準スヘキモノナルトキ

第五十三條

許可カ同條第三項又ハ第五十四條ノ規定ニ違反シタルトキハ審判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

特許又ハ第五十三條ノ許可ハ特許權消滅後ト雖前二項ノ規定ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

第五十八條 特許カ無効ト爲リタルトキハ特許權ハ初ヨリ存在セザリシモノト看做ス但シ前條第一項第五號ノ規定ニ依リ特許カ無効ト爲リタルトキハ特許權ハ特許カ同號ニ該當スルニ至リタル時ヨリ存在セザリシモノト看做ス

第五十三條ノ許可カ無効ト爲リタルトキハ初メヨリ許可ナカリシモノト看做ス

特許ノ取消又ハ第四十二條ノ規定ニ依ル實施權ノ取消アリタルトキハ特許權又ハ實施權ハ爾後其ノ效力ナキモノトス

第五十九條 特許權ハ相續人ナキトキハ消滅ス

第六十條 特許カ取消サレ若ハ無効ト爲リ又ハ特許權カ消滅シタル場合ニ於テ追加ノ特許權アルトキハ其ノ追加ノ特許權ハ獨立ノ特許權ト爲ル第六十九條第二項ノ規定ニ依リ特許權

カ消滅シタルトキハ同條第一項ニ規定スル追納期間ノ滿了ノ時獨立ノ特許權ト爲ル

前項ノ場合ニ於テ獨立ノ特許權ト爲リタルモノニ係ル追加ノ特許權アルトキハ其ノ追加ノ特許權ハ獨立ト爲リタル特許權ノ追加ノ特許權ト爲ル

第三章

登録、特許證、公報及明細書、特許標記

第六十一條

特許局ニ特許原簿ヲ備ヘ特許權及實施權並之ヲ目的トスル質權ノ設定、保存、移轉、變更、消滅、處分ノ制限其ノ他法令ニ定ムル事項ヲ登録ス

登録ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條 特許スヘシトノ査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタルトキハ之ヲ特許原簿ニ登録シ特許證ヲ下附ス第五十三條ノ許可ノ審決確定シ又ハ判決アリタルトキ又同シ

第六十三條 特許局ハ特許公報及特許發明明細書ヲ發行シ本法ニ規定スル事項其ノ他特許發明ニ關スル必要ナル事項ヲ之ニ記載スヘシ但シ軍事上

秘密ヲ要スル特許發明ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第六十四條 特許標記ハ特許ニ係ル物ニ之ヲ附スヘシ物ノ性質ニ依リ其ノ物ニ附スルコト能ハサルトキハ其ノ物ノ容器包裝ノ類ニ之ヲ附スヘシ

特許權者ハ實施權者又ハ第三十六條第一號ノ實施ヲ爲ス者ニ對シ特許標記ヲ附スヘキコトヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ特許ニ係ル物ノ要部ヲ分離シテ販賣又ハ擴布スル場合ニ之ヲ準用ス(昭和十三年法律第三號ヲ以テ本條中改正同年勅令第五百二十一號ニ依リ同年八月一日ヨリ施行)

第六十五條 特許權ノ登録ヲ受クル者又ハ特許證主ハ特許料トシテ第四十三條第一項ニ規定スル十五年ノ各年ニ付毎件左ノ金額ヲ納付スヘシ

一 第一年乃至第三年 毎年十圓

二 第四年及第五年 毎年十五圓

三 第六年乃至第九年 毎年二十五圓

四 第十年乃至第十二年 毎年三十五圓

五 第十三年乃至第十五年 毎年五十圓

特許權存續期間延長ノ登録ヲ受クル者又ハ其ノ特許證主ハ特許料トシテ

每件左ノ金額ヲ納付スヘシ

一 第一年乃至第三年 毎年百圓

二 第四年乃至第六年 毎年百圓

三 第七年乃至第十年 毎年二百圓

追加ノ特許權ノ登録ヲ受クル者ハ其ノ登録ヲ受クル時特許料トシテ每件一時ニ三十圓ヲ納付スヘシ

特許權存續期間延長ノ場合ニ於テ追加ノ特許權アルトキハ其ノ登録ヲ受クル時特許料トシテ每件一時ニ六十圓ヲ納付スヘシ

第五十三條第二項ノ規定ニ依ル各別ノ特許權ノ登録ヲ受クル者又ハ特許證主ハ各別ノ特許權ニ付原特許權ノ當該年分ヨリノ特許料ヲ納付スヘシ

但シ既納ノ特許料ノ金額ハ納付スヘキ特許料ノ金額中ニ之ヲ充當ス

追加ノ特許權カ獨立ノ特許權ト爲リタル場合又ハ第十一條ノ規定ニ依リ正當權利者ニ特許ヲ與ヘタル場合ニ於テハ特許權ノ登録ヲ受クル者又ハ特許證主ハ原特許權ノ當該年分ヨリノ特許料ヲ納付スヘシ

前六項ノ規定ハ國ニ屬スル特許權ニ付之ヲ適用セズ

第六十六條 前條第一項ノ規定ニ依ル第一年乃至第三年ノ特許料ハ一時

ニ之ヲ前納シ其ノ第四年以後ノ特許料及前條第二項ノ規定ニ依ル特許料ハ前年ニ之ヲ納付スヘシ但シ數年分ヲ前納スルコトヲ妨ケス
特許局長官ハ前條第一項ノ規定ニ依ル第一年乃至第三年ノ特許料又ハ前條第三項ノ規定ニ依ル特許料ヲ納付スヘキ者カ其ノ特許發明ノ發明者又ハ其ノ相續人ナル場合ニ於テ之ヲ納付スルノ資力ナシト認ムルトキハ二年内之内カ納付ヲ猶豫シ又ハ之ヲ減免スルコトヲ得
第六十七條 利害關係人ハ特許料ヲ納付スヘキ者ニ代リ納付スルコトヲ得
第六十八條 既納ノ特許料ハ之ヲ還付セズ
第六十九條 特許證主ハ特許料ヲ納付スヘキ期限ヲ經過シタル後ト雖六個月間ヲ限リ特許料ヲ追納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第六十五條ニ規定スル特許料ノ二倍ニ相當スル金額ヲ特許料トシテ納付スヘシ
前項ニ規定スル追納期間内ニ特許料ヲ追納セサルトキハ特許料ヲ納付スヘキ期間經過ノ時ニ適リ特許權ハ消滅シタルモノト看做ス

第四章 審 査
第七十條 特許ノ出願アリタルトキハ審査官ヲシテ之ヲ審査セシム
第七十一條 第九十一條ノ規定ハ審査官ノ審査ノ干與ヨリノ除斥ニ付之ヲ準用ス
第七十二條 審査官ハ出願ヲ拒絕スヘキモノト認メタルトキハ出願人ニ對シ拒絕ノ理由ヲ示シ期間ヲ指定シテ之ニ意見書提出ノ機會ヲ與フヘシ
第七十三條 審査官ハ出願拒絕ノ理由ヲ發見セサルトキハ出願公告ヲ爲スヘキモノト決定スヘシ
前項ノ規定ニ依リ決定アリタルトキハ特許局ハ出願年月日、發明者ノ氏名、出願人ノ氏名名稱及住所並出願ノ要旨ヲ特許公報ニ掲載シテ出願公告ヲ爲スヘシ
出願公告アリタルトキハ其ノ出願ニ係ル發明ニ付出願公告ノ時ヨリ特許權ノ効力ヲ生シタルモノト看做ス
特許局ハ出願公告ト同時ニ出願書類及其ノ附屬物件ヲ特許局ニ於テ並命令ノ定ムル所ニ依リ出願書類及其ノ附屬物件ヲ其ノ他ノ場所ニ於テ公衆ノ閱覽ニ供スヘシ
特許局ハ出願人ノ請求ニ依リ出願公

告ノ決定アリタル日ヨリ六月以内出願公告ヲ猶豫スルコトヲ得
軍事上秘密ヲ要スル發明ノ出願ニ付テハ出願公告ノ決定ヲ爲サシテ査定ヲ爲スヘシ
第七十四條 出願公告アリタルトキハ何人ト雖出願公告ノ日ヨリ二月以内ニ特許局ニ特許異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得
特許異議ノ申立ハ特許異議申立書ヲ提出シテ之ヲ爲シ理由ヲ之ニ記載スヘシ
利害關係人ハ特許異議ノ決定アル迄其ノ特許異議ニ參加スルコトヲ得
特許異議ノ參加ニ關シテハ審判ノ參加ニ關スル規定ヲ準用ス
第七十五條 特許異議ノ申立アリタルトキハ審査官ハ特許異議申立書ノ副本ヲ出願人ニ送達シ期間ヲ指定シテ之ニ答辯書提出ノ機會ヲ與フヘシ
審査官ハ前條第一項ノ規定スル特許異議申立期間及前項ノ期間ノ經過後特許異議ノ決定ヲ爲シ同時ニ其ノ出願ニ對シ特許スヘキヤ否ヲ査定スヘシ
特許異議ノ決定ニハ理由ヲ附スヘシ
特許異議ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申

立ツルコトヲ得ス
審査官ハ特許異議申立ノ結果必要アリトキハ特許發明ノ明細書又ハ圖面ノ訂正ヲ命スルコトヲ得
第七十六條 特許異議ニ關シ爲シタル證據調ノ費用ニ付テハ審判ニ關スル費用ノ規定ヲ準用ス
第七十七條 特許異議ノ申立ナキトキハ審査官ハ査定ヲ爲スヘシ
第七十八條 出願公告後出願ノ拋棄取下若ハ無効處分アリタルトキ、拒絕ノ査定若ハ審決確定シ若ハ判決アリタルトキ又ハ第五十八條第一項但書ノ場合ヲ除クノ外特許カ無効ト爲リタルトキハ第七十三條第三項ノ規定ニ依ル効力ハ初ヨリ生セザリシモノト看做ス
第七十九條 第十條又ハ第十一條ニ規定スル正當權利者ノ出願アリタルトキハ審査官ハ既ニ出願公告ヲ爲シタルモノニ付テハ更ニ出願公告ヲ爲スコトヲナク査定ヲナスヘシ
第八十條 第百條及第百十八條第一項ノ規定ハ審査ニ付之ヲ準用ス
第八十一條 査定ニハ理由ヲ附スヘシ
第八十二條 本法ニ規定スルモノノ

外審査ニ關スル書類ニシテ送達スヘキモノ及送達ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第八十三條 民事又ハ刑事ノ訴訟ニ於テ必要アルトキハ裁判所ハ特許又ハ拒絕査定確定アル迄其ノ訴訟手續ヲ中止スルコトヲ得
第五章 審判、抗告審判及出訴
第八十四條 審判ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ規定スルモノノ外左ニ掲クル事項ニ付之ヲ請求スルコトヲ得
一 第五十七條ノ規定ニ依ル特許又ハ許可ノ無効
二 特許權ノ範圍ノ確認
前項第一號ノ無効ノ審判ハ利害關係人及審査官ニ限り之ヲ請求スルコトヲ得但シ審査官ハ第八條ノ規定ニ違反シ又ハ第五十七條第一項第二號ニ該當ストノ理由ニ依ル無効ノ審判ヲ請求スルコトヲ得
第一項第二號ノ確認ノ審判ハ利害關係人ニ限り之ヲ請求スルコトヲ得
第八十五條 前條第一項第一號ノ無効ノ審判ハ特許又ハ第五十三條ノ許可ノ登錄ノ日ヨリ五年ヲ經過シタルト

キハ之ヲ請求スルコトヲ得ス
前項ニ規定スル期間ハ第五十七條第一項第五號ニ該當ストノ理由ニ依ル無効ノ審判ノ請求ニ付テハ同號ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス
第八十六條 審判ノ請求ハ審判請求書ヲ提出シテ之ヲ爲スヘシ
審判請求書ニハ一定ノ申立及理由ヲ記載スヘシ
第八十七條 審判請求書カ法令ニ定メタル法式ニ違背シタル場合ニ於テハ審判長ハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ期間内ニ欠缺ヲ補正スヘキコトヲ命スヘシ成規ノ手数料ヲ納付セサル場合亦同シ
請求人カ欠缺ノ補正ヲ爲ササルトキハ審判長ハ決定ヲ以テ審判請求書ヲ却下スヘシ
前項ノ決定ニハ理由ヲ附スヘシ
第二項ノ決定ニ不服アル者ハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
前項ノ即時抗告ニ付テハ民事訴訟法中即時抗告ニ關スル規定ヲ準用ス
抗告狀ニハ却下セラレタル審判請求書ヲ添付スヘシ
(昭和四年法律第四十七號ヲ以テ本

條改正同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)

第八十八條 審判長ハ審判請求書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ被請求人ニ送達シ期間ヲ指定シテ之ニ答辯書提出ノ機會ヲ與ヘ其ノ答辯書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送達スヘシ

第八十九條 審判官ハ各審判事件ニ付特許局長官之ヲ指定ス

第九十條 審判官ハ其ノ妻タリシ者カ事件ノ當事者参加人若ハ特許異議申立人ナルトキ又ハナリシトキ

第九十一條 審判官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ審判ノ干與ヨリ除斥セラル

第九十二條 除斥ノ原因アルトキハ當事者又ハ参加人ハ除斥ノ申立ヲ爲スコトヲ得(同上)

第九十三條 審判官ニ付審判ノ公正ヲ妨クヘキ事情アルトキハ當事者又ハ参加人ハ之ヲ忌避スルコトヲ得

第九十四條 前二條ニ規定スル申立ハ其ノ原因ヲ開示シテ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ口頭審理ニ於テハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第九十五條 除斥又ハ忌避ノ申立ア

第九十六條 除斥又ハ忌避ノ申立アリタルトキハ審判ニ依リ決定ヲ爲スヘシ

第九十七條 二 審判ニ於テハ通事ヲ用キルコトヲ得

第九十八條 利害關係人ハ審理ノ終結ニ至ル迄其ノ審判ニ参加スルコトヲ得

第九十九條 参加ノ申請ハ参加申請書ヲ提出シテ之ヲ爲スヘシ

第一百條 當事者又ハ参加人カ法定ハ期日ニ出頭セサルトキト雖審判長ハ審判ヲ進行スルコトヲ得

第一百零一條 當事者又ハ参加人カ法定ハ期日ニ出頭セサルトキト雖審判長ハ審判ヲ進行スルコトヲ得

第一百零二條 審判ノ請求ハ其ノ審理ノ終結ニ至ル迄之ヲ取下クルコトヲ得

第一百零三條 審判ニ於テハ當事者又ハ参加人ノ申立テサル理由又ハ取下ケタル理由ニ付テモ之ヲ審理スルコトヲ得

第一百零四條 審判官ハ當事者ノ雙方又ハ一方ノ同一ナルニ以上ノ審判ニ付其ノ審理又ハ審決ノ併合ヲ爲スコト

第一百零五條 審判官ハ其ノ妻タリシ者カ事件ノ當事者参加人若ハ特許異議申立人ナルトキ又ハナリシトキ

第一百零六條 審判官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ審判ノ干與ヨリ除斥セラル

第一百零七條 除斥ノ原因アルトキハ當事者又ハ参加人ハ除斥ノ申立ヲ爲スコトヲ得(同上)

第九十八條 審判長ハ審判請求書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ被請求人ニ送達シ期間ヲ指定シテ之ニ答辯書提出ノ機會ヲ與ヘ其ノ答辯書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ送達スヘシ

第九十九條 審判官ハ各審判事件ニ付特許局長官之ヲ指定ス

第一百條 審判官ハ其ノ妻タリシ者カ事件ノ當事者参加人若ハ特許異議申立人ナルトキ又ハナリシトキ

第一百零一條 審判官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ審判ノ干與ヨリ除斥セラル

第一百零二條 除斥ノ原因アルトキハ當事者又ハ参加人ハ除斥ノ申立ヲ爲スコトヲ得(同上)

第一百零三條 審判官ニ付審判ノ公正ヲ妨クヘキ事情アルトキハ當事者又ハ参加人ハ之ヲ忌避スルコトヲ得

第一百零四條 前二條ニ規定スル申立ハ其ノ原因ヲ開示シテ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ口頭審理ニ於テハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第一百零五條 除斥又ハ忌避ノ申立アリタルトキハ審判ニ依リ決定ヲ爲スヘシ

第一百零六條 除斥又ハ忌避ノ申立アリタルトキハ審判ニ依リ決定ヲ爲スヘシ

第一百零七條 二 審判ニ於テハ通事ヲ用キルコトヲ得

第一百零八條 利害關係人ハ審理ノ終結ニ至ル迄其ノ審判ニ参加スルコトヲ得

第一百零九條 参加ノ申請ハ参加申請書ヲ提出シテ之ヲ爲スヘシ

第一百一十條 當事者又ハ参加人カ法定ハ期日ニ出頭セサルトキト雖審判長ハ審判ヲ進行スルコトヲ得

第一百一十一條 當事者又ハ参加人カ法定ハ期日ニ出頭セサルトキト雖審判長ハ審判ヲ進行スルコトヲ得

第一百一十二條 審判ノ請求ハ其ノ審理ノ終結ニ至ル迄之ヲ取下クルコトヲ得

第一百一十三條 審判ニ於テハ當事者又ハ参加人ノ申立テサル理由又ハ取下ケタル理由ニ付テモ之ヲ審理スルコトヲ得

第一百一十四條 審判官ハ當事者ノ雙方又ハ一方ノ同一ナルニ以上ノ審判ニ付其ノ審理又ハ審決ノ併合ヲ爲スコト

第一百一十五條 審判官ハ其ノ妻タリシ者カ事件ノ當事者参加人若ハ特許異議申立人ナルトキ又ハナリシトキ

第一百一十六條 審判官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ審判ノ干與ヨリ除斥セラル

第一百一十七條 除斥ノ原因アルトキハ當事者又ハ参加人ハ除斥ノ申立ヲ爲スコトヲ得(同上)

第一百一十八條 審判官ニ付審判ノ公正ヲ妨クヘキ事情アルトキハ當事者又ハ参加人ハ之ヲ忌避スルコトヲ得

ヲ得
審判官ハ前項ノ規定ニ依リ審理ノ併
合ヲ爲シタル場合ニ於テ更ニ審理又
ハ審決ノ分離ヲ爲スコトヲ得
商意實
第百五條 審判ハ別段ノ規定アル場
合ヲ除クノ外審決ヲ以テ之ヲ終了ス
前項ノ審決ニハ理由ヲ附スヘシ
事件カ審決ヲ爲スニ熟シタルトキハ
審判長ハ審理ノ終結ヲ當事者及參加
人ニ通知スヘシ
審判長ハ必要アルトキハ前項ノ規定
ニ依リ審理ノ終結ヲ通知シタル後ト
雖申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ審理ノ
再開ヲ爲スコトヲ得
審決ハ審理ノ終結ノ通知ヲ發シタル
日ヨリ二十日以内ニ之ヲ爲スヘシ
第百六條 第四十九條ノ審判ニ於テハ
補償金額ニ付テモ亦之ヲ審決スヘシ
商意實
第百七條 第八十二條ノ規定ハ審判
ニ付之ヲ準用ス

第百八條 第七十二條、第七十三條
第一項第二項第四項第六項及第七十
四條乃至第七十七條ノ規定ハ第五十
三條ノ審判ニ付之ヲ準用ス
第九十八條、第九十九條及第百四條
ノ規定ハ前項ノ審判ニ付之ヲ適用セ
ス

決ヲ破毀スヘシ(昭和四年法律第四
十七號ヲ以テ追加同年勅令第二百八
十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施
行)
商意實
第百十三條 第七十二條ノ規定ハ拒
絶ノ査定ニ對スル抗告審判ニ於テ其
ノ査定ノ理由ト異ル拒絶ノ理由ヲ發
見シタル場合ニ之ヲ準用ス
第七十三條乃至第七十九條ノ規定ハ
拒絶ノ査定ニ對スル抗告審判ノ請求
ヲ理由アリトスル場合ニ之ヲ準用ス
但シ特許スヘキ出願ニシテ出願公告
アリタルモノニ付テハ更ニ出願公告
ヲ爲スコトナク審決ヲ爲スヘシ
前二項ノ規定ハ第五十三條ノ許可ヲ
與ヘサル審決ニ對スル抗告審判ニ付
之ヲ準用ス

第百十四條 抗告審判ニ於テ査定又
ハ審判ノ審決ヲ破毀スル場合ニ於テ
ハ査定ニ對スル抗告審判ニ在リテハ
更ニ審査ニ、審判ノ審決ニ對スル抗
告審判ニ在リテハ更ニ審判ニ付スヘ
シトノ審決ヲ爲スコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル審決アリタル場合
ニ於テハ其ノ破毀ノ基本ト爲シタル
理由ハ其ノ事件ニ付テハ審査官又ハ
審判官ヲ聽取ス

第百九條 査定又ハ審判ノ審決ヲ受
ケタル者不服アルトキハ其ノ査定又
ハ審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十
日以内ニ抗告審判ヲ請求スルコトヲ
得但シ第百六條ノ規定ニ依ル補償金
額ノ審決及第百十九條第一項ノ規定
ニ依ル費用ノ審決ニ付テハ此ノ限ニ
在ラス(昭和四年法律第四十七號ヲ
以テ本條但書改正同年勅令第二百八
十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施
行)
商意實
第百十條 第八十六條乃至第一百一條
及第百三條乃至第百八條ノ規定ハ抗
告審判ニ付之ヲ準用ス但シ審判官ノ
合議ハ三人又ハ五人ヲ以テ之ヲ爲シ
第九十二條、第九十三條及第百一條
ニ於テ當事者又ハ參加人トアルハ當
事者、參加人又ハ特許異議申立人ト
ス(昭和四年法律第四十七號ヲ以テ
本條中改正同年勅令第二百八十九號
ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)
商意實
第百十條ノ二 不適法ナル審判ノ請
求ニシテ其ノ欠缺カ補正スルコト能
ハサルモノナル場合ニ於テハ被請求
人ニ答辯書提出ノ機會ヲ與ヘスシテ
抗告審判ノ審決ヲ以テ之ヲ却下スル
コトヲ得(昭和四年法律第四十七號

(昭和四年法律第四十七號ヲ以テ本
條改正同年勅令第二百八十九號ニ依
リ同年十月一日ヨリ施行)
商意實
第百十五條 抗告審判ノ審決ヲ受ケ
タル者不服アルトキハ其ノ審決カ法
令ニ違反シタルコトヲ理由トスル場
合ニ限り審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨ
リ三十日以内ニ大審院ニ出訴スルコ
トヲ得
前項ノ規定ニ依ル出訴及其ノ裁判ニ
付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ
外民事訴訟ノ上告及其ノ裁判ニ關ス
ル規定ヲ準用ス(昭和四年法律第四
十七號ヲ以テ本條改正同年勅令第二
百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ
施行)
大審院ノ判決ニ於テ審決又ハ査定ノ
破毀ノ基本ト爲シタル理由ハ其ノ事
件ニ付テハ特許局ヲ聽取ス(同上)
第百十五條ノ二 前條第二項ノ規定
ニ依ル上告狀ハ大審院ニ之レヲ提出
スヘシ
抗告審判ノ審判官又ハ審判長ノ決定
ニ對スル抗告ハ大審院ニ之ヲ爲スヘ
シ
(昭和四年法律第四十七條ヲ以テ追
加同年勅令第二百八十九號ニ依リ同

ヲ以テ追加同年勅令第二百八十九號
ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)
商意實
第百十條ノ三 抗告審判ノ請求ハ其
ノ審理ノ終結ニ至ル迄之ヲ取下クル
コトヲ得(同上)
商意實
第百十條ノ四 抗告審判ヲ請求スル
權利ハ其ノ審理ノ終結ニ至ル迄之ヲ
拋棄スルコトヲ得
抗告審判ヲ請求シタル後抗告審判請
求權ヲ拋棄シタルトキハ抗告審判ノ
請求ニ付テモ之ヲ取下ケタルモノト
看做ス
(同上)
商意實
第百十一條 抗告審判ニ於テハ審判
請求ノ理由ヲ變更シ又ハ新ナル事實
若ハ證據方法ヲ提出スルコトヲ得
第百十一條ノ二 審査又ハ審判ニ於
テ爲シタル手續ハ抗告審判ニ於テモ
其ノ效力ヲ有ス(昭和四年法律第四
十七號ヲ以テ追加同年勅令第二百八
十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施
行)
商意實
第百十二條 抗告審判ニ於テハ其ノ
事件ニ付審決ヲ爲スヘシ
第百十二條ノ二 査定又ハ審判ノ審
決ノ手續カ法令ニ違反シタルトキハ
抗告審判ノ審判官ハ其ノ査定又ハ審

年十月一日ヨリ施行)
商意實
第百十六條 第十五條、第四十條又
ハ第五十條ニ規定スル補償金額ノ通
知又ハ決定若ハ審決ヲ受ケタル者補
償金額ニ付不服アルトキハ其ノ通知
又ハ決定若ハ審決ノ送達ヲ受ケタル
日ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ出
訴スルコトヲ得
商意實
第百十七條 特許若ハ第五十三條ノ
許可ノ效力又ハ特許權ノ範圍ニ關ス
ル確定審決又ハ判決ノ登錄アリタル
トキハ何人ト雖同一事實及同一證據
ニ基キ同一審判ヲ請求スルコトヲ得
商意實
第百十八條 審判又ハ抗告審判ニ於
テ必要アルトキハ民事又ハ刑事ノ訴
訟手續ノ完結ニ至ル迄其ノ手續ヲ中
止スルコトヲ得
民事又ハ刑事ノ訴訟ニ於テ必要アル
トキハ裁判所ハ特許ニ關シ審決ノ確
定又ハ判決アル迄其ノ訴訟手續ヲ中
止スルコトヲ得
商意實
第百十九條 審判、抗告審判及出訴
ニ關スル費用ノ負擔ハ職權ニ依リ別
段ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ事
件ノ審決ヲ以テ之ヲ定ム此ノ場合ニ
於テハ事情ニ依リ其ノ額モ亦之ヲ定

ムルコトヲ得

審決、判決又ハ決定ヲ以テ審判、抗告審判又ハ出訴ニ關スル費用ノ負擔ノミヲ定メタルトキハ其ノ額ハ請求ニ依リ特許局長官之ヲ決定ス
費用ノ負擔及額ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

商意實

（昭和四年法律第四十七號ヲ以テ本條改正同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行）
第二百十九條ノ二 審判又ハ抗告審判ニ於テハ費用ヲ要スル行爲ニ付其ノ費用ノ豫納ヲ命スルコトヲ得（昭和四年法律第四十七號ヲ以テ追加同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行）

商意實

第二百二十條 審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用ノ額ノ決定並本法ニ規定スル補償金額ノ確定、決定及審決ハ強制執行ニ關シテハ民事訴訟法第五百五十九條第一號ノ規定ニ依ル債務名義ト看做ス但シ其ノ執行力アル正本ハ特許局官吏之ヲ付與ス

商意實

第六章 再 審
第二百一十一條 左ニ掲ケル審判若ハ抗告審判又ハ出訴ニ付爲シタル確定審決又ハ判決ニ對シテハ再審ノ請求

ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得（昭和四年法律第四十七號ヲ以テ本項中改正同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行）
一 特許若ハ第五十三條ノ許可ノ效力、特許權ノ範圍又ハ實施權ノ取得ニ關スル審判
二 前號ノ審判ノ審決ニ對スル抗告審判
三 前號ノ抗告審判ノ審決ニ對スル出訴

民事訴訟法第四百二十條ノ規定ハ再審ノ請求ニ付之ヲ準用ス（昭和四年法律第四十七號ヲ以テ本項改正同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行）
第二百二十二條 再審ハ當事者カ不服ノ理由ヲ知リタル日ヨリ三十日以内ニ限り之ヲ請求スルコトヲ得

商意實

審決ノ確定又ハ判決ノ前ニ當事者カ不服ノ理由ヲ知リタルトキハ前項ニ規定スル期間ハ審決確定シ又ハ判決アリタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス
審判、抗告審判又ハ出訴ノ手續ニ於テ當事者カ法律ノ規定ニ從ヒ代理セラレサリシコトヲ理由トシテ再審ヲ請求スル場合ニ於テハ第一項ニ規定

商意實

第二百二十三條 審判、抗告審判又ハ出訴ニ於テ爲シ再審ノ請求及其ノ後ノ手續ニ付テハ本章ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外各其ノ審級ノ手續ニ關スル規定ヲ準用ス
第二百二十四條 民事訴訟法第四百二十一條、第四百二十二條及第四百二十六條乃至第四百二十八條ノ規定ハ

商意實

審判、抗告審判又ハ出訴ニ於テ爲シ再審ニ關シ之ヲ準用ス（昭和四年法律第四十七號ヲ以テ本條中改正同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行）
第二百二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ特許權ノ效力ハ審決確定シ又ハ判決アリタル後ニシテ再審請求ノ登錄前善意ニ輸入若ハ移入シ又ハ帝國内ニ於テ製作若ハ取得シタル物ニ及ハス

商意實

一 無効ト爲リタル特許權カ再審ニ依リ回復シタルトキ
二 特許權ノ範圍ニ屬セストノ審決確定シ又ハ判決アリタルモノニ付再審ニ依リ之ニ反スル審決確定シ又ハ判決アリタルトキ

商意實

第二百二十六條 前條各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ審決確定シ又ハ判決アリタル後ニシテ再審請求ノ登錄前善意ニ帝國内ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ特許發明ニ付事業ノ目的タル發明範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス
第五十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

商意實

第二百二十七條 實施權ノ取得ノ審決

確定シ又ハ判決アリタル後再審ニ依リ之ニ反スル審決確定シ又ハ判決アリタル場合ニ於テ再審請求ノ登錄前善意ニシテ帝國内ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ特許發明ニ付原實施權ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

第三十八條第三項及第五十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第二百二十八條 第三者カ請求人及被請求人ノ共謀ニ依リ其ノ第三者ノ權利又ハ利益ヲ詐害スル目的ヲ以テ審決又ハ判決ヲ爲サシメタルコトヲ理由トスル不服ノ申立ニ付テハ再審ノ規定ヲ準用ス（昭和四年法律第四十七號ヲ以テ本項中改正同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行）

前項ノ場合ニ於テハ請求人及被請求人ヲ以テ共同被請求人トス

第七章 罰 則
第二百二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 特許權ヲ侵害シタル者
二 特許權ヲ侵害スヘキ物ヲ輸入又ハ移入シタル者

三 特許アリタル場合ニ於テ第七十三條第三項ニ規定スル權利ヲ特許前ニ侵害シタル者
四 特許アリタル場合ニ於テ第七十三條第三項ニ規定スル權利ヲ侵害スヘキ物ヲ特許前ニ輸入又ハ移入シタル者

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス
第三百十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 詐欺ノ行爲ヲ以テ特許ヲ受ケ又ハ審決若ハ判決ヲ受ケタル者
二 特許ニ係ラサル物又ハ其ノ物ノ容器包装ノ類ニ特許標記ヲ附シ又ハ特許標記ニ紛ハシタル者
三 特許ニ係ラサル物ニシテ其ノ物又ハ其ノ物ノ容器包装ノ類ニ特許標記ヲ附シ又ハ特許標記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタルモノヲ販賣又ハ擴布シタル者
四 特許ニ係ラサル物又ハ特許ニ係ラサル方法ニ依リ製作シタル物ヲ製作若ハ使用セシムル爲メ又ハ販賣若ハ擴布スル爲メ廣告、看板、引札ノ類ニ其ノ物若ハ方法カ特許ニ係

ルコトヲ表示シ又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

五 特許ニ係ラサル方法ヲ使用セシムル爲又ハ販賣若ハ擴布スル爲廣告、看板、引札ノ類ニ其ノ方法カ特許ニ係ルコトヲ表示シ又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者

第三百三十一條 第二百二十九條第一項ニ掲クル行爲ヲ組成シタル物又ハ其ノ行爲ヨリ生シタル者ニシテ刑法第九條ノ規定ニ依リ沒收スルコトヲ得ヘキモノニ付判決言渡前被害者ノ請求アリタルトキハ其ノ物ヲ沒收シ之ヲ被害者ニ交付スルノ言渡ヲ爲スヘシ

第三百三十二條 法律ニヨリ宣誓シタル證人、鑑定人又ハ通事特許局又ハ其ノ囑託ヲ受ケタル裁判所若ハ官廳ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三個月以上十年以下ノ懲役ニ處ス(昭和四年法律第四十七號ヲ以テ本項中改正同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)

前項ノ罪ヲ犯シタル者事件ノ査定又ハ審決ニ至ラサル前自白シタルトキハ其ノ刑ヲ減刑又ハ免除スルコトヲ得

第三百三十三條 特許局職員又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク其ノ職務上知得タル特許出願中ノ發明又ハ特許出願者ノ事業上ノ秘密ヲ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三百三十四條 本法ニ於テ準用スル民事訴訟法第二百六十七條第二項又ハ第三百三十六條ノ規定ニ依リ宣誓ヲ爲シタル者カ特許局ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス(昭和四年法律第四十七號ヲ以テ追加同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)

第三百三十四條ノ二 特許局ヨリ證據調

ニ關シ書類其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命セラレタル者正當ノ理由ナクシテ其ノ命ニ從ハサルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス(昭和四年法律第四十七號ヲ以テ追加同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)

第三百三十四條ノ三 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料ニ付テ之ヲ準用ス(同上)

第三百三十五條 削除(昭和十三年法律第五號ヲ以テ本條削除同年勅令第四百號ニ依リ同年六月六日ヨリ施行)

第三百三十六條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十年勅令第四百五十九號ニ依リ同十一年一月十一日ヨリ施行)

スル特許又ハ特許權ノ改訂若ハ分割ノ許可ノ出願ノ處理ニ付テハ仍舊法ニ依ル但シ其ノ出願ニ係ル發明カ本法ニ依ル特許出願ニ係ル發明ニ抵觸スルトキハ其ノ發明者ハ之ヲ先ニ發明ヲ爲シタル者ト看做ス

第三百二十九條 特許ヲ受ケルノ權利ヲ有スル者カ試験ノ爲其ノ者ノ發明ヲ本法施行前第四條各號ノ一ニ該當スルニ至ラシメタル場合ニ於テ其ノ日ヨリ二年以内ニシテ本法施行ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ者カ特許ヲ出願シタルトキハ其ノ者ノ發明ハ之ヲ新規ナルモノト看做ス

特許ヲ受ケルノ權利ヲ有スル者ノ意ニ反シテ其ノ者ノ發明カ本法施行前第四條各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ第五條第二項ノ規定ヲ適用セス

第四百十條 舊法ニ依ル使用權ハ第四十八條又ハ第四十九條ノ規定ニ依ル實施權ト看做ス

第四百十一條 本法施行前發生シタル

特許權ニ關シテハ舊法第二十九條第二號ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ第三十七條ノ規定ハ之ヲ適用セス

第四百十二條 特許カ舊法施行中無効ト爲リタル場合ニ付テハ舊法第三十五條乃至第三十七條ノ規定及同法第三十六條ノ規定ニ依リ準用スル同法第三十三條ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ第三十八條ノ規定ハ之ヲ適用セ

特許カ舊法施行前無効ト爲リタル場合ニ付テハ第三十八條ノ規定ヲ適用セ

第四百十三條 舊法施行前發生シタル實施權ニ關シテハ第五十一條第二項ノ規定ヲ適用セス仍從前ノ例ニ依ル

第四百十五條 特許料又ハ追加特許料ノ納付ヲ怠リタル場合ニ於テ本法施行ノ際未タ其ノ特許又ハ追加特許ノ取消ナキモノニ付テハ本法施行ノ日ヨリ六月間ヲ限リ特許料又ハ追加特許料ヲ追納スルコトヲ得此ノ場合ニ

本法ハ本法施行前ニ生シタル事項ニモ之ヲ適用ス但シ從前ノ規定ニ依リ生シタル效力ヲ妨ケス

第十七條ノ二ノ改正規定ハ本法施行前同條ニ掲タル事由ヲ生シタル委任代理ニシテ本法施行前代理權消滅ノ登錄ヲ受ケサリシモノ又ハ其ノ届出ヲ爲ササリシモノニモ之ヲ適用ス

本法施行前抗告事件ニ付決定ヲ受ケタル者ハ仍從前ノ規定ニ依リ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

本法ニ依リ新ニ期間ヲ定メタル手續ニシテ本法施行ノ際爲スヘキモノニ付テハ其ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

本法施行前從前ノ規定ニ依リ過料ニ處スヘキ行爲ヲ爲シタル者ニシテ本法施行ノ際未タ其ノ裁判ヲ受ケサルモノハ本法ニ於テ過料ニ處スヘキ場合ニ限リ本法ニ依リ處罰ス但シ過料ノ額ハ從前ノ規定ノ過料ノ額ヲ超ユルコトヲ得ス

實用新案法

第一條 物品ニ關シ形状、構造又ハ組合ハセニ係ル實用アル新規ノ型ノ工業的考案ヲ爲シタル者ハ其ノ物品ノ

型ニ付實用新案ノ登錄ヲ受クルコトヲ得

第二條 左ニ掲クル實用新案ニ付テハ一 菊花御紋章ト同一又ハ類似ノ形状ヲ有スルモノ
二 秩序若ハ風俗ヲ紊リ又ハ衛生ヲ害スルノ虞アルモノ

第三條 本法ニ於テ實用新案ノ新規ト稱スルハ實用新案カ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトナキヲ謂フ
一 登錄出願前帝國内ニ於テ公然知ラレ若ハ公然用キラレタルモノ又ハ之ニ類似スルモノ
二 登錄出願前帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ容易ニ實施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタルモノ又ハ之ニ類似スルモノ

第四條 同一又ハ類似ノ實用新案ニ付テハ最先ノ出願者ニ限リ登錄ス但シ同日ノ各別ノ出願者アルトキハ出願者ノ協議ニ依リ登錄シ協議調ハサルトキハ共ニ登錄セス

第五條 特許出願者又ハ意匠登錄出願者カ其ノ特許出願又ハ意匠登錄出願ヲ其ノ出願ニ係ル型ニ付テノ實用新案登錄出願ニ變更シタルトキハ其ノ

實用新案登錄出願ハ特許出願又ハ意匠登錄出願ノ時ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス但シ特許出願又ハ意匠登錄出願ニ付特許又ハ登錄スヘカラストノ査定ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ最初ノ査定ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 實用新案權ハ登錄ニ依リ發生ス
實用新案權者ハ其ノ登錄實用新案ニ係ル物品ヲ業トシテ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス
實用新案權カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル特許權若ハ意匠權ト牴觸スル場合又ハ登錄實用新案カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル特許發明若ハ登錄意匠ヲ利用スルモノナル場合ニ於テハ實用新案權者ハ特許權者又ハ意匠權者ノ實施許諾アルニ非サレハ其ノ登錄實用新案ヲ實施スルコトヲ得ス

第七條 實用新案登錄出願ノ際現ニ善意ニ帝國内ニ於テ其ノ實用新案實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ登錄實用新案ニ付事業ノ目的タル實用新案範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

第八條 登錄ノ無効審判請求ノ登錄前善意ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ帝國内ニ於テ其ノ實用新案實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ登錄實用新案ニ付事業ノ目的タル實用新案範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

第九條 實用新案登錄出願ノ日前又ハ之ト同日ノ出願ニ係リ其ノ實用新案權ト牴觸スル特許權又ハ意匠權ノ存續期間滿了後ニ於ケル原特許權者又ハ原意匠權者ハ其ノ登錄實用新案ニ付原權利ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

第十條 實用新案權ノ存續期間ハ登錄ノ日ヨリ十年ヲ以テ終了ス

第二十六條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第十一條ノ規定ニ依リ正當權利者ノ爲ニ登錄ヲ爲シタルトキハ前項ノ十年ノ期間ハ無効ト爲リタル登錄ノ爲サレタル日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第十一條 實用新案權者ハ他人ノ登錄實用新案又ハ登錄意匠ヲ實施スルニ非サレハ自己ノ登錄實用新案ヲ實施スルコト能ハサル場合ニ於テ其ノ他人カ正當ノ理由ナクシテ實施ヲ許諾セサルトキ又ハ其ノ他人ノ實施許諾

ヲ得ルコト能ハサルトキハ審判ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ實施セラルヘキ實用新案又ハ意匠ノ實用新案權又ハ意匠權發生ノ日ヨリ二年ヲ經過セサルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ規定ニ依リ登錄實用新案又ハ登錄意匠ヲ實施セラルル者其ノ實施ヲ必要トスル相手方ノ登錄實用新案ニ付實施ノ許諾ヲ求メタル場合ニ於テ其ノ相手方カ正當ノ理由ナクシテ實施ヲ許諾セサルトキ又ハ其ノ相手方ノ實施許諾ヲ得ルコト能ハサルトキハ審判ヲ請求スルコトヲ得

第十二條 前條ノ規定ニ依リ實施權者ハ實用新案權者又ハ意匠權者ニ對シ相當ノ補償金ヲ支拂フヘシ
前項ノ實施權者ハ補償金ノ支拂ヲ爲シ又ハ支拂ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ供託ヲ爲スニ非サレハ其ノ登錄實用新案又ハ登錄意匠ヲ實施スルコトヲ得ス但シ審決又ハ判決ノ確定前ト雖審決又ハ判決ニ依リ補償金ニ相當スル金額ヲ供託シタルトキハ實施スルコトヲ得

第十三條 登錄實用新案ノ實施權ハ之ヲ登錄シタルトキハ其ノ實用新案權ヲ爾後取得シタル者及其ノ實用新案

權ヲ目的トスル爾後設定ノ質權ヲ有スル者ニ對シテモ其ノ效力ヲ生ス

第七條乃至第九條又ハ第二十六條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第十四條第二項ノ規定ニ依リ實施權ハ其ノ登錄ナキ場合ト雖前項ノ效力ヲ有ス

第十一條ノ規定ニ依リ實施權ハ其ノ登錄前設定ノ質權ヲ有スル者ニ對シテモ其ノ效力ヲ生ス

特許法第四十五條ノ規定ハ實施權ノ移轉、變更、消滅若ハ處分ノ制限又ハ實施權ヲ目的トスル質權ノ設定、移轉、變更、消滅若ハ處分ノ制限ニ付之ヲ準用ス

第十四條 實用新案權者ハ登錄實用新案ノ圖面又ハ說明書カ不完全ニ作製セラレタルコトヲ發見シタルトキハ左ノ各號ノ一ニ掲クル事項ヲ目的トスル場合ニ限リ其ノ圖面又ハ說明書ノ訂正ノ許可ノ審判ヲ請求スルコトヲ得

一 登錄請求範圍ノ減縮
二 誤記ノ訂正
三 不明瞭ナル記載ノ釋明

前項第一號ノ場合ニ於テハ其ノ殘部カ登錄出願ノ際獨立シテ新規ノ實用新案ナルコトヲ要ス

權ヲ目的トスル爾後設定ノ質權ヲ有スル者ニ對シテモ其ノ效力ヲ生ス
第七條乃至第九條又ハ第二十六條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第十四條第二項ノ規定ニ依リ實施權ハ其ノ登錄ナキ場合ト雖前項ノ效力ヲ有ス
第十一條ノ規定ニ依リ實施權ハ其ノ登錄前設定ノ質權ヲ有スル者ニ對シテモ其ノ效力ヲ生ス
特許法第四十五條ノ規定ハ實施權ノ移轉、變更、消滅若ハ處分ノ制限又ハ實施權ヲ目的トスル質權ノ設定、移轉、變更、消滅若ハ處分ノ制限ニ付之ヲ準用ス
第十四條 實用新案權者ハ登錄實用新案ノ圖面又ハ說明書カ不完全ニ作製セラレタルコトヲ發見シタルトキハ左ノ各號ノ一ニ掲クル事項ヲ目的トスル場合ニ限リ其ノ圖面又ハ說明書ノ訂正ノ許可ノ審判ヲ請求スルコトヲ得
一 登錄請求範圍ノ減縮
二 誤記ノ訂正
三 不明瞭ナル記載ノ釋明
前項第一號ノ場合ニ於テハ其ノ殘部カ登錄出願ノ際獨立シテ新規ノ實用新案ナルコトヲ要ス

第十五條 前條ノ場合ニ於テハ登録請
求範圍ヲ實質上擴張シ又ハ實質上變
更スルコトヲ得ス

第十六條 登録カ左ノ各號ノ一ニ該當
スルトキハ審判ニ依リ之ヲ無効ト爲
スヘシ

一 登録第一條、第二條又ハ第四條
ノ規定ニ違反シテ爲サレタルトキ

二 登録カ第二十六條ノ規定ニ依リ
準用スル特許法第三十二條ノ規定
ニ違反シテ爲サレタルトキ

三 登録カ登録ヲ受クルノ權利ノ承
繼人ニ非サル者又ハ登録ヲ受クル
ノ權利ヲ冒認シタル者ノ爲ニ爲サ
レタルトキ

四 登録カ第二十六條ノ規定ニ依リ
準用スル特許法第三十三條ノ規定
スル條約又ハ之ニ準スヘキモノニ
違反シテ爲サレタル場合ニ於テ其
ノ違反カ第一號乃至前號ニ掲ケル
モノニ準スヘキノナルトキ

五 登録カ第二十六條ノ規定ニ依リ
準用スル特許法第三十二條ノ規定
ニ違反スルニ至リタルトキ又ハ特
許法第三十三條ノ規定ニ依リ若
ハ之ニ準スヘキモノニ違反スルニ
至リタル場合ニ於テ其ノ違反カ第

一 號乃至第三號ニ掲ケルモノニ準
スヘキノナルトキ

第十四條ノ許可方同條第二項又ハ前
條ノ規定ニ違反シタルトキハ審判ニ
依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

第十七條 特許局ニ實用新案原簿ヲ備
ヘ實用新案權及實施權並之ヲ目的ト
スル質權ノ設定、保有、移轉、變更
消滅、處分ノ制限其ノ他法令ニ定ム
ル事項ヲ登録ス

第十八條 登録スヘシトノ査定若ハ審
決確定シ又ハ判決アリタルトキハ之
ヲ實用新案原簿ニ登録シ實用新案登
録證ヲ下付ス第十四條ノ許可ノ審決
確定シ又ハ判決アリタルトキ亦同シ

第十九條 特許局ハ實用新案公報ヲ發
行シ登録實用新案ニ關スル必要ナル
事項ヲ之ニ記載スヘシ但シ軍事上秘
密ヲ要スル登録實用新案ニ付テハ此
ノ限ニ在ラス

第二十條 實用新案ノ登録ヲ受クル者
又ハ登録證主ハ登録料トシテ每件左

ノ金額ヲ納付スヘシ

一 第一乃至第三年 毎年 七圓

二 第四乃至第六年 毎年 十五圓

三 第七乃至第十年 毎年 二十五圓

第二十一條 實用新案登録ノ出願アリ
タルトキハ審判官ヲシテ之ヲ審査セ
シム

第三十二條 審判ハ本法又ハ本法ニ基
キテ發スル勅令ニ規定スルモノノ外
左ニ掲ケル事項ニ付之ヲ請求スルコ
トヲ得

一 第十六條ノ規定ニ依ル登録又ハ
許可ノ無効

二 實用新案權ノ範圍ノ確認

前項第一號ノ無効ノ審判ハ利害關係
人及審査官ニ限り之ヲ請求スルコト
ヲ得但シ審査官ハ第四條ノ規定ニ違
反シ又ハ第十六條第一項第三號ニ該
當ストノ理由ニ依ル無効ノ審判ヲ請
求スルコトヲ得ス

第一項第二號ノ確認ノ審判ハ利害關
係人ニ限り之ヲ請求スルコトヲ得

第二十三條 前條第一項第一號ノ無効
ノ審判ハ實用新案ノ登録又ハ第十四
條ノ許可ノ登録ノ日ヨリ三年ヲ經過
シタルトキハ之ヲ請求スルコトヲ得
ス前項ニ規定スル期間ハ第十六條第

一項第五號ニ該當ストノ理由ニ依ル
無効ノ審判ノ請求ニ付テハ同號ニ該
當スルニ至リタル日ノ翌日ヨリ之ヲ
起算ス

第八十六條乃至第一百五條、第一百七條、
第一百八條、第一百十條乃至第一百二十八
條ノ規定ハ實用新案ニ關シ之ヲ準用
ス(昭和十三年法律第五號ヲ以テ本
條中改正同年勅令第四百號ニ依リ同
年六月六日ヨリ施行)

第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下
ノ罰金ニ處ス

一 他人ノ登録實用新案ニ係ル物品
ト同一ノ物品ヲ業トシテ製作、使
用、販賣又ハ擴布シタル者

二 他人ノ登録實用新案ニ係ル物品
ト類似ノ物品ヲ業トシテ製作、使
用、販賣又ハ擴布シタル者

三 他人ノ登録實用新案ニ係ル物品
ト同一又ハ類似ノ物品ヲ業トシテ
輸入又ハ移入シタル者

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ
罰金ニ處ス

一 詐偽ノ行爲ヲ以テ實用新案ノ登
録ヲ受ケ又ハ審決若ハ判決ヲ受ケ
タル者

二 登録實用新案ニ係ラサル物品又
ハ其ノ物品ノ容器包裝ノ類ニ實用

新案登録標記ヲ附シ又ハ實用新案
登録標記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタ
ル者

三 登録實用新案ニ係ラサル物品ニ
シテ其ノ物品又ハ其ノ物品ノ容器
包裝ノ類ニ實用新案登録標記ヲ附
シ又ハ實用新案登録標記ニ紛ハシ
キ表示ヲナシタルモノヲ販賣又ハ
擴布シタル者

四 登録實用新案ニ係ラサル物品ヲ
製作若ハ使用セシムル爲又ハ販賣
若ハ擴布スル爲廣告、看板、引札
ノ類ニ其ノ物品カ登録實用新案ニ
係ルコトヲ表示シ又ハ之ニ紛ハシ
キ表示ヲ爲タル者

第二十九條 第二十七條第一項ニ掲ケ
ル行爲ヲ組成シタル物又ハ其ノ行爲
ヨリ生シタル物ニシテ刑法第十九條
ノ規定ニ依リ沒收スルコトヲ得ヘキ
モノニ付判決言渡前被害者ノ請求ア
リタルトキハ其ノ物ヲ沒收シ之ヲ被
害者ニ交付スルノ言渡ヲ爲スヘシ

被害者ハ前項ノ規定ニ依ル物ノ交付
ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ物ノ價
格ヲ超過スル損害ノ額ニ限り賠償ノ
請求ヲ爲スコトヲ得

第三十條 法律ニ依リ宣誓シタル證
人、鑑定人又ハ通事特許局又ハ其ノ

第二十六條 特許法第六條、第十條乃
至第十九條、第二十一條乃至第三十
三條、第三十六條、第四十條、第四
十四條、第四十五條、第四十七條、
第四十八條、第五十一條、第五十五
條、第五十六條、第五十八條、第五
十九條、第六十四條、第六十五條第
六項第七項、第六十六條乃至第六十
九條、第七十一條乃至第八十三條、

一 號乃至第三號ニ掲ケルモノニ準
スヘキノナルトキ

第十四條ノ許可方同條第二項又ハ前
條ノ規定ニ違反シタルトキハ審判ニ
依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

第十七條 特許局ニ實用新案原簿ヲ備
ヘ實用新案權及實施權並之ヲ目的ト
スル質權ノ設定、保有、移轉、變更
消滅、處分ノ制限其ノ他法令ニ定ム
ル事項ヲ登録ス

第十八條 登録スヘシトノ査定若ハ審
決確定シ又ハ判決アリタルトキハ之
ヲ實用新案原簿ニ登録シ實用新案登
録證ヲ下付ス第十四條ノ許可ノ審決
確定シ又ハ判決アリタルトキ亦同シ

第十九條 特許局ハ實用新案公報ヲ發
行シ登録實用新案ニ關スル必要ナル
事項ヲ之ニ記載スヘシ但シ軍事上秘
密ヲ要スル登録實用新案ニ付テハ此
ノ限ニ在ラス

第二十條 實用新案ノ登録ヲ受クル者
又ハ登録證主ハ登録料トシテ每件左

ノ金額ヲ納付スヘシ

一 第一乃至第三年 毎年 七圓

二 第四乃至第六年 毎年 十五圓

三 第七乃至第十年 毎年 二十五圓

囑託ヲ受ケタル裁判所若ハ官廳ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス(昭和四年法律第四十八號ヲ以テ本項中改正同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)

前項ノ罪ヲ犯シタル者事件ノ査定又ハ審決ニ至ラサル前自白シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十一條 特許局職員又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク其ノ職務上知得タル實用新案登錄出願中ノ考案又ハ實用新案登錄出願者ノ事業上ノ秘密ヲ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 第二十六條ノ規定ニ依リ準用スル民事訴訟法第二百六十七條第二項又ハ第三百三十六條ノ規定ニ依リ宣誓ヲ爲タル者カ特許局ニ對シ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス(昭和四年法律第四十八號ヲ以テ追加同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)

第三十三條 特許局ヨリ證人、鑑定人又ハ通事トシテ呼出サレタル者正當

ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス(昭和四年法律第四十八號ヲ以テ本項中改正第二項削除同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)

第三十二條ノ二 特許局ヨリ證據調ニ關シ書類其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命セラレタル者正當ノ理由ナクシテ其ノ命ニ從ハサルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス(昭和四年法律第四十八號ヲ以テ追加同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)

第三十三條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ過料ニ付テ準用ス(同上)

第三十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十年勅令第四百五十九號ニ依リ同十一年一月十一日ヨリ施行)

第三十五條 舊法ニ依ル實用新案ノ登錄、處分及手續ハ本附則ニ別段ノ規定ニ依リ施行

定アル場合ヲ除ク外本法ニ依リ爲シタルモノト見做ス、舊法ニ依リ實用新案ニ關シ爲シタル出願、請求其他ノ手續ニ付亦前項ニ同シ

第三十六條 本法施行ノ際現ニ繫屬スル實用新案登錄出願ノ處理ニ付テハ仍舊法ニ依ル

本法施行前送達ヲ受ケタル審決ニ對スル不服申立ノ期間ニ付テハ仍舊法ニ依ル補償金額ニ對スル不服申立ノ期間ニ付亦同シ

第三十七條 本法施行前發生シタル實用新案權ニ關シテハ舊特許法第二十九條第二號ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ同號ノ規定ヲ準用シ第七條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三十八條 實用新案ノ登錄カ舊法施行中無効トナリタル場合ニ付テハ舊法第十條ノ規定及同條ノ規定ニ基キ準用スル舊特許法ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ第八條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三十九條 舊法ニ依ル實用新案ノ登錄ニ關シテハ本法施行後ニ登錄カ爲サレタル場合ト雖舊法第十一條ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ同條ノ規定ノ

適用ノ範圍内ニ於テ同條ニ掲グル舊法ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ登錄カ同條ノ規定ニ該當スル場合ニ限り審判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

第四十條 前條ノ規定ニ依ル無効ノ審判ハ本法施行前爲サレタル實用新案ノ登錄ニ關シテハ本法施行ノ日ヨリ三年ヲ經過シタルトキハ之ヲ請求スルコトヲ得ス

附則(昭和四年法律第四十八號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和四年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)

本法ハ本法施行前ニ生シタル事項ニモ之ヲ適用ス但シ從前ノ規定ニ依リ生シタル效力ヲ妨ケス

第二十六條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第十七條ノ二ノ改正規定ハ本法施行前同條ニ掲グル事由ヲ生シタル委任代理ニシテ本法施行前代理權消滅ノ登錄ヲ受ケサリシモノ又ハ其届出ヲ爲ササリシモノニモ之ヲ適用ス

本法施行前抗告事件ニ付決定ヲ受ケタル者ハ仍從前ノ規定ニ依リ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

本法ニ依リ新ニ期間ヲ定メタル手續ニ

シテ本法施行ノ際爲スヘキモノニ付テハ其ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

本法施行前從前ノ規定ニ依リ過料ニ處スヘキ行爲ヲ爲シタル者ニシテ本法施行ノ際未タ其ノ裁判ヲ受ケサルモノハ本法ニ於テ過料ニ處スヘキ場合ニ限り本法ニ依リ處罰ス但シ過料ノ額ハ從前ノ規定ノ過料ノ額ヲ超ユルコトヲ得ス

意匠法

第一條 物品ニ關シ形狀、模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ノ意匠ノ工業的考案ヲ爲シタル者ハ其ノ物品ノ意匠ニ付意匠ノ登錄ヲ受クルコトヲ得

第二條 左ニ掲グル意匠ニ付テハ之ヲ登錄セズ

一 菊花御紋章ト同一又ハ類似ノ形狀又ハ模様ヲ有スルモノ

二 秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ

三 世人ヲ欺瞞スルノ虞アルモノ

第三條 本法ニ於テ意匠ノ新規ト稱スルハ意匠カ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトナキヲ謂フ

一 登錄出願前帝國内ニ於テ公然知

ラレ若ハ公然用キラレタルモノ又ハ之ニ類似スルモノ

二 登錄出願前帝國内ニ頒布セラレタル刊行物品ニ容易ニ實施スルコトヲ得ヘキ程度ニ於テ記載セラレタルモノ又ハ之ニ類似スルモノ

意匠ニシテ自己ノ登錄意匠ノミニ類似スルモノハ之ヲ新規ナルモノト看做ス

第四條 同一又ハ類似ノ意匠ニ付テハ最先ノ出願者ニ限り登錄ス但シ同日ノ各別ノ出願者アルトキハ出願者ノ協議ニ依リ登錄シ協議調ハサルトキハ共ニ登錄セズ

第五條 意匠登錄出願者ハ命令ノ定ムル類別内ニ於テ其ノ意匠ヲ現スヘキ物品ヲ指定スヘシ

第六條 意匠登錄出願者ハ登錄ノ日ヨリ三年以内其ノ意匠ヲ秘密ニセムコトヲ請求スルコトヲ得

第七條 實用新案登錄出願者カ其ノ實用新案登錄出願ヲ其ノ出願ニ係ル意匠ニ付テノ意匠登錄出願ニ變更シタルトキハ其ノ意匠登錄出願ハ實用新案登錄出願ノ時ニ於テ之ヲ爲シタルモノト看做ス但シ實用新案登錄出願ニ付登錄スヘカラストノ査定ヲ受ケ

タル場合ニ於テハ其ノ最初ノ査定ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 意匠權ハ登録ニ依リ發生ス
意匠權者ハ其ノ登録意匠ニ係ル物品ヲ業トシテ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專有ス

自己ノ登録意匠ニ類似スル意匠ノ意匠權ハ最先ニ發生シタル意匠權ト合體スルモノトス

意匠權カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル實用新案權若ハ商標權ト牴觸スル場合又ハ登録意匠カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル登録實用新案ヲ利用スルモノナル場合ニ於テハ意匠權者ハ實用新案權者ノ實施許諾又ハ商標權者ノ許諾アルニ非サレハ其ノ登録意匠ヲ實施スルコトヲ得ス

第九條 意匠登録出願ノ際現ニ善意ニ帝國内ニ於テ其ノ意匠實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ登録意匠ニ付事業ノ目的タル意匠範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

第十條 登録ノ無効審判請求ノ登録前善意ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ帝國内ニ於テ其ノ意匠實施ノ事業ヲ爲シ又ハ事業設備ヲ有スル者ハ其ノ登

録意匠ニ付事業ノ目的タル意匠範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

一 同一又ハ類似ノ意匠ニ對スルニ以上ノ登録中其ノ一カ無効ト爲リタル場合ニ於ケル登録ヲ受ケタル原意匠權者

二 登録ヲ無効トシ同一又ハ類似ノ意匠ニ付正當權利者ノ爲ニ登録ヲ爲シタル場合ニ於ケル登録ヲ受ケタル原意匠權者

三 前二號ニ掲クル場合ニ於テ其ノ無効ト爲リタル意匠權ニ付實施權ヲ得テ其ノ登録ヲ受ケタル者但シ實施權カ登録ナキモ第十五條第一項ノ效力ヲ有スル場合ハ登録アルヲ要セス

意匠登録出願ノ日前又ハ之ト同日ノ出願ニ係リ其ノ意匠權ト牴觸スル實用新案權ノ存續期間滿了シタル場合ニ於テ其ノ實用新案權ニ付實施權ヲ得テ登録ヲ受ケタル者ハ其ノ登録意匠ニ付原實施權ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス但シ原實施權カ登録ナキモ實用新案法第十三條第一項ノ效力ヲ有スル場合ハ登録アルヲ要セス
意匠權者ハ前二項ノ規定ニ依ル實施權者ヨリ相當ノ補償金ヲ受ケルノ權

利ヲ有ス

第十一條 意匠登録出願ノ日前又ハ之ト同日ノ出願ニ係リ其ノ意匠權ト牴觸スル實用新案權ノ存續期間滿了後ニ於ケル原實用新案權者ハ其ノ登録意匠ニ付原權利ノ範圍内ニ於テ實施權ヲ有ス

第十二條 意匠權ノ存續期間ハ登録ノ日ヨリ十年ヲ以テ終了ス

第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第十一條ノ規定ニ依リ正當權利者ノ爲ニ登録ヲ爲シタルトキハ前項ノ十年ノ期間ハ無効ト爲リタル登録ノ爲サレタル日ヲ翌日ヨリ之ヲ起算ス

第十三條 意匠權者ハ他人ノ登録實用新案又ハ登録意匠ヲ實施スルニ非サレハ自己ノ登録意匠ヲ實施スルコト能ハサル場合ニ於テ其ノ他人カ正當ノ理由ナクシテ實施ヲ許諾セサルトキ又ハ其ノ他人ノ實施許諾ヲ得ルコト能ハサルトキハ審判ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ實施セラルヘキ實用新案又ハ意匠ノ實用新案權又ハ意匠權發生ノ日ヨリ二年ヲ經過セサルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ規定ニ依リ登録實用新案又ハ

登録意匠ヲ實施セラルル者其ノ實施ヲ必要トスル相手方ノ登録意匠ニ付實施ノ許諾ヲ求メタル場合ニ於テ其ノ相手方カ正當ノ理由ナクシテ實施ヲ許諾セサルトキ又ハ其ノ相手方ノ實施許諾ヲ得ルコト能ハサルトキハ審判ヲ請求スルコトヲ得

第十四條 前條ノ規定ニ依ル實施權者ハ實用新案權者又ハ意匠權者ニ對シ相當ノ補償金ヲ支拂フヘシ

前項ノ實施權者ハ補償金ノ支拂ヲ爲シ又ハ支拂ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ供託ヲ爲スニ非サレハ其ノ登録實用新案又ハ登録意匠ヲ實施スルコトヲ得ス但シ審決又ハ判決ノ確定前ト雖モ審決又ハ判決ニ依ル補償金ニ相當スル金額ヲ供託シタルトキハ實施スルコトヲ得

第十五條 登録意匠ノ實施權ハ之ヲ登録シタルトキハ其ノ意匠權ヲ爾後取得シタル者及其ノ意匠權ヲ目的トスル爾後設定ノ質權ヲ有スル者ニ對シテモ其ノ效力ヲ生ス

第九條乃至第十一條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第十四條第二項ノ規定ニ依ル實施權ハ其ノ登録ナキ場合ト雖前項ノ效力ヲ有ス

第十三條ノ規定ニ依ル實施權ハ其ノ登録前設定ノ質權ヲ有スル者ニ對シテモ其ノ效力ヲ生ス

特許法第四十五條ノ規定ハ實施權ノ移轉、變更、消滅若ハ處分ノ制限又ハ實施權ヲ目的トスル質權ノ設定、移轉、變更、消滅若ハ處分ノ制限ニ付之ヲ準用ス

第十六條 意匠權ハ第五條ノ規定ニ依リ指定シタル物品ニ依リ之ヲ分割シテ移轉スルコトヲ得

第十七條 登録カ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ審判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ
一 登録カ第一條、第二條又ハ第四條ノ規定ニ違反シテ爲サレタルトキ

二 登録カ第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第三十二條ノ規定ニ違反シテ爲サレタルトキ

三 登録カ登録ヲ受ケルノ權利ノ承繼人ニ非サル者又ハ登録ヲ受ケルノ權利ヲ冒認シタル者ノ爲ニ爲サレタルトキ

四 登録カ第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第三十三條ノ規定ニ依リ又ハ之ニ準スヘキモノニ

違反シテ爲サレタル場合ニ於テ其ノ違反カ第一號乃至前號ニ掲クルモノニ準スヘキモノナルトキ

五 登録カ第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第三十二條ノ規定ニ違反スルニ至リタルトキ又ハ特許法第三十三條ノ規定ニ依リ又ハ之ニ準スヘキモノニ違反スルニ至リタル場合ニ於テ其ノ違反カ第一號乃至第三號ニ掲クルモノニ準スヘキモノナルトキ

登録ハ意匠權消滅後ト雖前項ノ規定ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ
第十八條 特許局ニ意匠原簿ヲ備ヘ意匠權及實施權並之ヲ目的トスル質權ノ設定、保存、移轉、變更、消滅、處分ノ制限其ノ他法令ニ定ムル事項ヲ登録ス

第十九條 登録スヘシトノ査定若ハ審決確定シ又ハ判決アリタルトキハ之ヲ意匠原簿ニ登録シ意匠登録證ヲ下付ス

第十九條ノ二 特許局ハ意匠公報ヲ發行シ本法ニ規定スル事項其ノ他登録意匠ニ關スル必要ナル事項ヲ之ニ記

載スヘシ但シ第六條ノ規定ニ依ル請
求ニ依リ秘密ニスヘキ登録意匠ニ付
テハ此ノ限ニ在ラス(昭和八年法律
第十號ヲ以テ追加同年勅令第九十
九號ニ依リ同年八月一日ヨリ施行)

第二十條 意匠ノ登録ヲ受クル者又ハ
登録證主ハ登録料トシテ每件左ノ金
額ヲ納付スヘシ

一 第一年乃至第三年 毎年三圓
二 第四年乃至第十年 毎年五圓

自己ノ登録意匠ニ類似スル意匠ノ登
録ヲ受クル者ハ其ノ登録ヲ受クル時
登録料トシテ每件一時ニ三圓ヲ納付
スヘシ

第十六條ノ規定ニ依リ分割シテ移轉
セラルル意匠權ノ登録ヲ受クル者又
ハ登録證主ハ其ノ意匠權ニ付原意匠
權ノ當該年分ヨリノ登録料ヲ納付ス
ヘシ

第二十一條 意匠登録ノ出願アリタル
トキハ審査官ヲシテ之ヲ審査セシム

第二十二條 審判ハ本法ニ基キテ發ス
ル勅令ニ規定スルモノノ外左ニ掲ク
ル事項ニ付之ヲ請求スルコトヲ得

一 第十七條ノ規定ニ依ル登録ノ無
効

二 意匠權ノ範圍ノ確認

前項第一號ノ無効ノ審判ハ利害關係
人及審査官ニ限り之ヲ請求スルコト
ヲ得但シ審査官ハ第四條ノ規定ニ違
反シ又ハ第十七條第一項第三號ニ該
當ストノ理由ニ依ル無効ノ審判ヲ請
求スルコトヲ得ス

第一項第二號ノ確認ノ審判ハ利害關
係人ニ限り之ヲ請求スルコトヲ得

第二十三條 第十三條ノ審判ニ於テハ
補償金額ニ付テモ亦之ヲ審決スヘシ

第二十四條 査定又ハ審判ノ審決ヲ受
ケタル者不服アルトキハ其ノ査定又
ハ審決ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ三十
日以内ニ抗告審判ヲ請求スルコトヲ
得但シ前條ノ規定ニ依ル補償金額ノ
審決及第二十五條ノ規定ニ依リ準用
スル特許法第九十九條第一項ノ規定
ニ依ル費用ノ審決ニ付テハ此ノ限ニ
在ラス(昭和四年法律第四十九號ヲ
以テ本條但書改正同年勅令第二百八
十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)

第二十五條 特許法第六條、第十條乃
至第十四條、第十六條乃至第十九條、
第二十一條乃至第三十條、第三十二
條、第三十三條、第三十六條、第四
十四條、第四十五條、第四十七條、第
四十八條、第五十一條、第五十五

條、第五十六條、第五十八條第一項、
第五十九條、第六十四條、第六十五
條第六項第七項、第六十六條第一項、
第六十七條乃至第六十九條、第七十
一條、第七十二條、第八十條乃至第
八十三條、第八十六條乃至第一百零
五條、第一百零七條乃至第一百十二
條乃至第一百二十八條ノ規定ハ意匠ニ
關シ之ヲ準用ス(昭和四年法律第四
十九號ヲ以テ本條中改正同年勅令第
二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨ
リ施行、昭和十三年法律第五號ヲ以
テ本條中改正同年勅令第四百號ニ依
リ同年六月六日ヨリ施行)

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下
ノ罰金ニ處ス

一 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

二 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

三 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

一 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

二 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

三 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

四 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

五 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

六 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

七 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

八 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

九 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

十 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

十一 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

十二 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

十三 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

十四 他人ノ登録意匠ニ係ル物品ト同
似ノ物品ヲ業トシテ製作、使用、
販賣又ハ擴布シタル者

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ
罰金ニ處ス

一 詐欺ノ行爲ヲ以テ意匠ノ登録ヲ
受ケ又ハ審決若ハ判決ヲ受ケタル
者

二 登録意匠ニ係ラサル物品又ハ其
ノ物品ノ容器包裝ノ類ニ意匠登録
標記ヲ附シ又ハ意匠登録標記ニ紛
ハシキ表示ヲ爲シタル者

三 登録意匠ニ係ラサル物品ニシテ
其ノ物品又ハ其ノ物品ノ容器包裝
ノ類ニ意匠登録標記ヲ附シ又ハ意
匠登録標記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シ
タルモノヲ販賣又ハ擴布シタル者

四 登録意匠ニ係ラサル物品ヲ製作
若ハ使用セシムル爲メ又ハ販賣若ハ
擴布スル爲メ廣告、看板、引札ノ類
ニ其ノ物品カ登録意匠ニ係ルコト
ヲ表示シ又ハ之ニ紛ハシキ表示ヲ
爲シタル者

第二十八條 第二十六條第一項ニ掲ク
ル行爲ヲ組成シタル物又ハ其ノ行爲
ヨリ生シタル物ニシテ刑法第十九條
ノ規定ニ依リ沒收スルコトヲ得ヘキ
モノニ付判決言渡前被害者ノ請求ア

リタルトキハ其ノ物ヲ沒收シ之ヲ被
害者ニ交付スルノ言渡ヲ爲スヘシ

被害者ハ前項ノ規定ニ依ル物ノ交付
ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ物ノ價
額ヲ超過スル損害ノ額ニ限り賠償ノ
請求ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證
人、鑑定人又ハ通事特許局又ハ其ノ
囑託ヲ受ケタル裁判所若ハ官廳ニ對
シ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月
以上十年以下ノ懲役ニ處ス(昭和四
年法律第四十九號ヲ以テ本項中改正
同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年
十月一日ヨリ施行)

前項ノ罪ヲ犯シタル者事件ノ査定又
ハ審決ニ至ラサル前自白シタルトキ
ハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ
得

第三十條 特許局職員又ハ其ノ職ニ在
リタル者故ナク其ノ職務上知得タル
意匠登録出願中ノ考案又ハ意匠登録
出願者ノ事業上ノ秘密ヲ漏泄シ又ハ
竊用シタルトキハ一年以下ノ懲役又
ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條ノ二 第二十五條ノ規定ニ依
リ準用スル民事訴訟法第二百六十七
條第二項又ハ第三百三十六條ノ規定

ニ依リ宣誓ヲ爲シタル者カ特許局ニ
對シ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ五
百圓以下ノ過料ニ處ス(昭和四年法
律第四十九號ヲ以テ追加同年勅令第
二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨ
リ施行)

第三十一條 特許局ヨリ證人、鑑定人
又ハ通事トシテ呼出サレタル者正當
ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ其
ノ義務ヲ盡ササルトキハ五百圓以下
ノ過料ニ處ス(昭和四年法律第四十
九號ヲ以テ本項中改正同上ヲ以テ第
二項削除同年勅令第二百八十九號ニ
依リ同年十月一日ヨリ施行)

第三十一條ノ二 特許局ヨリ證據調ニ
關シ書類其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提
示ヲ命セラレタル者正當ノ理由ナク
シテ其ノ命ニ從ハサルトキハ五百圓
以下ノ過料ニ處ス(昭和四年法律第
四十九號ヲ以テ追加同年勅令第二百
八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施
行)

第三十一條ノ三 非訟事件手續法第二
百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三
條ノ過料ニ付之ヲ準用ス(同上)

第三十二條 削除(昭和十三年法律第
五號ヲ以テ本條削除同年勅令第四百

ニ依リ宣誓ヲ爲シタル者カ特許局ニ
對シ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ五
百圓以下ノ過料ニ處ス(昭和四年法
律第四十九號ヲ以テ追加同年勅令第
二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨ
リ施行)

第三十一條 特許局ヨリ證人、鑑定人
又ハ通事トシテ呼出サレタル者正當
ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ其
ノ義務ヲ盡ササルトキハ五百圓以下
ノ過料ニ處ス(昭和四年法律第四十
九號ヲ以テ本項中改正同上ヲ以テ第
二項削除同年勅令第二百八十九號ニ
依リ同年十月一日ヨリ施行)

號ニ依リ同年六月六日ヨリ施行)

附 則

第三十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十年勅令第四百五十九號ニ依リ同十一年一月十一日ヨリ施行)

第三十四條 舊法ニ依ル意匠ノ登録、處分及手續ハ本附則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

第三十五條 本法施行ノ際現ニ繫屬スル意匠登録ノ出願ノ處理ニ付テハ仍舊法ニ依ル

第三十六條 本法施行前發生シタル意匠權ニ關シテハ舊特許法第二十九條第二號ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ同號ノ規定ヲ準用シ第九條ノ規定ハ之ヲ適用セス

第三十七條 意匠ノ登録カ舊法施行中無効ト爲リタル場合ニ付テハ舊法第十條ノ規定及同條ノ規定ニ基キ準用スル

第四十條 舊法ニ依ル意匠ノ登録ニ關シテハ本法施行後ニ登録カ爲サレタル場合ト雖舊法第十二條ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ同條ノ規定ノ適用ノ範圍内ニ於テ同條ニ掲クル舊法ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ登録カ同條ノ規定ニ該當スル場合ニ限り審判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

附 則(昭和四年法律第四十九號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

スル舊特許法ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ第十條ノ規定ハ之ヲ適用セス

第三十八條 本法施行前既ニ納メタル又ハ納付スヘキ期限ノ經過シタル意匠料ニ付テハ仍舊法ニ依ル

第三十九條 意匠料ノ納付ヲ怠リタル場合ニ於テ本法施行ノ際未タ其ノ意匠登録ノ取消ナキモノニ付テハ本法施行ノ日ヨリ六月間ヲ限り意匠料ヲ追納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ舊法ニ依ル意匠料ノ二倍ニ相當スル金額ヲ意匠料トシテ納付スヘシ

前項ニ規定スル追納期間内ニ意匠料ヲ追納セサルトキハ本法施行ノ時ニ適リ意匠權ハ消滅シタルモノト看做ス

第四十條 舊法ニ依ル意匠ノ登録ニ關シテハ本法施行後ニ登録カ爲サレタル場合ト雖舊法第十二條ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ同條ノ規定ノ適用ノ範圍内ニ於テ同條ニ掲クル舊法ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ登録カ同條ノ規定ニ該當スル場合ニ限り審判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

附 則(昭和四年法律第四十九號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和四年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)

本法ハ本法施行前ニ生シタル事項ニモ之ヲ適用ス但シ從前ノ規定ニ依リ生シタル效力ヲ妨ケス

第二十五條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第十七條ノ二ノ改正規定ハ本法施行前同條ニ掲クル事由ヲ生シタル委任代理ニシテ本法施行前代理權消滅ノ登録ヲ受ケサリシモノ又ハ其ノ届出ヲ爲サリシモノニモ之ヲ適用ス

本法施行前抗告事件ニ付決定ヲ受ケタル者ハ仍從前ノ規定ニ依リ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

本法ニ依リ新ニ期間ヲ定メタル手續ニシテ本法施行ノ際爲スヘキモノニ付テハ其ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス本法施行前從前ノ規定ニ依リ過料ニ處スヘキ行爲ヲ爲シタル者ニシテ本法施行ノ際未タ其ノ裁判ヲ受ケサルモノハ本法ニ於テ過料ニ處スヘキ場合ニ限り本法ニ依リ處罰ス但シ過料ノ額ハ從前ノ規定ノ過料ノ額ヲ超ユルコトヲ得ス

附 則(昭和八年法律第十號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和八年勅令第九十九號ニ依リ同

年八月一日ヨリ施行)

商標法

第一條 自己ノ生産、製造、加工、選擇、證明、取扱又ハ販賣ノ營業ニ係ル商品ナルコトヲ表彰スル爲商標ヲ專用セムトスル者ハ商標ノ登録ヲ受クルコトヲ得

登録ヲ受クルコトヲ得ヘキ商標ハ文字、圖形若ハ記號又ハ其結合ニシテ特別顯著ナルモノナルコトヲ要ス

商標ハ之ニ施スヘキ色ヲ限定シテ登録ヲ受クルコトヲ得

第二條 左ニ掲クル商標ニ付テハ之ヲ登録セス

一 菊花御紋章ト同一又ハ類似ノ圖形ヲ有スルモノ

二 國旗、軍旗、勳章、褒章、記章又ハ外國ノ國旗ト同一又ハ類似ノモノ

二ノ二 工業所有權保護同盟條約國ノ國ノ紋章、記章其ノ他ノ徽章(國旗ヲ除ク)ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノ
(昭和九年法律第十五號ヲ以テ追加同年勅令第三百四十五號ニ依リ

昭和十年一月一日ヨリ施行)

三 白地ニ赤十字ノ記章又ハ赤十字若ハ「ジエネヅワ」十字ノ稱號若ハ文字ト同一又ハ類似ノモノ

三ノ二 工業所有權保護同盟條約國ノ官ノ監督用又ハ證明用ノ印章又ハ記號ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルモノ(昭和九年法律第十五號ヲ以テ追加同年勅令第三百四十五號ニ依リ昭和十年一月一日ヨリ施行)

四 秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ

五 他人ノ肖像、氏名名稱又ハ商號ヲ有スルモノ但シ其ノ他人ノ承諾ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

六 同一又ハ類似ノ商品ニ慣用スル標章ト同一又ハ類似ノモノ

七 政府ノ開設シ、道府縣若ハ之ニ準スヘキモノ開設ノシ若ハ政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覽會又ハ外國ニ於ケル官設若ハ官許ノ博覽會ノ賞牌、賞狀又ハ褒狀ト同一又ハ類似ノ圖形ヲ有スルモノ但シ其ノ賞牌、賞狀又ハ褒狀ヲ受領シタル者カ其ノ商標ノ一部トシテ其ノ圖

形ヲ使用セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラス

八 取引者又ハ需要者ノ間ニ廣ク認識セラルル他人ノ標章ト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルモノ

九 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルモノ

十 登録失効ノ日ヨリ一年ヲ經過セサル他人ノ商標ト同一又ハ類似ニシテ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルモノ但シ其ノ他人ノ商標カ登録失効前一年以上使用セサリシモノナル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

十一 商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムルノ虞アルモノ

商標ノ要部ト認メラルルノ虞アル部分カ分離シテハ前條第二項ニ規定スル特別顯著ノ要件ヲ具備セサル爲又ハ前項第六號ニ該當スル爲登録ヲ受クルコトヲ得サルモノナル場合ト雖出願人カ其ノ部分自體ニ付權利ヲ要求セサル旨ヲ申出テタルトキハ其ノ商標ヲ登録ス

第三條 同一商品ニ使用スヘキ自己ノ商標ニシテ相類似スルモノ又ハ類似

ノ商品ニ使用スヘキ自己ノ商標ニシテ同一ノモノ若ハ相類似スルモノハ聯合ノ商標トシテ出願シタル場合ニ限り之ヲ登録ス

第四條 同一又ハ類似ノ商品ニ使用スヘキ同一又ハ類似ノ商標ニ付各別ノ登録出願カ競合スルトキハ最先ノ出願者ニ限り登録ス但シ同日ノ各別ノ出願者アルトキハ出願者ノ協議ニ依リ登録シ協議調ハサルトキハ共ニ登録セス

政府ノ開設シ、道府縣若ハ之ニ準スヘキモノノ開設シ若ハ政府ノ認可ヲ得テ開設スル博覽會又ハ工業所有權保護同盟條約國ノ版圖内ニ開設スル官設若ハ官許ノ萬國博覽會ニ出品シタル商品ニ使用シタル商標ニ付其ノ開會ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ商標ノ使用者カ其ノ商標ノ登録ヲ出願シタルトキハ其ノ開會ノ日ニ於テ出願シタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ命令ヲ以テ前項ニ規定スル出品ニ付豫メ届出ツヘキコトヲ規定シタル場合ニ於テ其ノ届出ヲ怠リタル者ニ付之ヲ適用セス

第二項ニ掲クル萬國博覽會ヲ除クノ外外國ノ版圖内ニ開設スル官設又ハ

官許ノ博覽會ニ出品スル商品ニ使用スル商標ニ付保護ヲ與フルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 商標登録出願者ハ命令ノ定ムル類別内ニ於テ其ノ商標ヲ使用スヘキ商品ヲ指定スヘシ

第六條 商標ノ登録出願ヨリ生シタル權利ハ其ノ營業ト共ニスル場合ニ限リ之ヲ移轉スルコトヲ得

第七條 商標權ハ登録ニ依リ發生ス商標權者ハ第五條ノ規定ニ依リ指定シタル商品ニ付其ノ商標ヲ專用スルノ權利ヲ有ス

權者ハ意匠權者ノ實施許諾アルニ非サレハ其ノ態樣ニ於テ登録商標ヲ使用スルコトヲ得ス

第八條 商標權ノ效力ハ普通ニ使用セラルル方法ヲ以テ自己ノ氏名名稱若ハ商號又ハ其ノ商品ノ普通名稱、產地、品位、品質、效能、用途、製法、時期、數量、形狀若ハ價格ヲ表示スルモノニ及ハス但シ商標登録後惡意ヲ以テ氏名名稱又ハ商號ヲ使用シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 他人ノ登録商標ノ登録出願前ヨリ同一又ハ類似ノ商品ニ付取引者又ハ需要者ノ間ニ廣ク認識セラレタル同一又ハ類似ノ標章ヲ善意ニ使用スル者ハ其ノ他人ノ商標ノ登録ニ拘ラス其ノ使用ヲ繼續スルコトヲ得營業又ハ業務ト共ニ其ノ標章ノ使用ヲ承繼シタル者亦同シ

第十條 商標權ノ存續期間ハ登録ノ日

ヨリ二十年ヲ以テ終了ス

第十一條 前條ノ存續期間ハ更新登録ノ出願ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ更新登録ノ出願ニ係ル商標カ第二條第一項第一號乃至第四號第六號第七號又ハ第十一號ニ該當スル場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

第十二條 商標權ハ其ノ營業ト共ニスル場合ニ限り之ヲ移轉スルコトヲ得

第十三條 商標權ハ商標權者カ其ノ營業ヲ廢止シタル場合ニ於テハ消滅ス

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ審判ニ依リ商標ノ登録ヲ取消スヘシ

一 商標權者正當ノ理由ナクシテ帝

國內ニ於テ登録ノ日ヨリ一年間其ノ商標ヲ使用セザリシトキ又ハ引續キ三年間其ノ商標ノ使用ヲ中止シタルトキ但シ第五條ノ規定ニ依リ指定シタル商品中其ノ一ニ使用シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 商標權者故意ニ其ノ登録商標ニ商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムルノ虞アル附記又ハ變更ヲ爲シテ之ヲ使用シタルトキハ審判ニ依リ商標ノ登録ヲ取消スヘシ

第十六條 商標ノ登録カ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ審判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

一 登録カ第一條乃至第四條又ハ前條第二項ノ規定ニ違反シテ爲サレタルトキ

二 登録カ第二十四條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第三十二條ノ規定ニ違反シテ爲サレタルトキ

三 登録カ商標ノ登録出願ヨリ生シタル權利ノ承繼人ニ非サル者ノ爲ニ爲サレタルトキ

反シテ爲サレタルトキ
二 登録カ商標権者ニ非サル者ノ爲
ニ爲サレタルトキ

商標又ハ商標權存續期間更新ノ登録
ハ商標權消滅後ト雖前二項ノ規定ニ
依リ之ヲ無効ト爲スヘシ

第十七條 特許局ニ商標原簿ヲ備ヘ商
標權ノ設定、移轉、變更、消滅其ノ
他法令ニ定ムル事項ヲ登録ス
登録ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ
定ム

第十八條 登録スヘシト査定若ハ審決
確定シ又ハ判決アリタルトキハ之ヲ
商標原簿ニ登録ス

第十九條 特許局ハ商標公報ヲ發行シ
本法ニ規定スル事項其ノ他登録商標
ニ關スル必要ナル事項ヲ之ニ記載ス
ヘシ

第二十條 商標ノ登録ヲ受クル者ハ其
ノ登録ヲ受クルトキ登録料トシテ毎
件一時ニ三十圓ヲ納付スヘシ
商標權存續期間更新ノ登録ヲ受クル
者ハ其ノ登録ヲ受クル時登録料トシ
テ每件一時ニ五十圓ヲ納付スヘシ

第二十一條 商標又ハ商標權存續期間
更新ノ登録出願アリタルトキハ審査
官ヲシテ之ヲ審査セシム

第二十二條 審判ハ本法又ハ本法ニ基
キテ發スル勅令ニ規定スルモノノ外
左ニ掲クル事項ニ付之ヲ請求スルコ
トヲ得

一 第十四條、第十五條又ハ第三十
一條ノ規定ニ依ル商標ノ登録ノ取
消

二 第十六條ノ規定ニ依ル商標又ハ
商標權存續期間更新ノ登録ノ無効

三 商標權ノ範圍ノ確認
前項第一號ノ取消ノ審判又ハ第二號
ノ無効ノ審判ハ利害關係人及審査官
ニ限り之ヲ請求スルコトヲ得但シ審
査官ハ第二條第一項第五號第八號乃
至第十號、第三條若ハ第四條ノ規定
ニ違反シ又ハ第十六條第一項第三號
若ハ第二項第二號ニ該當ストノ理由
ニ依ル無効ノ審判ヲ請求スルコトヲ
得ス

第一項第三號ノ確認ノ審判ハ利害關
係人ニ限り之ヲ請求スルコトヲ得

第二十三條 前條第一項第二號ノ無効
ノ審判ハ登録ノ日ヨリ五年ヲ經過シ
タルトキハ之ヲ請求スルコトヲ得ス
但シ第二條第一項第一號乃至第四號
第六號第七號第十一號、第十一條但
書、第十五條第二項若ハ第二十四條

ノ規定ニ依リ準用スル特許法第三十
二條若ハ第三十三條ノ規定ニ違反ス
トノ理由ニ依ル場合又ハ惡意ヲ以テ
登録ヲ受ケタル商標ノ登録ニ付第二
條第一項第八號ノ規定ニ違反ストノ
理由ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス
昭和九年法律第十五號ヲ以テ本條但
書中改正同年勅令第三百四十五號ニ
依リ昭和十年一月一日ヨリ施行

第二十四條 特許法第十三條、第十六
條乃至第十九條、第二十一條乃至第
三十條、第三十二條、第三十三條、
第四十五條、第五十八條第一項第三
項、第六十八條、第七十一條、第七
十二條、第七十三條第一項第二項第
四項、第七十四條乃至第七十七條、
第八十條乃至第八十三條、第八十六
條乃至第九十五條、第九十七條、第
百零九條乃至第一百二十四條及第
二百二十四條及第二百二十八條ノ規
定ハ商標ニ關シ之ヲ準用ス但シ第七
十三條第一項第二項第四項及第七十
四條乃至第七十七條ノ規定ハ商標權
存續期間更新ノ登録出願ニ付之ヲ準
用セス（昭和四年法律第五十號ヲ以
テ本條中改正同年勅令第二百八十九
號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行、昭

和十三年法律第五號ヲ以テ本條中改
正同年勅令第四百號ニ依リ同年六月
六日ヨリ施行

第二十五條 登録無効ノ審決確定シ又
ハ判決アリタル後ニシテ再審請求ノ
登録前ヨリ同一又ハ類似ノ商品ニ付
取引者又ハ需要者ノ間ニ廣ク認識セ
ラレタル同一又ハ類似ノ登録商標ヲ
善意ニ使用スル者ハ其ノ登録商標カ
再審ニ依リ登録ヲ回復シタル商標ニ
抵觸スル爲第二條第一項第九號ノ規
定ニ違反ストノ理由ニ依リ其ノ登録
ヲ無効トセラレタル場合ニ於テモ其
ノ商標ノ使用ヲ繼續スルコトヲ得營
業ト共ニ其ノ商標ノ使用ヲ承繼シタ
ル者亦同シ

第九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ
之ヲ準用ス

第二十六條 營利ヲ目的トセサル業務
ニ係ル商品ノ標章ヲ專用セムトスル
者ハ標章ノ登録ヲ受クルコトヲ得
前項ノ標章ハ之ヲ商標ト看做シ本法
中商標ニ關スル規定ヲ之ニ適用ス

第二十七條 同業者及密接ノ關係ヲ有
スル營業者ノ設立シタル法人ニシテ
團體員ノ營業上ノ共同ノ利益ヲ増進
スルヲ目的トスルモノハ其ノ團體員

ヲシ其ノ營業ニ係ル商品ニ標章ヲ專
用セシムル爲其ノ標章ニ付團體標章
ノ登録ヲ受クルコトヲ得
團體標章ハ本法ニ別段ノ規定アル場
合ヲ除クノ外之ヲ商標ト看做シ本法
中商標ニ關スル規定ヲ之ニ適用ス

第二十八條 前條ノ規定ニ依リ團體標
章ノ登録ヲ受ケムトスル法人ハ其ノ
定款ニ於テ其ノ團體標章ノ使用ニ關
スル事項ヲ定メ特許局長官ノ認可ヲ
受クヘシ其ノ事項ヲ變更スル場合亦
同シ

第二十九條 團體標章權ノ侵害ニ因ル
損害賠償請求權ハ團體員ニ生シタル
損害ヲモ包含ス

第三十條 第二十七條ノ法人ノ合併又
ハ分割ノ場合ニ於テ一ノ法人カ他ノ
法人ニ團體標章ノ登録出願ヨリ生シ
タル權利又ハ團體標章權ヲ移轉セム
トスルトキハ特許局長官ノ認可ヲ受
クヘシ此ノ場合ニ於テハ第二十八條
ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル
場合ニ於テハ審判ニ依リ團體標章ノ
登録ヲ取消スヘシ
一 法人カ團體員ヲシテ第二十八條
又ハ前條ノ規定ニ依リ特許局長官

ノ認可ヲ受ケタル定款ノ規定ニ違
反シテ團體標章ヲ使用セシメ又ハ
其ノ使用ヲ放任シタルトキ

二 法人カ團體員ニ非サル者ヲシテ
團體標章ヲ使用セシメ又ハ團體員
ニ非サル者ノ使用ヲ放任シタルト
キ

前項ノ規定ニ依リ團體標章ノ登録ヲ
取消サレタル法人ハ取消アリタル日
ヨリ五年間同一又ハ類似ノ商品ニ付
同一又ハ類似ノ團體標章ノ登録ヲ受
クルコトヲ得ス此ノ場合ニ於テハ第
十六條及第二十二條ノ規定ヲ準用ス

第三十二條 團體標章ノ登録ヲ受クル
者ハ其ノ登録ヲ受クル時登録料トシ
テ每件一時ニ百圓ヲ納付スヘシ
團體標章權存續期間更新ノ登録ヲ受
クル者ハ其ノ登録ヲ受クル時登録料
トシテ每件一時ニ百五十圓ヲ納付ス
ヘシ

第三十三條 前六條ノ規定ハ公法人カ
其ノ地域内ニ於ケル營業者ヲシテ其
ノ營業ニ係ル商品ニ專用セシムル爲
團體標章ノ登録ヲ受ケムトスル場合
ニ之ヲ準用ス

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下

ノ認可ヲ受ケタル定款ノ規定ニ違
反シテ團體標章ヲ使用セシメ又ハ
其ノ使用ヲ放任シタルトキ

二 法人カ團體員ニ非サル者ヲシテ
團體標章ヲ使用セシメ又ハ團體員
ニ非サル者ノ使用ヲ放任シタルト
キ

前項ノ規定ニ依リ團體標章ノ登録ヲ
取消サレタル法人ハ取消アリタル日
ヨリ五年間同一又ハ類似ノ商品ニ付
同一又ハ類似ノ團體標章ノ登録ヲ受
クルコトヲ得ス此ノ場合ニ於テハ第
十六條及第二十二條ノ規定ヲ準用ス

第三十二條 團體標章ノ登録ヲ受クル
者ハ其ノ登録ヲ受クル時登録料トシ
テ每件一時ニ百圓ヲ納付スヘシ
團體標章權存續期間更新ノ登録ヲ受
クル者ハ其ノ登録ヲ受クル時登録料
トシテ每件一時ニ百五十圓ヲ納付ス
ヘシ

第三十三條 前六條ノ規定ハ公法人カ
其ノ地域内ニ於ケル營業者ヲシテ其
ノ營業ニ係ル商品ニ專用セシムル爲
團體標章ノ登録ヲ受ケムトスル場合
ニ之ヲ準用ス

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下

ノ罰金ニ處ス
 一 他人ノ登録商標ト同一若ハ類似ノ商標ヲ同一若ハ類似ノ商品ニ使用シタル者又ハ其ノ商品ヲ交付シ、販賣シ若ハ交付、販賣ノ目的ヲ以テ所持スル者
 二 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商標ヲ同一若ハ類似ノ商品ニ使用セシムルノ目的ヲ以テ交付シ若ハ販賣シ又ハ其ノ交付、販賣ノ目的ヲ以テ所持スル者
 三 他人ノ登録商標ヲ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルノ目的又ハ使用セシムルノ目的ヲ以テ偽造又ハ模造シタル者
 四 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商標ヲ使用シタル同一又ハ類似ノ商品ヲ交付、販賣ノ目的ヲ以テ輸入又ハ移入シタル者
 五 他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノ商標ヲ同一又ハ類似ノ商品ニ使用スルノ目的又ハ使用セシムルノ目的ヲ以テ輸入又ハ移入シタル者
 六 他人ノ登録商標ヲ偽造若ハ模造スルノ目的又ハ偽造若ハ模造セシムルノ目的ヲ以テ其ノ用具ヲ製作、交付、販賣又ハ所持スル者

七 同一又ハ類似ノ商品ニ關シ他人ノ登録商標ト同一又ハ類似ノモノヲ營業ニ用キル廣告、看板、引札、物價表ノ類又ハ取引書類ニ使用シタル者
 第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
 一 詐欺ノ行爲ヲ以テ商標又ハ商標權存續期間更新ノ登録ヲ受ケ又ハ審決若ハ判決ヲ受ケタル者
 二 登録ヲ受ケサル商標ニシテ商標登録簿記ヲ附シ若ハ商標登録簿記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタルモノヲ商品ニ使用シタルモノ又ハ其ノ商品ヲ交付シ、販賣シ若ハ交付、販賣ノ目的ヲ以テ所持スル者
 三 登録ヲ受ケサル商標ニシテ商標登録簿記ヲ附シ若ハ商標登録簿記ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタルモノヲ營業ニ用キル廣告、看板、引札、物價表ノ類又ハ取引書類ニ使用シタル者
 第三十六條 法律ニ依リ宣誓シタル證人、鑑定人又ハ通事特許局又ハ其ノ囑託ヲ受ケタル裁判所若ハ官廳ニ對シ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月

以上十年以下ノ懲役ニ處ス(昭和四年法律第五十號ヲ以テ本項中改正同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)
 前項ノ罪ヲ犯シタル者事件ノ査定又ハ審決ニ至ラサル前自白シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得
 第三十六條ノ二 第二十四條ノ規定ニ依リ準用スル民事訴訟法第二百六十七條第二項又ハ第三百三十六條ノ規定ニ依リ宣誓ヲ爲シタル者カ特許局ニ對シ虛偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ五百圓以下ノ科料ニ處ス(昭和四年法律第五十號ヲ以テ追加同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)
 第三十七條 特許局ヨリ證人、鑑定人又ハ通事トシテ呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應セス又ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキハ五百圓以下ノ科料ニ處ス(昭和四年法律第五十號ヲ以テ本項中改正同上ヲ以テ第二項削除同年勅令第二百八十九號ニヨリ同年十月一日ヨリ施行)
 第三十七條ノ二 特許局ヨリ證據關シ書類其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提

示ヲ命セラレタル者正當ノ理由ナクシテ其ノ命ニ從ハサルトキハ五百圓以下ノ科料ニ處ス(昭和四年法律第五十號ヲ以テ追加同年勅令第二百八十九號ニ依リ同年十月一日ヨリ施行)
 第三十七條ノ三 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前三條ノ科料ニ付之ヲ準用ス(同上)
 第三十八條 削除(昭和十三年法律第五號ヲ以テ本條削除同年勅令第四百號ニ依リ同年六月六日ヨリ施行)
 附則
 第三十九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十年十二月勅令第四百五十九號ヲ以テ同十一年一月十一日ヨリ施行)
 第四十條 舊法ニ依ル商標又ハ商標權存續期間更新ノ登録、處分及手續ハ本附則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス
 舊法ニ依リ商標ニ關シ爲シタル出願、請求其ノ他ノ手續ニ付亦前項ニ同シ
 第四十一條 本法施行ノ際現ニ繫屬スル商標若ハ商標權存續期間更新ノ登

録出願又ハ商標登録ノ取消ニ關スル事項ノ處理ニ付テハ仍舊法ニ依ル本法施行前送達ヲ受ケタル審決ニ對スル不服申立ノ期間ニ付テハ仍舊法ニ依ル
 第四十二條 舊法ニ依ル商標又ハ商標權存續期間更新ノ登録ニ關シテハ本法施行後ニ登録カ爲サレタル場合ト雖舊法第十一條ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ同條ノ規定ノ適用ノ範圍内ニ於テ同條ニ掲ケル舊法ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ登録カ同條ノ規定ニ該當スル場合ニ限り審判ニ依リ之ヲ無効ト爲スヘシ此ノ場合ニ於テ舊法附則第二項ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有シ同項ノ規定ノ適用ノ範圍内ニ於テ同項ニ掲ケル舊法ノ規定ハ仍其効力ヲ有ス
 第四十三條 登録カ舊法第一條又ハ第二條第五號ノ規定ニ違反ストノ理由ニ依ル前條ノ無効ノ審判ハ本法施行前爲サレタル商標又ハ商標權存續期間更新ノ登録ニ關シテハ本法施行ノ日ヨリ五年ヲ經過シタルトキハ之ヲ請求スルコトヲ得ス
 登録カ舊法第二條第八號第九號、第三條又ハ第四條第二項ノ規定ニ違反

農林省各府縣農會獎勵機
 全國農試場證明書山積
 元 大友式製莖刈機
 創始以來繼續四拾有七年
 年の辛酸を嘗めたる斬
 新巧妙なる機構
 兵庫縣播但線溝口驛前
 大友農具商店
 電話神戸一〇一四六番

特許及實用 新案分類

機械工業之部

理學的裝置	一 測定器	二 寫真器	三 光學器械	四 音響記錄及音響復生	五 蒸汽唧子機關	六 蒸汽タービン	七 凝汽器	八 壓氣原動機	九 內燃機關	一〇 水力原動機	一一 風力原動機	一二 熱の利用	一三 焚火裝置	一四 煙突及通風	一五 蒸汽發生器	一六 暖房及乾燥	一七 暖爐及煖器	一八 溫水罐	一九 火用具	二〇 保温、保冷及冷却	二一 流體操作	二二 唧筒	二三 煽風機	二四 撒水、噴霧及給濕	二五 蓄力器及流體容器	二六 管及管接手	二七 弁及活栓	二八 構	二九 固着具	三〇 傳動裝置	三一 雜機構	三二 交通運輸	三三 信號及通信	三四 運搬及扛重	三五 車	三六 車	三七 潛水	三八 船舶	三九 航空	四〇 推進	四一 災害防止	四二 消防	四三 救難	四四 銃砲、弓弩	四五 彈丸、火具	四六 水雷	四七 軍用機具	四八 清淨及衛生	四九 刷子及掃除具	五〇 洗濯具	五一 衛生具	五二 醫療具	五三 築造及採鑛	五四 軌道	五五 土木	五六 建築	五七 掘鑿及浚渫	五八 採鑛	五九 工作機	六〇 破碎機	六一 混合機、攪拌機及分離機	六二 濾過機及淨氣機	六三 冶金機	六四 鑄工	六五 截斷機、截刻機及打拔機	六六 打鏈機	六七 壓搾機及壓展機	六八 削成機	六九 鑽孔機及削孔機	七〇 旋盤及旋削機	七一 旋刃機(リング・マシソ)	七二 研磨機
-------	-------	-------	--------	-------------	----------	----------	-------	---------	--------	----------	----------	---------	---------	----------	----------	----------	----------	--------	--------	-------------	---------	-------	--------	-------------	-------------	----------	---------	------	--------	---------	--------	---------	----------	----------	------	------	-------	-------	-------	-------	---------	-------	-------	----------	----------	-------	---------	----------	-----------	--------	--------	--------	----------	-------	-------	-------	----------	-------	--------	--------	----------------	------------	--------	-------	----------------	--------	------------	--------	------------	-----------	-----------------	--------

包裝機	塗布機及貼附機	雜工具	殖產	農藝	穀	脫穀	精穀	山林及園藝	捕獲及驅除	馬具	養畜	養蠶	毛產	織維加工	製絲機	織維取扱	紗綢及紡績	絲條取扱	製網機	編物機	編物機	組物機	組物機	織物機	斷片織機	織物	布帛整理機	染色機	裁縫及刺繡	製紙機	印刷機	製粉機	飲食物製造機	製茶機	煙草製造機	燐寸製造機	紙品製造機	靴及皮革品製造機	藥草品製造機	木竹品製造機	可塑品製造機	窯業品製造機	金屬品製造機	雜種製造機	表示及販賣	表示具及札	廣告機	販賣機	文具	文房具	印字機	計算器	運動及娛樂	運動具及娛樂具	樂器	裝身具	被服	帶及紐	冠物	容飾具及理髮具	傘及杖	履	器	金庫及貨幣容器	袍及袋物	箱	壘、罐及樽	雜種容器	包裝	庖厨及喫煙	庖厨具	煮炊具	厨爐	飲食具	喫煙具	家庭具	梯子及登攀器	家器
-----	---------	-----	----	----	---	----	----	-------	-------	----	----	----	----	------	-----	------	-------	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	----	-------	-----	-------	-----	-----	-----	--------	-----	-------	-------	-------	----------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-----	-----	----	-----	-----	-----	-------	---------	----	-----	----	-----	----	---------	-----	---	---	---------	------	---	-------	------	----	-------	-----	-----	----	-----	-----	-----	--------	----

一六	卓、札及椅子	一七	セメント、人造石及瀝青
一七	鎖 鑰	一八	衛生材料
一八	儀禮具及裝飾具	一九	醫 藥
一九	燈 具	二〇	化粧料
二〇	止鉤具	二一	防腐及驅蟲
二一	寢具及敷物	二二	汚物處理及火葬爐
二二	便器及廁 具	二三	可 塑 物
二三	雜 具	二四	護 謨
二四	雜 具	二五	可 塑 物
二五	雜 具	二六	雜化學工業
二六	雜 具	二七	皮 革
二七	雜 具	二八	肥 料
二八	雜 具	二九	木竹品處理
二九	雜 具	三〇	化學雜工

化學工業之部

一〇	化學藥品及用具	一〇	無機化合物
一一	有機化合物	一一	非金屬元素
一二	電氣化學	一二	化學試驗用具
一三	蒸餾及蒸發	一三	燃料
一四	燃料	一四	瓦 斯
一五	瓦 斯	一五	鑛 油
一六	鑛 油	一六	金 屬
一七	金 屬	一七	冶 金
一八	冶 金	一八	業 工
一九	業 工	一九	窯 業
二〇	窯 業	二〇	陶磁器、煉瓦及耐火用品
二一	陶磁器、煉瓦及耐火用品	二一	硝子及玻璃
二二	硝子及玻璃	二二	印刷及寫真
二三	印刷及寫真	二三	寫 真
二四	寫 真	二四	飲食物及嗜好物
二五	飲食物及嗜好物	二五	製 糖
二六	製 糖	二六	製 鹽
二七	製 鹽	二七	飲 食 物
二八	飲 食 物	二八	醱 造
二九	醱 造	二九	煙 草
三〇	煙 草	三〇	電氣化學
三一	電氣化學	三一	電氣材料
三二	電氣材料	三二	電氣傳導
三三	電氣傳導	三三	電氣絕緣
三四	電氣絕緣	三四	電 磁 氣
三五	電 磁 氣	三五	發電及電動
三六	發電及電動	三六	變 電
三七	變 電	三七	送電及電氣制御
三八	送電及電氣制御	三八	送電及配電
三九	送電及配電	三九	電氣制御及電氣調整
四〇	電氣制御及電氣調整	四〇	電氣開閉器
四一	電氣開閉器	四一	電氣磁氣測定
四二	電氣磁氣測定	四二	電氣雜工

一五	電氣及磁氣計器	一五	電熱應用
一六	電氣的及磁氣的測定	一六	電 燈
一七	電氣通信	一七	電熱(電氣爐ヲ除ク)
一八	電信及電話(有線)	一八	電力應用
一九	電氣信號及電氣表示	一九	電氣鐵道
二〇	高周波電氣通信	二〇	電動機應用
二一	電熱應用	二一	電氣化學
二二	電 燈	二二	電 池
二三	電熱(電氣爐ヲ除ク)	二三	電 氣 爐
二四	電力應用	二四	電氣應用
二五	電氣鐵道	二五	電氣治療
二六	電動機應用	二六	電氣雜工

機械工業之部

一	理學的裝置	一	度 器
二	第一類 測定器	二	直尺曲尺及疊尺
三	卷 尺	三	身 尺
四	身長計	四	網繩類計長器
五	網繩類計長器	五	度 器 雜
六	度 器 雜	六	量 器
七	量 器	七	流 水 計 量 器
八	流水計量器	八	瓦斯計量器
九	瓦斯計量器	九	自働量器
一〇	自働量器	一〇	量器雜
一一	量器雜	一一	衡 器
一二	衡 器	一二	桿 秤
一三	桿 秤	一三	臺 秤
一四	臺 秤	一四	天 秤
一五	天 秤	一五	自働秤
一六	自働秤	一六	衡器雜
一七	衡器雜	一七	時 計
一八	時 計	一八	日時計
一九	日時計	一九	曆時計
二〇	曆時計	二〇	勤務時間記錄器
二一	勤務時間記錄器	二一	懷中時計
二二	懷中時計	二二	文字盤及側
二三	文字盤及側	二三	報時裝置
二四	報時裝置	二四	時計雜
二五	時計雜	二五	測量器
二六	測量器	二六	經緯儀及水準儀
二七	經緯儀及水準儀	二七	平板測量器
二八	平板測量器	二八	基線ヲ有スル距離測
二九	基線ヲ有スル距離測	二九	量器
三〇	量器	三〇	距離測量器
三一	距離測量器	三一	測 量 器 雜
三二	測 量 器 雜	三二	羅針器
三三	羅針器	三三	磁氣羅針器
三四	磁氣羅針器	三四	迴轉儀型羅針器
三五	迴轉儀型羅針器	三五	羅針器雜
三六	羅針器雜	三六	航路記錄及指示
三七	航路記錄及指示	三七	航路記錄及指示
三八	航路記錄及指示	三八	測深器
三九	測深器	三九	測深器
四〇	測深器	四〇	液面計
四一	液面計	四一	液面計類
四二	液面計類	四二	氣罐水面計類
四三	氣罐水面計類	四三	液面計雜
四四	液面計雜	四四	水平器及傾斜計
四五	水平器及傾斜計	四五	水平器及傾斜計
四六	水平器及傾斜計	四六	壓力計
四七	壓力計	四七	ブルドン壓力計
四八	ブルドン壓力計	四八	氣壓計
四九	氣壓計	四九	壓力計試驗機
五〇	壓力計試驗機	五〇	壓力計雜
五一	壓力計雜	五一	測力器
五二	測力器	五二	測力器
五三	測力器	五三	動力計
五四	動力計	五四	體力計
五五	體力計	五五	測力器雜
五六	測力器雜	五六	材料試驗機
五七	材料試驗機	五七	材料試驗機
五八	材料試驗機	五八	迴轉計
五九	迴轉計	五九	迴轉計
六〇	迴轉計	六〇	速度計
六一	速度計	六一	速度計
六二	速度計	六二	速度計
六三	速度計	六三	度數計
六四	度數計	六四	度數計
六五	度數計	六五	個數計
六六	個數計	六六	個數計
六七	個數計	六七	行程計
六八	行程計	六八	行程計
六九	行程計	六九	選別機
七〇	選別機	七〇	選別機
七一	選別機	七一	貨幣選別機
七二	貨幣選別機	七二	貨幣選別機
七三	貨幣選別機	七三	選別機雜
七四	選別機雜	七四	溫度計
七五	溫度計	七五	溫度計

- 二 寒暖計
- 三 溫度警報裝置(第二十九類火災警報裝置參照)
- 四 濕度計
- 五 濕度計
- 六 氣象ニ關スル雜測定器
- 七 氣象ニ關スル雜測定器
- 八 生理ニ關スル雜測定器
- 九 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇 生理ニ關スル雜測定器
- 一一 生理ニ關スル雜測定器
- 一二 生理ニ關スル雜測定器
- 一三 生理ニ關スル雜測定器
- 一四 生理ニ關スル雜測定器
- 一五 生理ニ關スル雜測定器
- 一六 生理ニ關スル雜測定器
- 一七 生理ニ關スル雜測定器
- 一八 生理ニ關スル雜測定器
- 一九 生理ニ關スル雜測定器
- 二〇 生理ニ關スル雜測定器
- 二一 生理ニ關スル雜測定器
- 二二 生理ニ關スル雜測定器
- 二三 生理ニ關スル雜測定器
- 二四 生理ニ關スル雜測定器
- 二五 生理ニ關スル雜測定器
- 二六 生理ニ關スル雜測定器
- 二七 生理ニ關スル雜測定器
- 二八 生理ニ關スル雜測定器
- 二九 生理ニ關スル雜測定器
- 三〇 生理ニ關スル雜測定器
- 三一 生理ニ關スル雜測定器
- 三二 生理ニ關スル雜測定器
- 三三 生理ニ關スル雜測定器
- 三四 生理ニ關スル雜測定器
- 三五 生理ニ關スル雜測定器
- 三六 生理ニ關スル雜測定器
- 三七 生理ニ關スル雜測定器
- 三八 生理ニ關スル雜測定器
- 三九 生理ニ關スル雜測定器
- 四〇 生理ニ關スル雜測定器
- 四一 生理ニ關スル雜測定器
- 四二 生理ニ關スル雜測定器
- 四三 生理ニ關スル雜測定器
- 四四 生理ニ關スル雜測定器
- 四五 生理ニ關スル雜測定器
- 四六 生理ニ關スル雜測定器
- 四七 生理ニ關スル雜測定器
- 四八 生理ニ關スル雜測定器
- 四九 生理ニ關スル雜測定器
- 五〇 生理ニ關スル雜測定器
- 五一 生理ニ關スル雜測定器
- 五二 生理ニ關スル雜測定器
- 五三 生理ニ關スル雜測定器
- 五四 生理ニ關スル雜測定器
- 五五 生理ニ關スル雜測定器
- 五六 生理ニ關スル雜測定器
- 五七 生理ニ關スル雜測定器
- 五八 生理ニ關スル雜測定器
- 五九 生理ニ關スル雜測定器
- 六〇 生理ニ關スル雜測定器
- 六一 生理ニ關スル雜測定器
- 六二 生理ニ關スル雜測定器
- 六三 生理ニ關スル雜測定器
- 六四 生理ニ關スル雜測定器
- 六五 生理ニ關スル雜測定器
- 六六 生理ニ關スル雜測定器
- 六七 生理ニ關スル雜測定器
- 六八 生理ニ關スル雜測定器
- 六九 生理ニ關スル雜測定器
- 七〇 生理ニ關スル雜測定器
- 七一 生理ニ關スル雜測定器
- 七二 生理ニ關スル雜測定器
- 七三 生理ニ關スル雜測定器
- 七四 生理ニ關スル雜測定器
- 七五 生理ニ關スル雜測定器
- 七六 生理ニ關スル雜測定器
- 七七 生理ニ關スル雜測定器
- 七八 生理ニ關スル雜測定器
- 七九 生理ニ關スル雜測定器
- 八〇 生理ニ關スル雜測定器
- 八一 生理ニ關スル雜測定器
- 八二 生理ニ關スル雜測定器
- 八三 生理ニ關スル雜測定器
- 八四 生理ニ關スル雜測定器
- 八五 生理ニ關スル雜測定器
- 八六 生理ニ關スル雜測定器
- 八七 生理ニ關スル雜測定器
- 八八 生理ニ關スル雜測定器
- 八九 生理ニ關スル雜測定器
- 九〇 生理ニ關スル雜測定器
- 九一 生理ニ關スル雜測定器
- 九二 生理ニ關スル雜測定器
- 九三 生理ニ關スル雜測定器
- 九四 生理ニ關スル雜測定器
- 九五 生理ニ關スル雜測定器
- 九六 生理ニ關スル雜測定器
- 九七 生理ニ關スル雜測定器
- 九八 生理ニ關スル雜測定器
- 九九 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇〇 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇一 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇二 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇三 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇四 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇五 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇六 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇七 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇八 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇九 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇一〇 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇一一 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇一二 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇一三 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇一四 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇一五 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇一六 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇一七 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇一八 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇一九 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇二〇 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇二一 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇二二 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇二三 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇二四 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇二五 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇二六 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇二七 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇二八 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇二九 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇三〇 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇三一 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇三二 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇三三 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇三四 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇三五 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇三六 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇三七 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇三八 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇三九 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇四〇 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇四一 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇四二 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇四三 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇四四 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇四五 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇四六 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇四七 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇四八 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇四九 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇五〇 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇五一 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇五二 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇五三 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇五四 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇五五 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇五六 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇五七 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇五八 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇五九 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇六〇 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇六一 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇六二 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇六三 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇六四 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇六五 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇六六 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇六七 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇六八 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇六九 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇七〇 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇七一 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇七二 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇七三 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇七四 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇七五 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇七六 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇七七 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇七八 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇七九 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇八〇 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇八一 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇八二 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇八三 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇八四 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇八五 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇八六 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇八七 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇八八 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇八九 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇九〇 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇九一 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇九二 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇九三 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇九四 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇九五 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇九六 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇九七 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇九八 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇九九 生理ニ關スル雜測定器
- 一〇一〇〇 生理ニ關スル雜測定器

- 第一類 內燃機關
- 一 內燃機關一般型式及裝置
- 二 內燃機關一般的部分構造
- 三 瓦斯機關
- 四 氣化石油機關(揮發油機關、石油機關)
- 五 直接燃油機關(石油機關、重油機關)
- 六 旋回內燃機關及內燃タービン
- 七 特殊內燃機關
- 八 內燃機關用氣化器及蒸發器
- 九 內燃機關用燃料噴射器
- 一〇 內燃機關用燃料供給及調整機構
- 一一 內燃機關用電氣着火裝置
- 一二 燒玉及內燃機關用火熱着火裝置
- 一三 內燃機關逆轉裝置及始動裝置
- 一四 內燃機關冷却裝置
- 一五 內燃機關用滑油裝置
- 一六 內燃機關消音裝置
- 一七 內燃機關雜
- 第二類 水力原動機
- 一 水車
- 二 反動タービン
- 三 衝動タービン
- 四 タービン調整裝置
- 五 潮力原動機裝置
- 六 波濤原動機裝置
- 七 水壓原動機
- 八 水力原動機雜
- 第三類 風力原動機
- 一 風車
- 二 風力原動機雜
- 第四類 熱の利用
- 一 給炭機
- 二 爐及爐格
- 三 爐內完全燃燒裝置
- 四 粉末燃料燃燒裝置
- 五 燃油裝置
- 六 瓦斯爐及瓦斯發生燃燒爐
- 七 汽爐
- 八 焚水裝置雜
- 第五類 煙突及通風
- 一 煙突及煙道(列車排煙管ノ如キ)
- 二 吸出通風裝置
- 三 壓力通風裝置
- 四 煤煙除却裝置及スパイク、アレスタ
- 五 煙突掃除具
- 六 煙突及通風雜(家庭通風ハ第四九類換氣裝置ヲ、車輛通風ハ第三一類鐵道客車及貨車等ヲ見ヨ)
- 第六類 蒸汽發生器
- 一 水管式汽鍋
- 二 火室內水管取付方
- 三 雜種蒸汽發生器
- 四 蒸汽過熱器
- 五 給水裝置(給水加熱裝置、給水調整裝置、給水清淨裝置等)
- 六 給水循環裝置
- 七 汽罐清淨裝置
- 八 汽罐部分
- 九 汽罐(第一二類汽罐ヲ見ヨ)
- 第七類 凝汽器
- 一 凝汽器
- 二 熱氣暖房裝置
- 三 溫水暖房裝置
- 四 蒸汽暖房裝置
- 五 暖房雜
- 六 乾燥
- 七 乾燥用熱氣裝置
- 八 布帛乾燥機
- 九 肥料乾燥機
- 一〇 穀類乾燥機
- 一一 麵帶乾燥機
- 一二 植物質乾燥機
- 一三 動物質乾燥機
- 一四 礦物乾燥機
- 一五 流體乾燥機
- 一六 消毒乾燥機
- 一七 雜種乾燥機
- 一八 乾燥機雜(要紙用乾燥機ハ第九三類製紙用乾燥機ヲ、製茶機用爐ハ第九七類製茶機用爐ヲ見ヨ)
- 第八類 煖房及乾燥器
- 一 煖房
- 二 熱氣暖房裝置
- 三 溫水暖房裝置
- 四 蒸汽暖房裝置
- 五 暖房雜
- 六 乾燥
- 七 乾燥用熱氣裝置
- 八 布帛乾燥機
- 九 肥料乾燥機
- 一〇 穀類乾燥機
- 一一 麵帶乾燥機
- 一二 植物質乾燥機
- 一三 動物質乾燥機
- 一四 礦物乾燥機
- 一五 流體乾燥機
- 一六 消毒乾燥機
- 一七 雜種乾燥機
- 一八 乾燥機雜(要紙用乾燥機ハ第九三類製紙用乾燥機ヲ、製茶機用爐ハ第九七類製茶機用爐ヲ見ヨ)
- 第九類 壓氣原動機雜
- 一 內燃機關
- 二 內燃機關一般型式及裝置
- 三 內燃機關一般的部分構造
- 四 瓦斯機關
- 五 氣化石油機關(揮發油機關、石油機關)
- 六 直接燃油機關(石油機關、重油機關)
- 七 旋回內燃機關及內燃タービン
- 八 特殊內燃機關
- 九 內燃機關用氣化器及蒸發器
- 一〇 內燃機關用燃料噴射器
- 一一 內燃機關用燃料供給及調整機構
- 一二 內燃機關用電氣着火裝置
- 一三 內燃機關逆轉裝置及始動裝置
- 一四 內燃機關冷却裝置
- 一五 內燃機關用滑油裝置
- 一六 內燃機關消音裝置
- 一七 內燃機關雜

- 一 煖爐(固形燃料用)
 - 二 瓦斯煖爐
 - 三 石油煖爐
 - 四 火鉢
 - 五 案火
 - 六 懷爐
 - 七 擁爐
 - 八 湯タンポ
 - 九 炬燵
 - 一〇 煖爐及煖器雜
- 第十七類 溫水罐
- 一 風呂罐
 - 二 湯沸罐
 - 三 湯沸藥罐
 - 四 洗下溫水罐
 - 五 銅壺
 - 六 溫水裝置
 - 七 溫水罐雜
- 第十八類 火用器
- 一 發火具
 - 二 焚附器
 - 三 火起筒
 - 四 煉炭火起器
 - 五 火吹具
 - 六 火箸
 - 七 火德
 - 八 助炭

- 九 十能
 - 一〇 火消具
 - 一一 灰篩
 - 一二 燻香器及蚊燻器類
 - 一三 助燃器
 - 一四 火用器雜
- 第十九類 保溫、保冷及冷却
- 一 保溫帶及保冷帶
 - 二 保溫、保冷水筒
 - 三 保溫飯櫃
 - 四 保溫、保冷容器
 - 五 保溫、保冷雜
 - 六 冷藏器
 - 七 冷却器
 - 八 冷却裝置
 - 九 製水器
 - 一〇 冷却雜

- 七 蒸汽唧筒(原動機部分ハ第五類蒸汽唧筒機關ヲ見ヨ)
 - 八 消防唧筒
 - 九 特種液唧筒
 - 一〇 釣瓶
 - 一一 雜揚水機
 - 一二 噴射器
 - 一三 往復空氣唧筒
 - 一四 迴動送風機
 - 一五 渦動送風機
 - 一六 罐
 - 一七 特種排氣裝置
 - 一八 唧筒附屬具
 - 一九 唧筒雜
- 第二十一類 扇風機
- 一 彈機扇風機
 - 二 電動扇風器機(第二〇類電氣扇風機ヲ見ヨ)
- 第二十二類 撒水、噴霧及給濕
- 一 撒水
 - 一如露

- 二 撒水車
 - 三 加壓撒水機
 - 四 噴霧
 - 五 噴霧嘴
 - 六 加壓噴霧機
 - 七 吸引噴霧機
 - 八 遠心力噴霧機
 - 九 噴霧機雜(唧筒ニ關スルモノハ第二〇類唧筒ヲ見ヨ)
 - ハ 給濕(噴霧作用ニ依ルモノハ噴霧ニ包含ス)
 - 一〇 蒸發給濕機
 - 一一 攪拌給濕機
 - 一二 給濕機雜
- 第二十三類 蓄力器及流體容器
- 一 蓄力器(アツキユミユレーター及壓力貯槽)
 - 二 流體容機(但シ壞、罐樽ヲ除ク)
 - 三 蓄力器及流體容器雜
- 第二十四類 管及管接手
- 一 管(護謄管、金屬管、

- 二 蛇管、可撓管等)
 - 二 樋(鐵筋コンクリート管、木管、陶管等)
 - 三 管接手(一般管接手、蛇管接手、可撓接手、締金具等)
 - 四 管及管接手雜(水管漏水修繕具、鉛止具等)
- 第二十五類 弁及活栓
- 一 弁(手洗用弁ヲ含ム)
 - 二 自動弁(自動調節弁、安全弁、自動排水弁等)
 - 三 液體分離弁(スチームトラップ)
 - 四 活栓(手洗カラシヲ含ム)
 - 五 耐寒栓
 - 六 弁及活栓雜(呑口、呑口覆及樽詰漏斗ヲ含ム)

- 三 スクリュー
 - 四 鑿
 - 五 調帶調索接合具
 - 六 板接手
 - 七 固着具雜(錘鉸及畫鉸ヲ含ム)
- 第二十七類 傳動裝置
- 一 軸
 - 二 齧合子
 - 三 五聯子
 - 四 軸承
 - 五 摩擦傳動機(調車及調帶ヲ含ム)
 - 六 齧合傳動機(鎖傳動機ヲ含ム)
 - 七 液體傳動裝置
 - 八 唧筒及唧子
 - 九 摺動機構
 - 一〇 連結桿
 - 一一 曲柄及偏心輪
 - 一二 リンク傳動裝置
 - 一三 カム裝置
 - 一四 滑車裝置
 - 一五 傳動裝置雜
- 第二十八類 雜機構
- 一 自然力原動機
 - 二 動物力原動機

- 三 運動調整機構
 - 四 勢輪
 - 五 制動機
 - 六 ジャイロスコープ裝置
 - 七 給油機構
 - 八 緩衝裝置及彈機
 - 九 蝶番
 - 一〇 把手及引手
 - 一一 溫度調整裝置
 - 一二 填料及填料筐(パツキング及スタフィン)
 - 一三 二類充填料參照)
 - 一四 雜機構雜
- 第二十九類 信號及通信
- 一 鐵道信號機
 - 二 鐵道用閉塞機
 - 三 發光信號機
 - 四 發音信號機
 - 五 雜信號機
 - 六 連續標示機
 - 七 扉用標示機
 - 八 浮標
 - 九 雜標示機

- 一〇 通話機
 - 一一 雜通信機
 - 一二 盜警報裝置
 - 一三 火災、熱警報裝置(溫度警報裝置ハ第一類溫度警報裝置ヲ見ヨ)
 - 一四 雜警報裝置
 - 一五 報鈴
 - 一六 警笛
 - 一七 信號及通信雜
- 第三十類 運搬及扛重
- 一 架空運搬裝置
 - 二 調帶式移送機
 - 三 バックケット式移送機
 - 四 空氣力移送機
 - 五 雜運搬裝置
 - 六 橋(自轉車橋及自動車橋ヲ含ム)
 - 七 擔架
 - 八 雜運搬用具(岡持類ヲ含ム)
 - 九 押上扛重機
 - 一〇 釣上扛重機
 - 一一 昇降機
 - 一二 卷胴裝置
 - 一三 運搬及扛重機

第三十一類 車輛

- 一 鐵道車
- 二 機關車及炭水車
- 三 鐵道客車及貨車
- 四 鐵道車用氣壓制動機
- 五 鐵道車用人力制動機
- 六 鐵道車用自働連結機
- 七 鐵道車用手働連結機
- 八 自動車
- 九 自動車型及車體
- 一〇 自動車操縱裝置
- 一一 自動車驅動裝置
- 一二 自動車泥除
- 一三 自動車雜附屬裝置
- 一四 自轉車
- 一五 自轉車車型及車體
- 一六 自轉車轉向機構
- 一七 自轉車傳動機構
- 一八 自轉車制動機構
- 一九 自轉車鞍及鞍覆
- 二〇 自轉車踏子
- 二一 自轉車握
- 二二 自轉車荷物臺及荷物臺兼用停止機
- 二三 自轉車停止機
- 二四 自轉車鎖錠裝置
- 二五 自轉車及附屬具

- 二六 人動車
- 二七 人力車、乳母車
- 二八 乳母車
- 二九 荷車
- 三〇 荷車車型及車體
- 三一 荷車制動裝置
- 三二 荷車曳引補助裝置
- 三三 荷車附屬具
- 三四 雜種車輛
- 三五 無限軌道車
- 三六 非常用運搬車
- 三七 軍用車輛(タンクノ類ハ第四二類軍用車輛ヲ見ヨ)
- 三八 雜車輛
- 三九 雜車輛
- 四〇 雜車輛
- 四一 雜車輛
- 四二 雜車輛
- 四三 雜車輛
- 四四 雜車輛
- 四五 雜車輛
- 四六 雜車輛
- 四七 雜車輛
- 四八 雜車輛
- 四九 雜車輛
- 五〇 雜車輛
- 五一 雜車輛
- 五二 雜車輛
- 五三 雜車輛
- 五四 雜車輛
- 五五 雜車輛
- 五六 雜車輛
- 五七 雜車輛
- 五八 雜車輛
- 五九 雜車輛
- 六〇 雜車輛
- 六一 雜車輛
- 六二 雜車輛
- 六三 雜車輛
- 六四 雜車輛
- 六五 雜車輛
- 六六 雜車輛
- 六七 雜車輛
- 六八 雜車輛
- 六九 雜車輛
- 七〇 雜車輛
- 七一 雜車輛
- 七二 雜車輛
- 七三 雜車輛
- 七四 雜車輛
- 七五 雜車輛
- 七六 雜車輛
- 七七 雜車輛
- 七八 雜車輛
- 七九 雜車輛
- 八〇 雜車輛
- 八一 雜車輛
- 八二 雜車輛
- 八三 雜車輛
- 八四 雜車輛
- 八五 雜車輛
- 八六 雜車輛
- 八七 雜車輛
- 八八 雜車輛
- 八九 雜車輛
- 九〇 雜車輛
- 九一 雜車輛
- 九二 雜車輛
- 九三 雜車輛
- 九四 雜車輛
- 九五 雜車輛
- 九六 雜車輛
- 九七 雜車輛
- 九八 雜車輛
- 九九 雜車輛
- 一〇〇 雜車輛

- 一 信管
- 二 火雷
- 三 地雷
- 四 藥筒
- 五 彈丸攜帶及運搬具
- 六 彈藥筐
- 七 彈丸火具雜
- 八 布設水雷
- 九 魚形水雷
- 一〇 水雷發射裝置
- 一一 水雷防禦裝置
- 一二 水雷搜索機
- 一三 水雷雜
- 一四 標的
- 一五 觀測機
- 一六 射擊練習機
- 一七 刀劍
- 一八 防彈裝置
- 一九 偽裝裝置
- 二〇 偵察機
- 二一 射擊指揮裝置
- 二二 彈丸投下裝置
- 二三 破壞器具
- 二四 銃托架

- 一 護身器
- 二 投石機
- 三 軍用車輛(タンクノ類第三一類軍用車輛參照)
- 四 軍用機具雜
- 五 清淨及衛生
- 六 刷子及掃除具
- 七 塗布用刷毛
- 八 束子
- 九 樽壺洗器
- 一〇 炭振器
- 一一 齒刷子
- 一二 子楊枝
- 一三 耳掃除器
- 一四 爪掃除器
- 一五 フケ取器
- 一六 垢擦
- 一七 櫛掃除器
- 一八 塵拂
- 一九 淨床器
- 二〇 煙管掃除器
- 二一 燈筒掃除器

航空機推進裝置

- 一 推進機(總ヲ含ム)
- 二 (船舶電氣推進ハ第一九三類船舶電氣推進ヲ見ヨ)

災害防止

- 一 消火器
- 二 消火裝置
- 三 消防機具
- 四 防火裝置
- 五 消防雜

第三十八類 救難

- 一 救命浮器(救命衣ヲ含ム)
- 二 拋射器
- 三 游泳器
- 四 水難救助器
- 五 火難救助器
- 六 空難救助器
- 七 避難器
- 八 救難雜

第三十九類 銃砲、弓弩

- 一 砲
- 二 銃砲、弓弩

第四十類 彈丸、火具

- 一 砲彈
- 二 小銃彈
- 三 爆彈

第四十一類 水雷

- 一 布設水雷
- 二 魚形水雷
- 三 水雷發射裝置
- 四 水雷防禦裝置
- 五 水雷搜索機
- 六 水雷雜

第四十二類 軍用機具

- 一 標的
- 二 觀測機
- 三 射擊練習機
- 四 刀劍
- 五 防彈裝置
- 六 偽裝裝置
- 七 偵察機
- 八 射擊指揮裝置
- 九 彈丸投下裝置
- 一〇 破壞器具
- 一一 銃托架

第四十三類 刷子及掃除具

- 一 刷子
- 二 塗布用刷毛
- 三 束子
- 四 樽壺洗器
- 五 炭振器
- 六 齒刷子
- 七 子楊枝
- 八 耳掃除器
- 九 爪掃除器
- 一〇 フケ取器
- 一一 垢擦
- 一二 櫛掃除器
- 一三 塵拂
- 一四 淨床器
- 一五 煙管掃除器
- 一六 燈筒掃除器

- 一九 書寫盤拭掃除器(書寫盤拭ハ第一一二類書寫盤拭ヲ見ヨ)
- 二〇 靴拭器
- 二一 履物掃除器
- 二二 塵 搔
- 二三 刷子及掃除具雜
- 第四十四類 洗濯具
- 一 洗濯板
- 二 洗濯盤
- 三 回轉洗濯器
- 四 轉軸洗濯器(洗濯物絞器ヲ含ム)
- 五 洗濯具雜
- 第四十五類 衛生具
- 一 消毒器
- 二 呼吸器
- 三 哺乳器
- 四 痰吐器
- 五 防塵眼鏡
- 六 衛生具雜
- 第四十六類 醫療具
- 一 診斷器
- 二 外科具
- 三 眼科具(義眼ヲ含ム)
- 四 齒科具(義齒ヲ含ム)
- 五 耳鼻咽喉科具

- 六 注射器
- 七 冷溫器(水枕、水枕ヲ含ム)
- 八 吸入器
- 九 吸引器
- 一〇 繃帶具
- 一一 繃帶具
- 一二 洗滌具
- 一三 按摩具
- 一四 義手足
- 一五 醫療具雜
- 築造及採鐵
- 第四十七類 軌道
- 一 軌條(枕木ト結合セシモノヲ含ム)
- 二 枕木
- 三 轉轍器(信號ヲ主トシタルモノハ第二九類信號及通信ヲ見ヨ)
- 四 踏切開閉裝置
- 五 軌道雜(タブレット授受器ヲ含ム)
- 第四十八類 土木
- 一 杭打機
- 二 基礎

- 三 井戸
- 四 治水裝置
- 五 排水裝置
- 六 下水裝置
- 七 淨水裝置
- 八 水道附屬具
- 九 橋梁
- 一〇 船渠
- 一一 土工具
- 一二 道路
- 一三 杭及電柱
- 一四 土木雜
- 第四十九類 建築
- 一 柱
- 二 梁 桁
- 三 壁
- 四 屋 根
- 五 天井
- 六 窓
- 七 捲込扉疊込扉及瓦參照)
- 八 瓦(第一五五類煉瓦及瓦參照)
- 九 煉瓦(第一五五類煉瓦及瓦參照)
- 一〇 雨樋及樋受(第二四類樋ヲ見ヨ)
- 一一 組成材

- 二 建築材組合方
- 三 混凝土型枠
- 四 戸
- 五 櫥
- 六 障子
- 七 建具用引手(第六類把手及引手ヲ見ヨ)
- 八 戸車
- 九 戸車用軌條
- 一〇 雜建具
- 一一 換氣裝置
- 一二 建築雜(天幕ヲ含ム)
- 第五十類 掘鑿及浚渫
- 一 鑿岩機
- 二 鑿井機
- 三 鑿坑機
- 四 浚渫機
- 五 掘鑿及浚渫機
- 第五十一類 採 鐵
- 一 砂金採集機
- 二 選鐵機
- 三 洗炭機
- 四 掘鑿機(第五〇類掘鑿及浚渫ヲ見ヨ)
- 五 破碎機(第五二類破碎機ヲ見ヨ)
- 六 採鐵雜

- 工作機
- 第五十二類 破碎機
- 一 壓推式破碎機(クラッシュヤ)
- 二 打鏈式破碎(スタンブル)
- 三 圓錐式破碎機(ロール)
- 四 筒狀破碎機
- 五 摺動式破碎機
- 六 破碎機雜(養蠶用乳鉢、蛾搗潰機ハ第七六類蠶蛾搗潰機ヲ、飲食物搗碎機ハ第九六類飲食物搗潰機ヲ見ヨ)
- 第五十三類 混合機、攪拌機及分離機
- 一 固體混合機及攪拌機(土練機ヲ含ム)
- 二 液體混合機及攪拌機
- 三 固體分離機
- 四 液體分離機
- 五 混合機攪拌機及分離機雜
- 第五十四類 濾過機及淨氣機

- 機
- 一 壓力濾過機
- 二 吸引濾過機
- 三 自然濾過機
- 四 空氣清淨機
- 五 濾過機及淨氣機雜(水道濾過池下水清淨機ハ第四八類土木ヲ見ヨ)
- 第五十五類 冶金機
- 一 製煉用機
- 二 冶金機雜
- 第五十六類 鑄 工
- 一 鑄造法
- 二 遠心力鑄造裝置
- 三 連續鑄造裝置
- 四 鑄塊鑄造裝置
- 五 管鑄造裝置
- 六 蓄電池用プレート鑄造裝置
- 七 鍊鎖鑄造裝置
- 八 義齒鑄造裝置
- 九 活字鑄造裝置
- 一〇 雜鑄造裝置
- 一一 鑄型及原型
- 一二 鑄型製造機
- 一三 鑄工器具

- 一四 鑄工雜
- 第五十七類 截斷機、截刻機及打拔機
- 一 鋸及鋸挽機
- 二 藥刻機(押切ヲ含ム)
- 三 桑刻機
- 四 紙斷機(抄紙機附屬ノモノハ第九三類紙剪斷機ヲ見ヨ)
- 五 布帛截斷機
- 六 剪斷機
- 七 打拔機
- 八 截斷機、截刻機及打拔機雜
- 第五十八類 打鏈機
- 一 籍氣鏈
- 二 雜 鏈
- 三 打鏈機部合及附屬具
- 四 鋸打機(水壓綴鋸機ハ第五九類水壓綴機ヲ見ヨ)
- 五 打鏈機雜
- 第五十九類 壓搾機及壓展機
- 一 螺旋壓搾機
- 二 齒條壓搾機
- 三 水壓式(水壓綴鋸機

- ヲ含ム)
- 一 圓錐壓搾機
- 二 雜壓搾機
- 三 壓搾機附屬具
- 四 壓展機(穀類壓展機ハ第九六類穀類壓搾機ヲ見ヨ)
- 五 壓搾機及壓展機雜
- 第六十類 削成機
- 一 平削機(ブリーナー)
- 二 成形削機(シエーパー)
- 三 縱削機(スロッター)
- 四 削成機雜
- 第六十一類 鑽孔機及削孔機
- 一 錐(リーマーヲ含ム)
- 二 鑽孔機
- 三 削孔機
- 四 鑽孔機及削孔機雜
- 第六十二類 旋盤及旋削機
- 一 旋 盤
- 二 螺旋切旋盤
- 三 轉軸旋盤
- 四 特種旋盤
- 五 旋盤附屬具
- 六 ターニングミル

- 七 旋盤及旋削機屬雜
- 第六十三類 旋刀機(ミリノグ・マシン)
- 一 齒輪削旋刀機(ギヤ)
- 一 スロッターハ第六十類縦削機ヲ見ヨ
- 二 旋刀干削機
- 三 雜種旋刀機
- 四 旋刀機附屬具
- 五 旋刀機雜
- 第六十四類 研磨機
- 一 砥
- 二 艶出研磨機
- 三 利器研磨機
- 四 硝子研磨機
- 五 雜種研磨機
- 六 研磨機附屬具
- 七 研磨機雜
- 第六十五類 包裝機
- 一 俵締機
- 二 雜種包裝機(煙草包裝機ハ第九八類煙草包裝機ヲ見ヨ)
- 三 包裝機雜
- 第六十六類 塗布機及貼附機
- 一 塗布機
- 二 螺旋廻
- 一 刷子塗布機
- 二 轉軸塗布機
- 三 噴射塗布機
- 四 浸漬塗布機
- 五 注液塗布機
- 六 雜種塗布機
- 七 塗布機雜
- 八 貼附機
- 九 商標類貼附機
- 〇 切手類貼付機
- 一 貼合機
- 二 紙繼機
- 三 貼附機雜(燐寸箱貼機ハ第九九類燐寸箱貼機ヲ見ヨ)
- 第六十七類 雜工具
- 一 ナイフ
- 二 手 槌
- 三 手 鉋
- 四 手 錐
- 五 手 鑿
- 六 鋏
- 七 鋸
- 八 鉋
- 九 支柄及支持器
- 〇 釘 拔
- 一 螺旋廻
- 二 墨斗
- 三 萬力
- 四 緊締器
- 五 屈機器
- 六 修理器
- 七 彫刻器
- 八 度盛器
- 九 皮剝器
- 〇 紙折器
- 一 紙綴器
- 二 封緘器
- 三 竹籐割削器
- 四 麥稈蘭草分割器
- 五 アセチレン熔接器(アセチレン截斷器ヲ含ム)
- 六 熔接爐(第一五四類鍛接及熔接ヲ見ヨ)
- 七 鍛工爐(鍛接ニ關スルモノハ第一五四類鍛接及熔接ヲ見ヨ)
- 八 雜工具雜(ロールヲ含ム)
- 第六十八類 農藝
- 一 耕鋤器
- 二 把碎器
- 三 鎮壓器
- 四 畦床整理器(移植器ヲ含ム)
- 五 種子豫措器
- 六 肥料粉碎器
- 七 播種器
- 八 施肥器
- 九 手入用器
- 〇 收穫器
- 一 選穀器
- 二 株切器及株拔器(採苗器ヲ含ム)
- 三 莖切器
- 四 農藝雜
- 第六十九類 脫穀
- 一 迴轉脫穀機
- 二 稻 拔
- 三 連 枷
- 四 脫穀雜
- 第七十類 脫秤
- 一 磅
- 二 往復摺穀機
- 三 迴轉摺穀機
- 四 軸 承
- 五 漏 斗
- 六 脫秤雜

- 第七十一類 精 穀
- 一 臼
- 二 杵 先
- 三 杵搗精穀機
- 四 摩擦精穀器
- 五 混砂裝置
- 六 精穀媒助具
- 七 揚穀裝置
- 八 穀類琢磨機
- 九 精穀雜
- 第七十二類 山林及園藝
- 一 造林用具
- 二 樹液採收器
- 三 園藝用鋏(剪定鋏、枝切鋏、茶刈鋏、果實採收器等)
- 四 植木鉢
- 五 植物體保護器
- 六 植物育成器
- 七 山林及園藝雜
- 第七十三類 捕獲及驅除
- 一 捕鼠器
- 二 捕獸器
- 三 捕鳥器
- 四 捕蟲器
- 五 農用捕蟲器
- 六 農用驅除器
- 七 捕蟲燈及燈用捕蟲器(燈用蟲承ハ第一三九類燈用蟲承ヲ見ヨ)
- 八 捕獲及驅除雜(捕縛器ヲ含ム)
- 第七十四類 馬 具
- 一 鞍
- 二 蹄 鐵
- 三 轡
- 四 鐙
- 五 拍車
- 六 危險防止裝置
- 七 馬具雜
- 第七十五類 養 畜
- 一 孵卵器
- 二 飼鷄器
- 三 給餌器
- 四 搾乳器
- 五 家畜用便器
- 六 養蜂器
- 七 鳥 籠
- 八 去勢用器
- 九 標環(第一〇八類雜札參照)
- 〇 養畜雜
- 第七十六類 養 蠶
- 一 催青器及人工孵化器
- 二 蠶 架
- 三 給桑除沙臺
- 四 養蠶紙帳
- 五 掃立器
- 六 蠶 筵
- 七 蠶座紙
- 八 蠶 箔
- 九 蠶 網
- 〇 除沙器
- 一 桑摘器
- 二 桑拔器
- 三 桑容籠
- 四 桑葉乾燥器
- 五 桑葉貯藏器
- 六 調桑器
- 七 給桑器
- 八 熟蠶分離器
- 九 上簇器
- 〇 整簇器
- 一 滿蠶器
- 二 選蠶器
- 三 種蠶保護器
- 四 發蛾促進器
- 五 蠶蛾雌雄分離器
- 六 產卵蠶框
- 七 蛾框掃除器
- 八 蠶蛾排尿器
- 九 產卵袋
- 〇 產卵臺紙
- 一 蠶蛾收容器
- 二 蠶蛾收容器
- 三 蠶種安置器
- 四 蠶蛾播漬器(蠶蛾播漬用乳鉢ヲ含ム)
- 五 蠶蛾播漬用乳鉢洗滌器
- 六 養蠶用焜燒器
- 七 桑刈器(第五七類桑刻機ヲ見ヨ)
- 八 蠶種貯藏器
- 九 養蠶雜
- 第七十七類 水 產
- 一 一定置漁網
- 二 運用漁網
- 三 漁網附屬具
- 四 釣 具
- 五 採集器
- 六 雜漁具
- 七 副漁具
- 八 集魚燈(第一三九類漁業燈及水中燈ヲ見ヨ)
- 九 窺水器

- 一〇 水産製造具
- 二 水産養殖具
- 三 水産雜

●纖維加工

第七十八類 製絲機

- 一 繰絲機
- 二 揚返機(第八一類簞絲繰機等ヲ見ヨ)
- 三 煮繭機
- 四 生絲整理器(第八一類束絲器等ヲ見ヨ)
- 五 生絲検査機(測定ニ關スルモノハ第一類測定器ヲ見ヨ)
- 六 二本揚防止器
- 七 廻轉停止裝置(一般止裝置ハ八一類停止裝置ヲ見ヨ)
- 八 繳掛裝置
- 九 接緒器
- 一〇 集緒器
- 一一 索緒器
- 一二 絲導器(鼓車)(一般絲導器ハ八一類絲導器ヲ見ヨ)
- 一三 繅絲銅

第七十九類 纖維取扱

- 一 纖維打解機
- 二 纖維梳整機
- 三 纖維清淨機
- 四 羽毛處理機
- 五 フェルト縮絨機
- 六 纖維取扱雜
- 七 絹絲紡績(紬絲製造機ヲ含ム、人造絹絲ハ第一六六類人造絹絲及模造纖維ヲ見ヨ)
- 八 麻絲紡績
- 九 毛絲紡績

第八十類 紗綯及紡績

- 一 撚絲機
- 二 撚紙機
- 三 撚繩機
- 四 撚繩機
- 五 撚繩機
- 六 絹絲紡績(紬絲製造機ヲ含ム、人造絹絲ハ第一六六類人造絹絲及模造纖維ヲ見ヨ)
- 七 絲綯
- 八 錘(紡錘ヲ含ム)
- 九 糊付機及整理機
- 一〇 平紐製造機
- 一一 模造絲製造機
- 一二 絲綯機
- 一三 絲導器
- 一四 整經機
- 一五 東絲器
- 一六 絲條取扱
- 一七 經編製網機
- 一八 緯編製網機

第八十一類 絲條取扱

- 一 絞振裝置
- 二 卷捲機
- 三 停止裝置(紡績機撚絲機等ノ停止裝置ヲ含ム)
- 四 絲條結纒機
- 五 絲卷(管ヲ含ム)
- 六 絲
- 七 錘
- 八 糊付機及整理機
- 九 平紐製造機
- 一〇 模造絲製造機
- 一一 絲綯機
- 一二 絲導器
- 一三 整經機
- 一四 東絲器
- 一五 絲條取扱
- 一六 經編製網機
- 一七 緯編製網機

第八十二類 製網機

- 一 經編製網機
- 二 緯編製網機

第八十三類 編機

- 一 杓子編針圓形メリヤス編成機
- 二 杓子編針橫式メリヤス編成機
- 三 彈性編針圓形メリヤス編成機
- 四 彈性編針橫式メリヤス編成機
- 五 經メリヤス編成機
- 六 自働靴下編成機
- 七 雜メリヤス編成機
- 八 メリヤス編成機始動及停動裝置
- 九 メリヤス編成機卷取裝置
- 一〇 メリヤス編成機模様編成裝置
- 一一 メリヤス編成機雜裝置
- 一二 メリヤス編成機用編針及附屬具
- 一三 手編具
- 一四 編機雜

- 一〇 撚絲製造機(金絲、節絲ノ製造機ヲ含ム)
- 一一 總絲製造機
- 一二 毛蟲絲製造機
- 一三 紗綯及紡績雜

- 一 雜製網機
- 二 製網具
- 三 製網機雜
- 四 製網機雜
- 五 製網機雜

第八十四類 編物

- 一 網
- 二 メリヤス
- 三 編物原料
- 四 編物雜

第八十五類 組機

- 一 丸打製紐機
- 二 平打製紐機
- 三 三組眞田組機
- 四 レース製造機
- 五 帽子組織
- 六 特種組織
- 七 組機部分構造
- 八 組機附屬具
- 九 組機雜

第八十六類 組物

- 一 眞田
- 二 組紐及打紐
- 三 レース類
- 四 雜組物
- 五 組物原料
- 六 組物雜

第八十七類 織機

- 一 タベット開口裝置
- 二 ドビー開口裝置
- 三 ジャカード開口裝置
- 四 消極的緯入裝置

積極的緯入裝置

- 一 篋打裝置(緯打運動)
- 二 織機用送出裝置
- 三 織機用捲取裝置
- 四 力織機用杼替裝置
- 五 手織機用杼替裝置
- 六 杼停止裝置
- 七 緯綜停止裝置
- 八 緯綜停止裝置
- 九 緯綜補充裝置
- 一〇 杼護衛裝置
- 一一 織機用起動及制動裝置
- 一二 耳組織裝置
- 一三 伸子
- 一四 杼
- 一五 綜統及重錘
- 一六 ピツカー、ピツキン
- 一七 グバンド、チエツク
- 一八 ストラップ、パツフ
- 一九 アー等
- 二〇 管(第八一類絲卷ヲ見ヨ)
- 二一 緞織裝置
- 二二 毛織出裝置(天鵝絨、浴布類)
- 二三 環狀織機

紋紙、紋板、紋栓及機草

- 一 紋紙、紋板、紋栓及機草
- 二 紋紙穿孔機
- 三 特殊織機
- 四 整經機(第八一類整經機ヲ見ヨ)
- 五 織機雜

起毛織物(パイル織物ヲ含ム)

- 一 起毛織物(パイル織物ヲ含ム)
- 二 搦織物
- 三 傘地織物
- 四 厚地織物
- 五 羽毛織物
- 六 タオル及リボン
- 七 特殊用途織物
- 八 雜織物
- 九 織物原料
- 一〇 花苳(簾、敷物ヲ含ム)
- 一一 織物雜
- 一二 織物雜
- 一三 織物雜
- 一四 織物雜
- 一五 織物雜
- 一六 織物雜
- 一七 織物雜
- 一八 織物雜
- 一九 織物雜
- 二〇 織物雜
- 二一 織物雜
- 二二 織物雜
- 二三 織物雜
- 二四 織物雜
- 二五 織物雜
- 二六 織物雜
- 二七 織物雜
- 二八 織物雜
- 二九 織物雜
- 三〇 織物雜
- 三一 織物雜
- 三二 織物雜
- 三三 織物雜
- 三四 織物雜
- 三五 織物雜
- 三六 織物雜
- 三七 織物雜
- 三八 織物雜
- 三九 織物雜
- 四〇 織物雜
- 四一 織物雜
- 四二 織物雜
- 四三 織物雜
- 四四 織物雜
- 四五 織物雜
- 四六 織物雜
- 四七 織物雜
- 四八 織物雜
- 四九 織物雜
- 五〇 織物雜
- 五一 織物雜
- 五二 織物雜
- 五三 織物雜
- 五四 織物雜
- 五五 織物雜
- 五六 織物雜
- 五七 織物雜
- 五八 織物雜
- 五九 織物雜
- 六〇 織物雜
- 六一 織物雜
- 六二 織物雜
- 六三 織物雜
- 六四 織物雜
- 六五 織物雜
- 六六 織物雜
- 六七 織物雜
- 六八 織物雜
- 六九 織物雜
- 七〇 織物雜
- 七一 織物雜
- 七二 織物雜
- 七三 織物雜
- 七四 織物雜
- 七五 織物雜
- 七六 織物雜
- 七七 織物雜
- 七八 織物雜
- 七九 織物雜
- 八〇 織物雜
- 八一 織物雜
- 八二 織物雜
- 八三 織物雜
- 八四 織物雜
- 八五 織物雜
- 八六 織物雜
- 八七 織物雜
- 八八 織物雜
- 八九 織物雜
- 九〇 織物雜
- 九一 織物雜
- 九二 織物雜
- 九三 織物雜
- 九四 織物雜
- 九五 織物雜
- 九六 織物雜
- 九七 織物雜
- 九八 織物雜
- 九九 織物雜
- 一〇〇 織物雜

- 三 打布機
- 四 張物具
- 五 莫大小仕上機
- 六 莫大小幅板
- 七 眞田仕上機及仕上具
- 八 雜織物仕上機及仕上具
- 九 布帛整理機雜(繃帶卷機ヲ含ム)
- 第九十一類 染色機
- 一 捺染機
- 二 型糊筒捺染機
- 三 型ロール(捺染ロール)
- 四 浸染機(染枠ヲ含ム)
- 五 新絲製造機(板締捺染ヲ含ム)
- 六 防染裝置
- 七 額織機
- 八 新絲括機(括方ヲ含ム)
- 九 霜降染裝置
- 一〇 精練漂白裝置(シルケット製造機ヲ含ム)
- 一一 型紙及型版
- 一二 雜染色具(刷毛、筥)

- 三 等)
- 三 脫水機(一船脫水機ヲ含ム)
- 四 染色機雜
- 第九十二類 裁縫及刺繡
- 一 單紙裁縫機(鎖縫裁縫機)
- 二 複絲裁縫機
- 三 波狀裁縫機
- 四 足袋裁縫機
- 五 甲馳縫綴機
- 六 雜種裁縫機
- 七 刺繡機及刺繡(ミシンニ屬スルモノヲ除ク、刺繡枠ヲ含ム)
- 八 火熨斗
- 九 裁縫箱(桁臺ヲ含ム)
- 一〇 裁縫型
- 一一 裁縫器具(針、針容器、布袂、筥、指拔、裁縫用絲卷、裁縫用挾等ヲ含ム)
- 一二 縫用挾等ヲ含ム)
- 一三 裁縫及刺繡雜
- 第九十三類 製紙機
- 一 抄紙機
- 二 製紙原料打攪機

- 三 藥節切除機
- 四 製紙用乾燥機
- 五 パルプ凝集裝置
- 六 紙剪斷機(抄紙機ニ屬セルモノハ第五七類紙斷機ヲ見ヨ)
- 七 雜紙製造機
- 八 製紙機雜
- 第九十四類 印刷機
- 一 活版印刷機
- 二 木版印刷機
- 三 石版印刷機
- 四 金屬版印刷機
- 五 複寫機
- 六 壓印機
- 七 印刷製造機
- 八 雜種印刷機
- 九 活字及印刷附屬具
- 一〇 印刷機雜
- 製造機
- 第九十五類 製粉機
- 一 粉挽機
- 二 粉碎機
- 三 製粉機用漏斗
- 四 製粉機雜
- 第九十六類 飲食物製造機
- 一 菓子製造機

- 二 麵類製造機
- 三 澱粉製造機
- 四 清涼品製造機
- 五 穀類壓展機(平麥製造機ヲ含ム)
- 六 飲食物搗碎機(臺所用搗碎機ハ第一二九類臺所用搗碎器ヲ見ヨ)
- 七 飲食物削刻機
- 八 煎穀機
- 九 飲食物製造機雜
- 第九十七類 製茶機
- 一 茶葉蒸熱機
- 二 茶葉打機
- 三 茶葉揉捻機
- 四 茶葉焙乾機
- 五 製茶用選別機
- 六 茶整製機
- 七 抹茶機
- 八 製茶機用爐
- 九 製茶機雜
- 第九十八類 煙草製造機
- 一 紙卷煙草製造機(吸口製造機ハ第一〇〇類紙管製造機ヲ見ヨ)
- 二 葉卷煙草製造機

- 三 刻煙草製造機
- 四 葉煙草整理機
- 五 煙草包裝機
- 六 煙草製造機雜
- 第九十九類 燐寸製造機
- 一 燐寸軸製造機
- 二 燐寸軸精選機
- 三 燐寸軸排列機
- 四 燐寸軸整揃機
- 五 燐寸箱木地製造機
- 六 燐寸箱木地筋付機
- 七 燐寸箱貼機
- 八 燐寸塗藥裝置
- 九 燐寸箱詰機
- 一〇 燐寸製造機雜
- 第一百類 紙品製造機
- 一 狀袋製造機
- 二 煙草袋製造機
- 三 蛾袋製造機
- 四 雜種袋製造機
- 五 紙函製造機
- 六 紙函隔止機
- 七 紙札製造機
- 八 紙管製造機(紙卷煙草吸口製造機ヲ含ム)
- 九 ダンボール製造機

- 一〇 縮紙製造機
- 一一 元結及水引製造機
- 一二 紙紐製造機(但シ紗綯式ノモノハ第八〇類紗綯及紡績ヲ見ヨ)
- 一三 防水紙製造機
- 一四 雜種紙品製造機
- 一五 紙品製造機雜
- 第一百一類 靴皮革品製造機
- 一 製靴機
- 二 靴切拔型
- 三 靴脚皮成形機
- 四 靴底施工機
- 五 靴底釘挿入機
- 六 靴底取付機
- 七 靴踵釘付機
- 八 卸及鳩目取付機
- 九 鱗皮製造機
- 一〇 皮革押型機
- 一一 雜皮革品加工具
- 一二 靴及皮革品製造機雜
- 第一百二類 藥草品製造機
- 一 折疊篋製造機
- 二 網篋製造機
- 三 百足篋製造機
- 四 疊床製造機

- 五 草鞋及草履製造機
- 六 履物表製造機(籐表製造機ヲ含ム)
- 七 棧依製造機
- 八 藥苞製造機
- 九 雜種藥草品製造機
- 一〇 藥草品製造機雜
- 第一百三類 木竹品製造機
- 一 木管製造機
- 二 杆製造機
- 三 桎製造機
- 四 經木製造機
- 五 薄板製造機(屋根板、折箱板等ニシテ經木ヨリ分厚ノモノ)
- 六 合板製造機(ベニア板等)
- 七 コルク板製造機
- 八 箸製造機
- 九 楊枝及竹釘製造機
- 一〇 木箱製造機
- 一一 圓筒及曲物製造機
- 一二 下駄製造機
- 一三 下駄柱目付機
- 一四 櫛製造機
- 一五 和傘轂製造機
- 一六 和傘骨製造機

- 一七 團扇骨製造機
- 一八 算盤珠及珠數球製造機
- 一九 竹パイプ製造機(喫煙用竹パイプノ類)
- 二〇 雜種木竹品製造機
- 二一 木竹品製造機雜
- 第一百四類 可塑品製造機
- 一 石鹼製造機
- 二 蠟燭製造機
- 三 煉炭製造機
- 四 護謨毯製造機
- 五 護謨靴及護謨底製造機
- 六 護謨管製造機
- 七 護謨タイヤー製造機
- 八 護謨雜品製造機(前記四種ニ屬セサル護謨品ニ關スルモノ)
- 九 コンクリート管製造機
- 一〇 コンクリート柱製造機
- 一一 コンクリート塊製造機
- 一二 コンクリート板製造機

- 三 セルロイド櫛製造機
 - 四 セルロイド雜品製造機
 - 五 錠劑製造機
 - 六 白墨製造機
 - 七 雜可塑品製造機
 - 八 可塑品製造機雜
- 第一百五類 窯業品製造機**
- 一 硝子壘製造機
 - 二 魔法壘製造機
 - 三 硝子壘口成形器
 - 四 硝子栓製造機
 - 五 硝子コップ製造機
 - 六 硝子環製造機(環切斷機ヲ含ム)
 - 七 硝子球製造機(電球製造機ヲ含ム但シ外部ノ球ノミヲ製造スルモノ)
 - 八 硝子線製造機
 - 九 硝子板製造機
 - 一〇 硝子卸製造機
 - 一一 時計硝子製造機
 - 一二 圓筒硝子製造機
 - 一三 電燈製造機(例ヘバ電球ノ頸部ト幹トヲ熔着シテ電燈ヲ製造

- スルノ類(第二〇〇類白熱電燈參照)
 - 四 雜種硝子品製造機
 - 五 土管製造機
 - 六 煉瓦製造機
 - 七 瓦製造機
 - 八 磚子製造機
 - 九 陶磁器製造機
 - 一〇 坩堝製造機
 - 一一 珐瑯品製造機
 - 一二 雜窯業品製造機
 - 一三 土練機(第五三類固體混合機及攪拌機ヲ見ヨ)
- 第一百六類 金屬品製造機**
- 一 鉛管製造機
 - 二 金屬剛管製造機
 - 三 罐製造機(罐密閉器ヲ含ム)
 - 四 螺旋管製造機
 - 五 彎管製造機
 - 六 藥炭及目無管製造機
 - 七 金屬帽狀體鉢體製造機
 - 八 雨樋製造機
 - 九 金屬板成形機

- 一〇 板金網製造機
- 一一 轉壓機(第五九類壓展機參照)
- 一二 金屬線製造機
- 一三 洋傘骨製造機
- 一四 蹄鐵製造機
- 一五 鏈鎖製造機
- 一六 螺狀彈簧製造機
- 一七 螺子製造機
- 一八 鋸釘製造機
- 一九 釘製造機
- 二〇 金屬球製造機
- 二一 鑄造機
- 二二 利器製造機
- 二三 卸製造機
- 二四 車輪製造機
- 二五 齒車製造機
- 二六 甲馳製造機
- 二七 箔製造機
- 二八 金屬粉製造機
- 二九 金屬綜統製造機
- 三〇 ペン先製造機
- 三一 靴口類口金具製造機
- 三二 管ペン製造機
- 三三 雜金屬品製造機
- 三四 金屬品製造機雜

- 第一百七類 雜種製造機**
- 一 制子製造機
 - 二 貝卸製造機
 - 三 碁石製造機
 - 四 帽子製造機
 - 五 丸藥製造機
 - 六 オブラート製造機
 - 七 カプセル製造機
 - 八 擬革製造機
 - 九 鼻緒製造機
 - 一〇 爪掛製造機
 - 一一 布管製造機
 - 一二 針布製造機
 - 一三 線香製造機
 - 一四 鉛筆製造機
 - 一五 筆製造機
 - 一六 團扇及扇子製造機
 - 一七 提燈製造機
 - 一八 漆液精製機(第五三類液體混合機及攪拌機ヲ見ヨ)
 - 一九 平紐製造機(第八一類平紐製造機ヲ見ヨ)
 - 二〇 充填機(懷爐灰製造機及袋詰機ヲ含ム)
 - 二一 壘詰機

三 雜種製造機
三 雜種製造機雜

●表示及販賣

- 第八類 表示具及札**
- 一 荷札
 - 二 標札
 - 三 名刺
 - 四 自轉車鑑札
 - 五 車輛番號札
 - 六 雜表示具
 - 七 雜札
 - 八 表示具及札雜
- 第九類 廣告機**
- 一 卷取廣告機
 - 二 無端帶廣告機
 - 三 迴轉廣告機
 - 四 展開廣告機
 - 五 組合畫廣告機
 - 六 幻燈廣告機
 - 七 燈光利用廣告機
 - 八 活動及發音廣告機
 - 九 看板
 - 一〇 廣告文字
 - 一一 雜廣告機
 - 一二 陳列架
 - 一三 陳列箱(第一二五類

●文具

- 陳列用又ハ裝飾用箱ヲ見ヨ)
- 一 陳列戸棚(第一三五類棚及戸棚ヲ見ヨ)
 - 二 廣告機雜
 - 三 自動物品販賣機
 - 四 自動液體販賣機
 - 五 自動視眼鏡
 - 六 販賣機雜
- 第十一類 文具**
- 一 墨汁囊萬年筆
 - 二 唧子附萬年筆
 - 三 墨汁止附注入萬年筆
 - 四 雜萬年筆
 - 五 筆類
 - 六 筆軸用クリップ
 - 七 筆類挾
 - 八 墨挾
 - 九 文廻
 - 一〇 圖引
 - 一一 鉛筆削
 - 一二 硯
 - 一三 墨汁壺(スタンプ、インキ壺ハ第一一二

- 類印及肉池ヲ見ヨ)
- 一 水差
- 二 筆洗
- 三 圖板
- 四 書寫盤
- 五 書寫盤拭
- 六 吸墨器
- 七 濕潤器
- 八 文鎖
- 九 紙箋
- 一〇 封筒
- 一一 卷紙筒
- 一二 文具具入(カード容ヲ含ム特殊ノカード分類裝置ヲ有スルカード容ハ第一四三類雜ヲ見ヨ)
- 一三 糊入
- 一四 筆墨架(印架ハ第一一二類印及肉池ヲ見ヨ)
- 一五 見臺
- 一六 曆
- 一七 電話番號早見器
- 一八 綴込帳簿
- 一九 帳簿類
- 二〇 紙刺

●表紙附紙挾

- 一 表紙附紙挾
 - 二 臺紙附紙挾
 - 三 雜紙挾
 - 四 三角定規類
 - 五 丁定規類
 - 六 並行定規
 - 七 曲線定規
 - 八 雜定規
 - 九 角度器
 - 一〇 畫鋸(第二六類固着具雜ヲ見ヨ)
 - 一一 文具具雜
- 第十二類 印字機**
- 一 歐文印字機
 - 二 邦文印字機
 - 三 回轉捺印機
 - 四 消印機
 - 五 印及肉池(印架及インキ塗附器ヲ含ム)
 - 六 印字機雜
- 第十三類 計算器**
- 一 計算尺類
 - 二 計算記錄器
 - 三 乘除算器
 - 四 計算鍵附加減算器
 - 五 計算胴附加減算器
 - 六 算盤

- 七 計數器
- 八 計算器雜
- 第九十四類 教習具
 - 一 數學教習器(計數器ハ第一一三類計數器、教授用算盤ハ第一一三類算盤ヲ見ヨ)
 - 二 物理教習器(光學ニ關スル器ハ第三類光學器械ヲ、電磁氣ニ關スル器ハ第二〇七類電氣雜工、測定ニ關スル器ハ第一類測定器ヲ見ヨ)
 - 三 地理教習機
 - 四 博物教習器
 - 五 書方教習器
 - 六 圖畫手工教習器
 - 七 揚圖器
 - 八 武道教習具
 - 九 幼兒步行練習器
 - 一〇 教習具雜

- 一 體操具
- 二 運動競技具(ベイスボール用具、テニス用具)
- 三 運動遊戲具
- 四 室內勝負遊戲具
- 五 銃、弓及射的玩具
- 六 發聲人形動物玩具
- 七 活動人形動物玩具
- 八 雜人形動物玩具
- 九 笛、喇叭及其他鳴物
- 一〇 飛翔玩具
- 一一 獨樂
- 一二 毬
- 一三 ガラ
- 一四 ビックリ箱
- 一五 變り繪
- 一六 船車玩具
- 一七 智慧ノ輪類
- 一八 教育玩具
- 一九 雜玩具
- 二〇 玩具用原動機
- 二一 娛樂裝置
- 二二 運動具及娛樂具雜
- 二三 (電氣及磁氣玩具ハ第二〇七類電氣及磁氣玩具ヲ見ヨ)

- 第九十六類 樂器
 - 一 洋琴類
 - 二 鍵盤附單絃琴(鍵盤附二絃琴ヲ含ム)
 - 三 琴
 - 四 琴絃緊締裝置
 - 五 三味線
 - 六 琵琶
 - 七 雜絃樂器
 - 八 絃樂器附屬具
 - 九 吹風琴
 - 一〇 風琴
 - 一一 調子笛及調音機
 - 一二 笛類
 - 一三 樂器雜(太鼓及鼓ヲ含ム)

- 七 チヨッキ
- 八 袴
- 九 股引(腹卷等ト連續セルモノヲ含ム)
- 一〇 腹卷
- 一一 腹掛
- 一二 首卷及肩掛
- 一三 襟
- 一四 ネクタイ
- 一五 襟掛
- 一六 手袋及指袋
- 一七 袖
- 一八 胸當
- 一九 前掛
- 二〇 涎掛
- 二一 防汗布
- 二二 猿股
- 二三 褌
- 二四 腰卷
- 二五 雨具
- 二六 被服雜
- 二七 帶及紐
- 二八 帶揚
- 二九 帶締
- 三〇 帶止(第一四〇類)

●裝身具

- 第九十七類 被服
 - 一 和服
 - 二 洋服
 - 三 外套
 - 四 襦袢(股引連續ノモノヲ含ム)
 - 五 襪衣(股引連續ノモノヲ含ム)
 - 六 ホワイトシャツ

●運動及娛樂

- 第九十五類 運動具及娛樂具

- 和服帶止參照)
- 五 胴締
- 六 羽織紐(第一四〇類鎖、紐止鎖及其止具參照)
- 七 時計紐(第一四〇類時計其他物品保持具參照)
- 八 帶芯
- 九 雜紐(前掛紐平紐及打紐參照)
- 一〇 帶及紐雜
- 第九十九類 冠物
 - 一 フェルト帽及製鈔付帽
 - 二 學帽、軍帽及鳥打帽
 - 三 鈔付夏帽子
 - 四 ヘルメット
 - 五 頭巾、婦人頭髮覆及ボンネット
 - 六 前庇
 - 七 鬢草
 - 八 額紐
 - 九 帽子用リボン及裝飾
 - 一〇 帽子止
 - 一一 帽子裏
 - 一二 帽子芯

- 一 簪
- 二 櫛
- 三 髮型及前髮、鬢、鬢芯
- 四 髮止具(束髮用ピンヲ含ム)
- 五 根掛及元結(丈長、リボン等ヲ含ム)
- 六 手絡
- 七 髮飾及髮飾止
- 八 帽子ピン
- 九 ネクタイピン
- 一〇 腕環
- 一一 室內用鏡
- 一二 携帶用鏡
- 一三 鏡臺
- 一四 容飾雜具
- 一五 理髮剪刀及バリカン
- 一六 剃刀

- 一〇 理髮雜具
- 一一 容飾具及理髮具雜
- 九十一類 傘及杖
 - 一 和傘
 - 二 洋傘
 - 三 杖
 - 四 傘柄
 - 五 傘骨
 - 六 轆轤
 - 七 轆轤止
 - 八 玉止
 - 九 總
 - 一〇 頭覆
 - 一一 石突
 - 一二 傘及杖サツク
 - 一三 傘及杖雜
- 第九十二類 履襪
 - 一 靴
 - 二 靴下
 - 三 下駄
 - 四 下駄金具
 - 五 履物護謨具
 - 六 足袋
 - 七 足袋
 - 八 足袋カバ
 - 九 靴下カバ
 - 一〇 履物表

- 容器
- 第九十三類 金庫及貨幣
 - 一 金庫
 - 二 金庫壁及內箱
 - 三 金庫保護裝置
 - 四 信號機附金庫
 - 五 金庫雜
 - 六 貨幣容器
 - 七 記錄機附貨幣容器
 - 八 信號機附貨幣容器
 - 九 固着裝置附貨幣容器
 - 一〇 曆附貨幣容器
 - 一一 時計附貨幣容器
- 一 履物底
- 二 草履
- 三 板裏草履
- 四 草鞋
- 五 中敷
- 六 爪掛
- 七 鼻緒(鼻緒止金具ヲ含ム)
- 八 スケート
- 九 スキー
- 一〇 脚絆
- 一一 履襪雜

- 一〇 貯金器
- 一一 貨幣分納器
- 一二 貨幣投出器
- 一三 貨幣容器雜(墓口、紙入ハ第一二四類墓口、紙入ヲ見ヨ)
- 第百二十四類 靴及袋物
- 一 旅行靴
- 二 手提靴
- 三 學生靴
- 四 自轉車靴(自轉車以外ノ車輛ニ裝付スルモノヲ含ム)
- 五 組立靴
- 六 雜種靴
- 七 手提籠(靴代用ノモノニ限ル)
- 八 行李
- 九 手提袋
- 一〇 墓口(墓口、口金具ヲ含ム)
- 一一 紙入(回数券挾、名刺挾等ヲ含ム)
- 一二 雜種紙袋
- 一三 雜種袋
- 一四 靴及袋物提手
- 一五 靴及袋物金具(蝶番)
- 一六 靴及袋物雜
- 一七 淨齒具入(齒刷子掛及コップ附屬齒磨粉入ハ第一三五類洗面場用具ヲ見ヨ)
- 一八 妻楊枝入
- 一九 石鹼入(化粧用具入兼用ノモノハ本類中ノ化粧用具箱、垢擦兼用ノモノハ第四三類垢擦ヲ見ヨ)
- 二〇 樂器入
- 二一 箸入
- 二二 玩具入
- 二三 醫療具入
- 二四 帽子入
- 二五 眼鏡入
- 二六 雜種組立箱
- 二七 雜種折紙箱
- 二八 雜種紙製箱
- 二九 雜種箱
- 三〇 箱金具(箱蝶番及單獨抽斗金具ハ第二八類蝶番並把手及引手ヲ見ヨ)
- 三三 箱雜
- 三六 化粧品壘
- 三九 淨齒具入
- 四〇 盃付壘
- 四一 飲食品壘
- 四二 藥液壘
- 四三 瓦斯壘
- 四四 陳列及裝飾用壘
- 四五 德利
- 四六 水筒(魔法壘ハ第一九類保溫保冷及冷却ヲ見ヨ)
- 四七 壘口
- 四八 壘帽
- 四九 壘冠蓋
- 五〇 壘螺蓋
- 五一 機械栓
- 五二 假封器(壘及罐口封緘紙等)
- 五三 雜種壘
- 五四 雜種壘栓及壘蓋
- 五五 壘
- 五六 石油罐及其口金
- 五七 飲食品罐
- 五八 藥罐(丸藥容器ハ第一二七類丸藥容器ヲ見ヨ)
- 五九 雜種罐
- 六〇 飲食品樽

- 一六 包裝雜
- 一七 庖厨及喫煙
- 第百二十九類 庖厨具
- 一 米磨器
- 二 切削器
- 三 焙熱器(第一三一類蒸燒器參照)
- 四 臺所用搥碎器(飲食物搥碎機ハ第九六類飲食物搥碎機ヲ見ヨ)
- 五 貯藏器
- 六 食物覆
- 七 杓子(杓子差及杓子容器ヲ含ム)
- 八 注子
- 九 漏斗
- 一〇 水漉器
- 一一 量水器
- 一二 栓拔器
- 一三 罐切
- 一四 パケツ(桶ヲ含ム)
- 一五 庖厨具雜(割烹臺ヲ含ム)(食品保溫器ハ第一九類保溫、保冷及冷却ヲ見ヨ)
- 第百三十類 煮炊具
- 一 釜及蓋
- 二 鍋及蓋
- 三 鍋釜提手
- 四 蒸器
- 五 鍋釜數
- 六 飲汁採集器
- 七 炊飯防焦器
- 八 炊車
- 九 煮炊具雜
- 第百三十一類 厨 爐
- 一 厨 爐
- 二 厨爐上置及厨爐緣
- 三 厨爐爐格
- 四 厨爐薪架及厨爐焚口
- 五 完全燃燒爐
- 六 厨爐餘熱利用裝置
- 七 厨爐把手厨爐臺
- 八 蒸燒器(第一二九類焙燒器參照)
- 九 石油厨爐
- 一〇 瓦斯厨爐
- 一一 厨爐雜
- 一二 煎茶土瓶及煎茶用具
- 一三 行 厨(辨當用折箱ハ第一二五類折箱ヲ見ヨ)
- 第百三十三類 喫煙具
- 一 煙管
- 二 吸煙具
- 三 吸口
- 四 煙管附屬具
- 五 室內用煙草入
- 六 攜帶用煙草入
- 七 灰皿及煙草盆
- 八 喫煙具付燐寸入
- 九 卷煙草消火器
- 一〇 喫煙具雜
- 第百三十四類 梯子及登攀器
- 一 見ヨ)
- 二 盃及盃洗
- 三 食膳及盆
- 四 箸及箸立
- 五 洋 盃
- 六 椀、茶碗、湯呑、皿及鉢
- 七 匙、肉刺及洋食ナイフ
- 八 皿數、土瓶數及茶托
- 九 ナブキン及覆布
- 一〇 食卓附屬品
- 一一 飲食具雜
- 一二 煙管
- 一三 吸煙具
- 一四 吸口
- 一五 煙管附屬具
- 一六 室內用煙草入
- 一七 攜帶用煙草入
- 一八 灰皿及煙草盆
- 一九 喫煙具付燐寸入
- 二〇 卷煙草消火器
- 二一 喫煙具雜
- 二二 梯子及登攀器

- 一 梯子
- 二 登攀器
- 三 梯子及登攀器雜
- 第百三十五類 家具
 - 一 簞、筒(引手ハ第二八類把手及引手ヲ見ヨ)
 - 二 棚及戸棚(引手ハ第二八類把手及引手ヲ見ヨ)
 - 三 服架
 - 四 帽子掛
 - 五 手拭掛
 - 六 傘架
 - 七 團扇掛
 - 八 書架
 - 九 雜掛架
 - 一〇 脇息
 - 一一 屏風及衝立
 - 一二 日覆及窓掛
 - 一三 簾
 - 一四 浴場用具
 - 一五 洗面場用具
 - 一六 手洗器(手洗カラシハ第二五類弁及活栓ヲ見ヨ)
 - 一七 團扇及扇子

- 一六 被服整形具
- 一七 靴整形具
- 一八 履靴脫臺
- 一九 插花器
- 二〇 額及掛軸
- 二一 繪畫挿
- 二二 疊
- 二三 家具雜(曆ハ第一一類曆ヲ見ヨ)
- 第百三十六類 卓、机及椅子
 - 一 卓
 - 二 机
 - 三 椅子附机
 - 四 椅子
 - 五 杖兼用椅子
 - 六 治療及理髮用椅子
 - 七 座椅子
 - 八 卓、机及椅子雜(引手ハ第二八類把手及引手ヲ見ヨ)

- 一 符號錠
- 二 固定錠
- 三 可動錠
- 四 封鎖錠
- 五 封緘子附錠
- 第百三十七類 銷、鑰
 - 一 符號錠
 - 二 固定錠
 - 三 可動錠
 - 四 封鎖錠
 - 五 封緘子附錠
- 第百三十八類 儀禮具及裝飾具
 - 一 儀禮具
 - 二 假斗及水引
 - 三 旗、旗杆及旗杆立
 - 四 祭禮具
 - 五 位牌
 - 六 佛壇
 - 七 墓標
 - 八 儀禮具雜(骨壺等ヲ含ム)
 - 九 裝飾具
 - 一〇 戶外裝飾
 - 一一 裝飾具雜

- 一 封緘子(燻罐口ノ封緘紙ハ第二六類燻罐假封器ヲ見ヨ)
- 二 假錠
- 三 銷鑰雜
- 第百三十九類 燈具
 - 一 燈、芯
 - 二 燭臺及燭挿
 - 三 蠟燈
 - 四 燈籠
 - 五 提灯
- 第百四十類 燈、燈筒、燈筒止具(燈用グロブヲ含ム)
 - 一 魚燈ヲ含ム
 - 二 燈取付具
 - 三 燈芯切
 - 四 點燈具
 - 五 消燈具
 - 六 火口
 - 七 口金
 - 八 燈架
 - 九 燈筒及燈筒止具(燈用グロブヲ含ム)
 - 一〇 燈油壺
 - 一一 燈脚

- 一六 燈笠及燈笠止具(遮光用電燈笠ハ第二〇類電球覆ヲ見ヨ)
- 一七 止具(マントルノ成分及製造法ハ第一五類マントルヲ見ヨ)
- 一八 電氣覆(第二〇類電球覆ヲ見ヨ)
- 一九 電球覆ヲ見ヨ
- 二〇 燈保護器
- 二一 雜種燈
- 二二 燈附屬具(石油ボンブハ第二〇類唧筒ヲ見ヨ)
- 二三 燈具雜
- 第百四十類 止鉤具
 - 一 吊鉤(但、電氣ニ關スルモノハ其類ヲ見ヨ)
 - 二 掛鉤(帽子掛、衣服掛等ハ第一三五類家具ヲ見ヨ)
 - 三 蚊帳吊具及雜吊具
 - 四 挾止具
 - 五 杆支持具
 - 六 鎖、紐止鎖及其止金

- 一 數物及布帛止具
- 二 時計其他物品保持具
- 三 勳章、徽章及雜種提物
- 四 履物挾
- 五 紐、繩、紐
- 六 單獨鈕紐
- 七 カフス鈕紐
- 八 雌雄鈕紐
- 九 甲、靴
- 一〇 カラー止具及カフス支持具
- 一一 襟飾止具
- 一二 和服襟止
- 一三 和服帶上(第一一八類帶上參照)
- 一四 帽子止
- 一五 帶皮止
- 一六 洋袴吊
- 一七 靴下支持具
- 一八 雜種服裝止具
- 一九 雜種止具
- 二〇 止鉤具雜
- 第百四十一類 寢具及敷物
 - 一 寢臺
 - 二 夜具

- 一 枕(水枕、水枕ハ第四六類醫療具ヲ見ヨ)
- 二 蚊帳
- 三 ハンモツク及搖籃
- 四 座布團
- 五 雜種敷物
- 六 寢具及敷物雜
- 第百四十二類 便器及廁
 - 一 廁
 - 二 尿器
 - 三 室內便器
 - 四 便囊
 - 五 廁附屬具
 - 六 便器及廁雜
- 第百四十三類 雜具
 - 一 米刺
 - 二 雜具雜(他類ニ屬セザル綱、繩紐、カ、下分類機、分類裝置付カ、ド容及分類裝置付カ、ドヲ含ム)

- 一 化學工業之部
- 第百四十四類 無機化合物
 - 一 硫酸及其鹽類
 - 二 硝酸及其鹽類
- 第百四十五類 有機化合物
 - 一 脂肪屬化合物
 - 二 芳香屬化合物
 - 三 樟腦、龍腦及薄荷等
 - 四 有機化合物雜(滋養劑ハ第一七四類滋養品ヲ木材乾留ハ第一四九類乾留ヲ見ヨ)
- 第百四十六類 非金屬元素
 - 一 炭素(脫色炭素ヲ含ム)
 - 二 矽素
 - 三 水素
 - 四 氮素
 - 五 炭素(脫色炭素ヲ含ム)
 - 六 ハロゲン類

七 非金屬元素雜
第四百七十七類 電氣化學

- 一 アルカリ及鹽素
- 二 鹽素酸鹽及過鹽素酸鹽
- 三 カーバイド
- 四 窒素化合物
- 五 有機物
- 六 非金屬元素
- 七 金屬元素
- 八 金屬防腐
- 九 電極板
- 一〇 電氣鍍金
- 一一 電氣化學雜

第四百四十八類 化學試驗用具

- 一 檢定機
- 二 化學實驗用具
- 三 化學試驗用具

第四百四十九類 蒸餾及蒸發

- 一 蒸餾
- 二 乾餾
- 三 蒸餾
- 四 蒸餾及蒸發雜

● 燃料

第五百五十二類 燃料

- 一 燃料
- 二 燃料
- 三 燃料
- 四 燃料
- 五 燃料
- 六 燃料
- 七 燃料
- 八 燃料
- 九 燃料
- 一〇 燃料
- 一一 燃料
- 一二 燃料
- 一三 燃料
- 一四 燃料
- 一五 燃料
- 一六 燃料
- 一七 燃料
- 一八 燃料
- 一九 燃料
- 二〇 燃料
- 二一 燃料
- 二二 燃料
- 二三 燃料
- 二四 燃料
- 二五 燃料
- 二六 燃料
- 二七 燃料
- 二八 燃料
- 二九 燃料
- 三〇 燃料
- 三一 燃料
- 三二 燃料
- 三三 燃料
- 三四 燃料
- 三五 燃料
- 三六 燃料
- 三七 燃料
- 三八 燃料
- 三九 燃料
- 四〇 燃料
- 四一 燃料
- 四二 燃料
- 四三 燃料
- 四四 燃料
- 四五 燃料
- 四六 燃料
- 四七 燃料
- 四八 燃料
- 四九 燃料
- 五〇 燃料
- 五一 燃料
- 五二 燃料
- 五三 燃料
- 五四 燃料
- 五五 燃料
- 五六 燃料
- 五七 燃料
- 五八 燃料
- 五九 燃料
- 六〇 燃料
- 六一 燃料
- 六二 燃料
- 六三 燃料
- 六四 燃料
- 六五 燃料
- 六六 燃料
- 六七 燃料
- 六八 燃料
- 六九 燃料
- 七〇 燃料
- 七一 燃料
- 七二 燃料
- 七三 燃料
- 七四 燃料
- 七五 燃料
- 七六 燃料
- 七七 燃料
- 七八 燃料
- 七九 燃料
- 八〇 燃料
- 八一 燃料
- 八二 燃料
- 八三 燃料
- 八四 燃料
- 八五 燃料
- 八六 燃料
- 八七 燃料
- 八八 燃料
- 八九 燃料
- 九〇 燃料
- 九一 燃料
- 九二 燃料
- 九三 燃料
- 九四 燃料
- 九五 燃料
- 九六 燃料
- 九七 燃料
- 九八 燃料
- 九九 燃料
- 一〇〇 燃料

● 塗料及接着劑

- 一 顏料
- 二 白墨
- 三 鉛筆
- 四 インキ
- 五 顔料雜
- 六 顔料雜

燃料製造爐

- 一 煉炭
- 二 炭
- 三 木炭
- 四 焚付及薪
- 五 液體燃料
- 六 燃料雜
- 七 燃料雜
- 八 燃料雜
- 九 燃料雜
- 一〇 燃料雜
- 一一 燃料雜
- 一二 燃料雜
- 一三 燃料雜
- 一四 燃料雜
- 一五 燃料雜
- 一六 燃料雜
- 一七 燃料雜
- 一八 燃料雜
- 一九 燃料雜
- 二〇 燃料雜
- 二一 燃料雜
- 二二 燃料雜
- 二三 燃料雜
- 二四 燃料雜
- 二五 燃料雜
- 二六 燃料雜
- 二七 燃料雜
- 二八 燃料雜
- 二九 燃料雜
- 三〇 燃料雜
- 三一 燃料雜
- 三二 燃料雜
- 三三 燃料雜
- 三四 燃料雜
- 三五 燃料雜
- 三六 燃料雜
- 三七 燃料雜
- 三八 燃料雜
- 三九 燃料雜
- 四〇 燃料雜
- 四一 燃料雜
- 四二 燃料雜
- 四三 燃料雜
- 四四 燃料雜
- 四五 燃料雜
- 四六 燃料雜
- 四七 燃料雜
- 四八 燃料雜
- 四九 燃料雜
- 五〇 燃料雜
- 五一 燃料雜
- 五二 燃料雜
- 五三 燃料雜
- 五四 燃料雜
- 五五 燃料雜
- 五六 燃料雜
- 五七 燃料雜
- 五八 燃料雜
- 五九 燃料雜
- 六〇 燃料雜
- 六一 燃料雜
- 六二 燃料雜
- 六三 燃料雜
- 六四 燃料雜
- 六五 燃料雜
- 六六 燃料雜
- 六七 燃料雜
- 六八 燃料雜
- 六九 燃料雜
- 七〇 燃料雜
- 七一 燃料雜
- 七二 燃料雜
- 七三 燃料雜
- 七四 燃料雜
- 七五 燃料雜
- 七六 燃料雜
- 七七 燃料雜
- 七八 燃料雜
- 七九 燃料雜
- 八〇 燃料雜
- 八一 燃料雜
- 八二 燃料雜
- 八三 燃料雜
- 八四 燃料雜
- 八五 燃料雜
- 八六 燃料雜
- 八七 燃料雜
- 八八 燃料雜
- 八九 燃料雜
- 九〇 燃料雜
- 九一 燃料雜
- 九二 燃料雜
- 九三 燃料雜
- 九四 燃料雜
- 九五 燃料雜
- 九六 燃料雜
- 九七 燃料雜
- 九八 燃料雜
- 九九 燃料雜
- 一〇〇 燃料雜

第五百五十一類 瓦斯

- 一 石炭瓦斯
- 二 水瓦斯
- 三 油瓦斯
- 四 空氣瓦斯
- 五 アセチリン瓦斯
- 六 瓦斯
- 七 瓦斯清淨
- 八 瓦斯液化
- 九 マントル(マントルノ構造ハ第一三九類止具ヲ見ヨ)
- 一〇 瓦斯雜

第五百五十二類 鑛油

- 一 鑛油製造法
- 二 鑛油精製法
- 三 分解蒸餾法
- 四 減摩油
- 五 鑛油雜

● 金屬

- 一 製鍊用爐
- 二 鑛石處理
- 三 選鑛
- 四 金銀製煉
- 五 銅亞鉛及鉛製鍊
- 六 製鐵及製鋼
- 七 硫黃製鍊
- 八 冶金雜

第五百五十四類 金工

- 一 合金
- 二 鍛接及熔接
- 三 鑄造
- 四 金屬熱處理(硬化、燒鈍、反淬等)
- 五 金屬着色
- 六 金屬象眼
- 七 鍍金
- 八 金屬板線管製造(箔製造ヲ含ム)
- 九 金屬溶解
- 一〇 金工雜

● 窯業

- 一 瓦及耐火用品
- 二 陶磁器
- 三 煉瓦及瓦(燒成セザルモノハ第一五七類人造石ヲ見ヨ)
- 四 耐火用品
- 五 燒成窯
- 六 彩、料(水金ヲ含ム)
- 七 陶磁器、煉瓦及耐火用品雜

● 燐寸

- 一 發火劑
- 二 燐寸軸木
- 三 燐寸雜
- 四 火藥製造法
- 五 爆發藥製造法
- 六 火藥及爆發藥製造裝置
- 七 火藥處理法
- 八 雷管
- 九 煙火
- 一〇 藥囊
- 一一 火藥及爆發物雜

● 纖維及染料

- 一 植物性纖維彈解精練及漂白法
- 二 糊付及仕上法
- 三 繭解舒法(眞綿ヲモ含ム)
- 四 絹精練仕上法
- 五 獸毛精練漂白各仕上法
- 六 纖維及雜處理法(眞綿)

瓦及耐火用品

- 一 陶磁器
- 二 煉瓦及瓦(燒成セザルモノハ第一五七類人造石ヲ見ヨ)
- 三 耐火用品
- 四 燒成窯
- 五 彩、料(水金ヲ含ム)
- 六 陶磁器、煉瓦及耐火用品雜

第五百五十六類 硝子及珪瑯

- 一 硝子
- 二 硝子窯
- 三 珪瑯
- 四 珪瑯用窯
- 五 七寶燒
- 六 硝子及珪瑯雜

第五百五十七類 セメント、人造石及瀝青質物

- 一 セメント、石灰及漆喰
- 二 人造石
- 三 セメント防水劑
- 四 瀝青質鋪床料
- 五 セメント、人造石及瀝青質物雜

綿加工品等

- 一 人造絹絲及模造纖維
- 二 フエルト
- 三 纖維雜
- 四 製紙原料處理法
- 五 抄紙法
- 六 色紙
- 七 雜紙
- 八 加工紙
- 九 製紙雜
- 一〇 コールタール染料
- 一一 磁化染料
- 一二 動物染料
- 一三 染料處理法
- 一四 染料雜
- 一五 染料雜

● 染色

- 一 浸染法
- 二 捺染法
- 三 防染法
- 四 染色用糊料
- 五 紋附及上繪
- 六 絲染法
- 七 染絨及織模樣染色法
- 八 紋染法
- 九 皮革染色法

- 一〇 麥稈及藎草染色法
- 二 雜染色法
- 三 染色雜

●印刷及寫真

- 第七十類 印刷
- 一 寫真製版
 - 二 轉寫及複寫
 - 三 謄寫
 - 四 印刷法
 - 五 製版法
 - 六 印刷肉
 - 七 印刷雜
- 第七十一類 寫真
- 一 乾板及フィルム
 - 二 着色寫真
 - 三 寫真雜

●飲食物及嗜好物

- 第七十二類 製糖
- 一 糖汁搾取
 - 二 糖汁清澄
 - 三 精糖
 - 四 雜種糖
 - 五 製糖雜
- 第七十三類 製鹽
- 一 製鹽裝置

- 二 製鹽用具
- 三 製鹽釜
- 四 製鹽罐
- 五 食鹽製造方法
- 六 食鹽精製
- 七 製鹽雜

第七十四類 飲食物

- 一 穀類
- 二 豆類
- 三 野菜及果實
- 四 海藻類
- 五 肉類
- 六 乳及卵
- 七 罐詰
- 八 調味料
- 九 アルカロイド含有飲料
- 一〇 滋養品
- 一一 飲食物雜

第七十五類 釀造

- 一 釀造原料處理
- 二 麵製造
- 三 酵母及配製
- 四 酒類釀造
- 五 醬油釀造
- 六 味噌釀造
- 七 釀成物ノ殺菌火入及

- 貯藏
- 八 釀成物ノ加工
- 九 消化素製造
- 一〇 釀造雜

第七十六類 煙草

- 一 煙草製造法
- 二 煙草雜

●衛生材料

- 第七十七類 醫藥
- 一 化學的醫藥
 - 二 血清類及細菌類製劑
 - 三 醫藥雜
- 第七十八類 化粧品
- 一 白粉
 - 二 洗料
 - 三 クリーム及ボマード
 - 四 染毛劑
 - 五 齒磨
 - 六 化粧品雜

第七十九類 防腐及驅蟲

- 一 防腐
- 二 網絲防腐
- 三 防臭
- 四 殺菌
- 五 貯藏(飲食物貯藏)
- 六 第一七四類飲食物

- ヲ見ヨ)
- 六 驅蟲及驅獸
- 七 防腐及驅蟲雜

第八十類 汚物處理及火葬

- 一 塵芥燒却爐
- 二 汚物處理(第一四二類便器及厠參照)
- 三 火葬爐
- 四 汚物處理及火葬爐雜

●可塑物

- 第八十一類 護謄
- 一 原料護謄機械の處理法(乾燥、混合、壓延等)
 - 二 和硫法及和硫促進劑
 - 三 軟質護謄製品製造法
 - 四 硬質護謄製品製造法
 - 五 護謄代用品
 - 六 護謄雜
- 第八十二類 可塑物
- 一 可塑物製造法
 - 二 玩具素地
 - 三 擬寶石
 - 四 リノリアム
 - 五 音譜盤

- 六 ビスコース及セルロイド製造法
- 七 ビスコース及セルロイド製品處理
- 八 充填料
- 九 可塑物雜

●雜化學工業

- 第八十三類 皮革
- 一 鞣革法
 - 二 皮革仕上法
 - 三 古革改造法
 - 四 皮革模造法(塗抹製品ハ第一六一類擬革布ヲ見ヨ)
 - 五 皮革雜
- 第八十四類 肥料
- 一 動物質肥料
 - 二 植物質肥料
 - 三 礦物質肥料
 - 四 雜質肥料
 - 五 肥料雜

- 第八十五類 木竹品處理
- 一 木竹材處理
 - 二 人造木竹材
 - 三 コルク及其代用品
 - 四 ベニヤ板

第八十六類 化學雜工

- 一 保溫耐火及消火劑
- 二 骨及貝殼處理
- 三 眞珠形成法
- 四 模造眞珠
- 五 蝕彫法(捺染ロールノ蝕彫法ヲ含ム)
- 六 色箔(金屬箔ハ第一五四類金屬板線管製造ヲ見ヨ)
- 七 調帶ノ化學的處理
- 八 洗滌、研磨、艶出及減摩
- 九 オブライト
- 一〇 眞色用カラメン
- 一一 化學雜工雜(魚網防腐ハ第一七九類網絲防腐、金絲ハ第一六六類織維雜、マントルハ第一五一類マン

- 五 木竹材防腐
- 六 上下水道用木管
- 七 紡績用木管化學的處理
- 八 木竹材ノ蝕彫、顯色及着色
- 九 木竹品處理雜

●電氣工業之部

●電氣磁氣材料

- 第八十七類 電氣傳導
- 一 電傳物
 - 二 裸電線
 - 三 絕緣電線
 - 四 電纜
 - 五 電氣抵抗物
 - 六 電線接續
 - 七 電氣傳導雜
- 第八十八類 電氣絕緣
- 一 電氣絕緣物(第一八二類第一八二類中ニモ電氣絕緣物トシテ用ヒラルモノアリ)

- 二 碍子
- 三 碍管
- 四 電氣絕緣紙布

●電氣機械

- 第九十類 發電及電動
- 一 發電機及電動機
 - 二 高周波電機
 - 三 勵磁裝置
 - 四 電機冷却裝置
 - 五 電機子
 - 六 發電機
 - 七 電動機
 - 八 電機捲線
 - 九 發電裝置
 - 一〇 發電及電動雜
- 第九十一類 變電
- 一 變成器
 - 二 誘導線輪
 - 三 廻轉變流機
 - 四 整流機
 - 五 變相機
 - 六 進相機
 - 七 周波數變換機

- 五 碍子挾持具
 - 六 電氣絕緣雜
- 第八十九類 磁氣
- 一 磁性物
 - 二 磁物
 - 三 磁氣雜

八 變電雜

●送電及電氣制御

- 第百九十二類 送電及配電
- 一 配電裝置
- 二 電氣保安裝置
- 三 電路遮斷裝置
- 四 電流制限裝置
- 五 電壓加減裝置
- 六 電氣阻抗器
- 七 インダクタンス
- 八 蓄電器
- 九 電纜吊
- 一〇 送電及配電雜

第百九十三類 電氣制御及電氣調整

- 一 電機起動裝置
- 二 電機制御裝置
- 三 電動機制御
- 四 直流電動機制御
- 五 交流電動機制御
- 六 船舶電氣推進
- 七 兵器電氣制御
- 八 雜電氣制御裝置
- 九 電氣調整裝置
- 一〇 電氣的制御及電氣的調整裝置

二 電氣制御及電氣調整

- 第百九十四類 電氣閉閉器
- 一 安全電氣閉閉器
- 二 電磁的電氣閉閉器
- 三 油入電氣閉閉器
- 四 柱上油入電氣閉閉器
- 五 柱上電氣閉閉器
- 六 双型電氣閉閉器
- 七 片切電氣閉閉器
- 八 栓電氣閉閉器
- 九 電氣閉閉器雜

●電氣磁氣測定

第百九十五類 電氣及磁氣

- 計器
- 一 電流計及電壓計
- 二 電力計
- 三 電氣抵抗測定器
- 四 電氣及磁氣計器雜
- 第百九十六類 電氣的及磁氣的測定
- 一 電氣的及磁氣的測定裝置
- 二 電氣的及磁氣的試驗裝置
- 三 電氣的及磁氣的測定

雜

●電氣通信

第百九十七類 電信及電話

- (有線)
- 一 電信送受裝置
- 二 電信中繼裝置
- 三 二重電信裝置
- 四 多重電信裝置
- 五 多重電信裝置
- 六 雙信裝置
- 七 自働電信裝置
- 八 書字電信裝置
- 九 書寫電信裝置
- 一〇 印刷電信裝置
- 一一 同期電信裝置
- 一二 電信用雜具
- 一三 送話器
- 一四 受話器
- 一五 電話器
- 一六 電話用信號器
- 一七 電話裝置
- 一八 電話交換裝置
- 一九 電話交換機用雜具
- 二〇 電話自働交換裝置
- 二一 電話交換信號裝置
- 二二 電話交換中繼裝置

三 電話中繼器

四 裝荷線輪

- 三 通話度數計(電話機ト關聯シテ働カサルヲ見ヨ)
- 四 電話料金收納裝置
- 五 電話消毒器
- 六 電信及電話雜
- 第百九十八類 電氣信號及電氣表示
- 一 電 鈴
- 二 電氣表示器
- 三 電氣警報裝置
- 四 鐵道用電氣信號
- 五 電氣時計
- 六 雜電氣信號
- 七 電氣信號及電氣表示

第百九十九類 高周波電氣

- 一 高周波通信方式
- 二 高周波送信方式
- 三 高周波受信方式
- 四 高周波發電方式(同轉發電機ハ第一九〇類發電及電動ヲ見

●電熱應用

- 二百類 電 燈
- 一 弧光燈(タングステン弧光燈ヲ含ム)
- 二 弧光燈用電極
- 三 瓦斯又ハ蒸氣電燈(水銀弧光燈ヲ含ム)
- 四 白熱電燈
- 五 白熱纖維
- 六 電球真空封緘
- 七 電球承口
- 八 電燈支持具
- 九 電球覆(遮光用電燈笠等ヲ含ム)(硝子外球ハ第一三九類燈筒及止具ヲ見ヨ)
- 一〇 電燈雜
- 二百一類 電熱(電氣)
- 一 電熱器
- 二 電氣的接合及電氣的截斷
- 三 電熱用電極
- 四 電熱雜(電氣恆溫器ヲ含ム)

●電力應用

二百二類 電氣鐵道

- 一 電氣制動
- 二 トロリー
- 三 電氣鐵道裝置
- 四 吊線器具
- 五 聚電裝置
- 六 車輛電氣點燈
- 七 レールポンド
- 八 電氣鐵道雜
- 二百三類 電動機應用
- 一 電氣扇風機
- 二 電動機應用雜

●電氣化學

二百四類 電池

- 一 一次電池
- 二 乾電池
- 三 二次電池

特許增澤式

- 四 電 槽
- 五 充電裝置
- 六 電池雜
- 二百五類 電氣爐
- 一 弧光式電氣爐
- 二 抵抗式電氣爐(誘導式ヲ含ム)
- 三 電氣爐用電極
- 四 電氣爐雜
- 雜電氣應用
- 二百六類 電氣治療
- 一 感應器
- 二 電氣振動機
- 三 電熱治療具
- 四 エッキス線裝置
- 五 高周波電氣治療機
- 六 電氣治療雜
- 二百七類 電氣雜工
- 一 電氣分離裝置
- 二 電氣的屏閉閉裝置
- 三 靜電中和裝置
- 四 電磁機構
- 五 電氣的捕獲具
- 六 電氣的兵器
- 七 電氣及磁氣教育具
- 八 電氣及磁氣玩具
- 九 電氣雜工雜

新案 特許 增澤式 多條練絲機
同 特許 同 加壓精練機
同 同 撚絲練絲機
特許 千代絹メリヤス製品
長野縣岡谷市

其他製絲紡績
機械製造販賣

支店 東京・名古屋・深川・上海・青島
工場 東京・名古屋・岡谷・松本・深川
研究所 岡山

合資 會社 增澤商店
電話代番號三五五番(三)
電話代番號〇二五(オカヤサ)

編輯後記

△昨日本會より始めて發刊した『發明年鑑』は、匆忙の際の編輯であつて幾多不十分の點があつたにも不拘、各方面より好評を博した事は洵に感謝に堪へない次第である。本年はその第二年版を刊行し、銃後發明界に送ることにした。

△本年こそはと編輯の面目を一新するつもりであつたが、いざやつてみると年鑑の性質上、矢張りあれも必要これも必要で結局新規には數項目を加へ得たのみであつた。

△そのうちの一つである『新製品紹介』は記事廣告ではあるが、これは我が新興工業の一斑を総合的に闡明する意味に於て載せることにした。

△本年は昨年に比して購讀の申込が遙に多かつた。遠く樺太、臺灣、滿洲やさては前線に活躍中の皇軍の勇士からまで申込があるといふ盛況であつた。それで已むなく當初の豫定を變更して急遽増刷を斷行した。斯の如く本年鑑が各方面に利用されるのは、發明日本のため洵に心強い次第である。

△來年は更に内容を精選充實してより立派な年鑑をつくり、時節柄聊かでも發明報國の實を擧げたいと思つてゐる。それにつけても何か御氣付の點や御意見がありましたら、何卒御遠慮なく御申越を願ひたい。

△最後に本年鑑の材料に關し特許局職員各位をはじめ各方面より多大の御高配を辱うしたことは洵に感謝に堪へないところで、茲に厚く御禮申し上げておく次第である。(佐治生)

昭和十四年十二月一日印刷
昭和十四年十二月五日發行

〔定價貳圓〕

東京市杉並區阿佐ヶ谷六丁目
二二五番地

編輯發行 兼印刷人 佐治克巳

東京市丸ノ内區有樂町一丁目
三番地

印刷所 一色活版所

電話(丸ノ内) 一六二〇番
二三八二番
三三八二番

東京市麴町區丸ノ内三丁目
二番地

發行所 帝國發明協會

電話丸ノ内(一八八八番)
四〇七三番
振替東京六五五五番

純國産の躍進

パールワックス と パール電氣研磨機

パールワックスの效用

リノリウム其の他各種床敷材に油を塗布する事は從來我國に於てのみ行はるゝ手入法であります。其の結果塵埃と油で黒く汚され甚しく美觀を損じ且つ床敷材の耐久力を著しく減殺して居る事は世間一般の實情であります。

本品は以上の缺點を完全に除去し得る理想的な床敷材の塗布液として已に宮内省御使用の光榮に浴し、且つ又大藏省營繕管財局及び東洋リノリウム會社等に於かれても特に本品を理想的「ワックス」として御指定下されし事も故ある事であります。論より證據…兩三度の御使用により、必ず其の眞價をお認め下さる事と信じます。

特に住宅に於ける廊下、縁側

等從來豆腐のオカラにて半年も一年も掛つてツヤ出しするを本品を一回使用する事に依り立派にツヤを出す事が出来ます。

Pearl

パール電氣ブラシの特徴

廣い床面に「ワックス」を塗布し或は艶出し等の爲に當所新案のパール電氣ブラシを使用する事は能率上又は勞費の節約上最も効果があるのでありまして確信を以てお奨めする事が出来ます。

東京市京橋區寶町二丁目二番地

パールワックス 本 舖 **金田化學研究所**

電話京橋(56) 八〇六六番
振替東京六三一五番

大阪出張所 大阪市東區北濱三丁目二七番地

電話北濱 五九四七

工場 東京府北多摩郡神代村入間

<p>金 屬 節 約 代 用</p> <p>特許 メタリコン (金屬熔射鍍金)</p> <p>耐熱、耐酸、防錆、裝飾加工 機械、器具、修理、補強加工 各種金屬節約一般加工</p> <p>本技術 合資會社 新興メタリコン工業所 京都市東山區山科四宮 電話山科二〇四番</p>	<p>夜 光 塗 料</p> <p>發光塗料 蓄光塗料</p> <p>ブラウン管用、オシログラフ用 レントゲン増感紙用各塗料 陸海軍指定工場</p> <p>東京市品川區北品川四ノ七一五 株式會社 日本夜光塗料製造所 電話大崎(47) 六四三・一八七二 一八七三・三九六七</p>
<p>鐵 板 切 斷</p> <p>鐵板の切斷は モーター不要 </p> <p>大同自動瓦斯切斷機 切斷能力 3mm - 200mm</p> <p>大同機械製作所 東京丸ノ内丸ビル五三五區 電丸ノ内(三)〇六八七</p>	<p>防 火 群 必 需</p> <p>工場と防火群と家庭に 常備動力永久不變 なげつけ消火彈 二十ヶ入一箱二十四圓</p> <p>京都市烏丸七條野村ビル 日曹火藥株式會社</p>

<p>專 賣 特 許</p> <p>世界絶無新塗料 御申越次第型錄呈上</p> <p>吉澤式 千度耐火塗料 吉澤式 清 罐 劑</p> <p>長 田 商 會 東京丸ノ内一ノ一</p>	<p>御 用 是 非</p> <p>せいふん 粉砕 衝撃式 製粉機 十六臺</p> <p>ボールミル・クラツシヤ混合機十數臺 東京市中野區小瀧町一九</p> <p>中田製粉工業所 電話中野(35) 七四四四番 七三八九番</p>
<p>特 許 熔 接 棒</p> <p>特許 タムラーク 電氣熔接棒 (カタログ進呈)</p> <p>ロイド協會公認 株式會社 播磨造船所 兵庫縣赤穂郡相生町五二九二 神戸市西町興銀ビル四階 東京市麴町區丸ノ内海上ビル 六階 (電話丸ノ内二七一七番)</p>	<p>倉 敷 緞 通</p> <p>和室・洋室 四季を通じて 堅牢優美 理想的敷物です</p> <p>旭倉敷市 日本蒔業株式會社</p> <p>價格 低廉</p>

<p>東京優良鉋</p> <p>最高級 助成面取鉋</p> <p>代表商標</p> <p>助成 太平洋 江戸櫻</p> <p>新版カタログ進呈</p> <p>東京市京橋區八丁堀一丁目二番地</p> <p>三岡崎三代五郎商店</p> <p>電話東京橋二四三一番 振替東京七三八二三番</p>	<p>各種研磨機</p> <p>光學用各種 レンズ研磨機</p> <p>SKS</p> <p>昭和機械製作所</p> <p>東京市大森區大森二ノ二〇五</p> <p>電話大森八九五二番</p>
<p>食料味覺發明</p> <p>池ノ端仲町・上野廣小路</p> <p>酒悅福神漬</p> <p>(新製品)えその實福神漬</p> <p>酒悅福神漬本舗</p> <p>電話下谷(一〇〇九〇番 五二〇七番 振替東京一九〇八八番</p>	<p>御臺所へ</p> <p>日滿 專賣特許</p> <p>たくあんの素</p> <p>良い味 良い色 よい香 酸敗を防ぐ</p> <p>四斗樽用 定價 2030 セン 二斗樽用 2030 セン</p> <p>東京市神田區東神田十二番地ノ十三</p> <p>たくあんの素 發賣元 澤庵源</p> <p>姉妹品糖乃華</p> <p>電話漢花(一〇七〇八番 振替口座東京六三〇八三番</p>

<p>特許展入選</p> <p>組立塀 耐久簡易 組立式發明</p> <p>——カタログ送呈——</p> <p>第五回特許局主催發明展推獎品</p> <p>大分市春日通り田室町</p> <p>北川新工業所</p>	<p>名物螺旋管</p> <p>許特 K. S. R</p> <p>螺旋管及可撓軸</p> <p>鋼・青銅・真鍮 アルミニウム製</p> <p>鐵道省指定工場</p> <p>東京市城東區北砂町四ノ一一五三</p> <p>川崎螺旋管製作所</p> <p>電話本所(73)三五六六番</p>
<p>名物指底ひ</p> <p>特許 日本第七〇三六九號 米國第一六八五九五四號 新案第一〇八〇八五號</p> <p>スポンヂゴム 指サツク</p> <p>能率増進・外菌豫防・醫學上 治療促進・汗に濕らす</p> <p>東京市向島寺島町二ノ一一七</p> <p>森本ゴム工業所</p> <p>電話墨田一二四八番 振替東京一〇六七二番</p>	<p>名物罐切</p> <p>栓拔兼用 スター罐切</p> <p>全國金物店・百貨店に有り 見本切手十八錢封入を乞ふ</p> <p>信濃屋</p> <p>加藤音重商店</p> <p>東京市淀橋區上落合二ノ一九五</p>

鋸屑スブーツ

特許山中式 (カタログ呈上)
 (特約店募集)
鋸屑自動燃焼器ストーブ
 【秋來り冬來ます】
 燃料國策時代御利用 家庭用 工業用
 山口縣長門三隅驛前
山中燃料研究所

特許展入選

特許第一一九四〇二號
縞竹經木製造法
 第五回特許局發明展推獎品
 茨城縣猿島郡古河町五九九九
 桐木下駄製 雜木下駄製 箆指物卸造
 中村勘次商店
 振替東京一五三二一〇番

大阪名品

(實) 二三二一六一號
自轉車ギヤー・カバー
 (實) 二四二七三〇號
 大阪市浪速區鷗町二ノ九五
 自轉車 附屬作品
大野製作所
 電話戎(76)七四八五番

信州物産

信州鑛
 鑛 目
 播州型鑛各種 九州、房州鑛 南部、米澤型鑛 伯州、會津型鑛 南洋、向各種 機具用打刃物 牌賞會覽博國各賜
 (呈送録型)
 各國鑛製造販賣元
 信州上水内郡半禮驛小玉
鑛工場 廣田正平

熊本御宿

帝國發明協會々員歡迎
 鐵道省・遞信局・第六師團借行社 營林局・貯金局・第五高等學校御指定
 熊本市上林町十四番地
 丸小旅館 小山清志
 長電話※三五四番

伊香保御宿

帝國發明協會々員歡迎
 伊香保御來遊には是非々々 御家族並に團體歡迎
山岸權旅館
 舞臺附大廣間
 お客本位
 電話(一)百二番

温泉報國
伊東温泉
 電話伊東 七番五十五番
 榎屋
 湯名 湯久貴



天下の名湯

峰 温 泉
 神經痛ニハ 日本一
 山アリ川アリ 海モアリ 眞ニ靜ナ療養地 弊館獨特の 元湯むし風呂 露天風呂 見晴二階風呂
 静岡縣廳指定
 日本旅行協會指定
 増築 神衞痛の靈湯ヲ抽 築 東洋の大噴湯水 落成 元湯旅館 館
 電話 八十八番 伊豆 山 泉 温 泉

航空御宿

帝國發明協會々員歓迎
大日本航空株式會社青森營業所 縣廳前

電話 ※四三七二

陸奥館本店

驛前支店 電話 ※四三六八

ダイヤパンツリスト
ビューロー指定

飛行驛下呂温泉

高山線下呂驛より

專用地下道一丁半

鐵道省
ツリスト・ビューロー指定
(日本旅行協會)

水明館

電話 四四五〇番

川の湯 大浴場落成
茶代廢止サービス料宿泊料の一割(案内呈)

熱海温泉

帝國發明協會々員歓迎

二・三階に最高級の御風呂新設

茶代拜辭

伊豆熱海温泉

清快樓 古屋旅館

内田市郎左衛門

電話三一〇一四まで
振替東京一〇〇一番

日本一の温泉旅館

加賀 觀光ホテル

山中温泉 河鹿莊

電話二〇二二・二三

御家族室・數寄屋風五十餘室

大廣間桃山風(二百五十疊)・浴場土耳其古

慰安設備(スペイン風)ロビー(サラセン風)

・美容設備

八圓・四圓 四六圓・三圓

熱海温泉

京城御宿

朝鮮京城

大塚旅館

電話本局(2)

夜間當直用(2) 二二三二九七番
二二三二九八番
二二三二九九番
二二三三〇〇番
二二三三〇一番
二二三三〇二番
二二三三〇三番
二二三三〇四番

熱海名物

御座敷 天風良

と 關西料理

高輪綠風莊別館

魚見崎 綠風閣

電話(二〇四・二四五) 三三三六・三三三七番
熱海(三三三六・三三三七番)

健康増進地

帝國發明協會々員御宿

太平洋の壯觀

御家族御來遊を御逗留を

銚子犬吠岬

曉 鷄 館

電話銚子(三六三) 三六六番

熱海温泉

帝國發明協會々員歓迎

閑靜、理想的の保養地和洋室共設備完全

伊豆熱海温泉

熱海ホテル

電話代表三一三二六番

特許木槽木管

大正元年創立
(カタログ送呈)
耐酸耐アルカリ◎鑛山用ド
ルシツクナア精煉用パチユ
カタスク其他設計製作

横濱市神奈川區宿屋町二丁目十六番地
日本木槽木管株式會社
電話神奈川局(四)二七七〇番
三〇一八番

三百年家傳名藥

速康散

◎順血作用をよくし◎腰滿脚
氣◎子宮病◎疝癪◎痲疾◎感
胃◎打身・くじき◎血の道
◎リヨウマチ◎水腫◎中氣瀉藥

價定
五十錢
一圓
二圓
三圓
五圓
十圓

京都市西洞院通五條南入小柳町
久保庄左衛門調劑局
電話下六一九・五五一八・五九八八
振替口座京都四三〇〇・大阪八八八
東京一七三五番

白蟻退治策

白蟻豫防撲滅

永久・完全・豫防・全國・各地・出張
近年白蟻は東京市を始め大
都會の被害・甚大・蔓延

福岡市花園町
本部 **城島白蟻研究所**
電話西局四八〇一番

力タログ進呈

野田式

石油發動機
ロール摺摺機
麥脫稈機
脫穀機

甲位入選 名譽賞受領
香川縣綾歌郡坂出町
野田興農商會

各種電線電纜

○F式蓄電器

キゲタロイ

住友電氣工業株式會社

(舊稱株式會社 住友電線製造所)

大阪市此花區恩貴島南之町六十番地

販賣店 東京・仙臺・横須賀・吳・神戸・名古屋

福岡・上海・舞鶴・長崎・佐世保・京城

代理店 金澤・大連・臺北・新京・奉天・哈爾濱

特許木槽木管

大正元年創立
(カタログ送呈)
耐酸耐アルカリ◎鑛山用ド
ルシツクナア精煉用バチユ
カタスク其他設計製作

横濱市神奈川區宿屋町二丁目十六番地
日本木槽木管株式會社
電話神奈川局(四)二七七〇番
三〇一八番

三百年家傳名藥

速康散

◎順血作用をよくし◎腰滿脚
氣◎子宮病◎疝癪◎痲疾◎感
胃◎打身・くじき◎血の道
◎リヨウマチ◎水腫◎中氣通藥

定價 五十錢
一圓 二圓 三圓 五圓 十圓

京都市西洞院通五條南入小柳町
久保庄左衛門調劑局
電話下六一九・五五一八・五九八八
振替口座京都四三〇・大阪八八四
東京一七三五番

白蟻退治策

白蟻豫防撲滅

永久・完全・豫防・全國・各地・出張
近年白蟻は東京市を始め大
都會の被害・甚大・蔓延

福岡市花園町
本部 **城島白蟻研究所**
電話西局四八〇一番

カクタログ進呈

野田式

石油發動機
ロール摺摺機
麥脫秤機
脫穀機

甲位入選 名譽賞受領
香川縣綾歌郡坂出町
野田興業商會

各種電線電纜

○F式蓄電器

キゲタロイ

住友電氣工業株式會社

(舊稱株式會社 住友電線製造所)

大阪市此花區恩貴島南之町六十番地

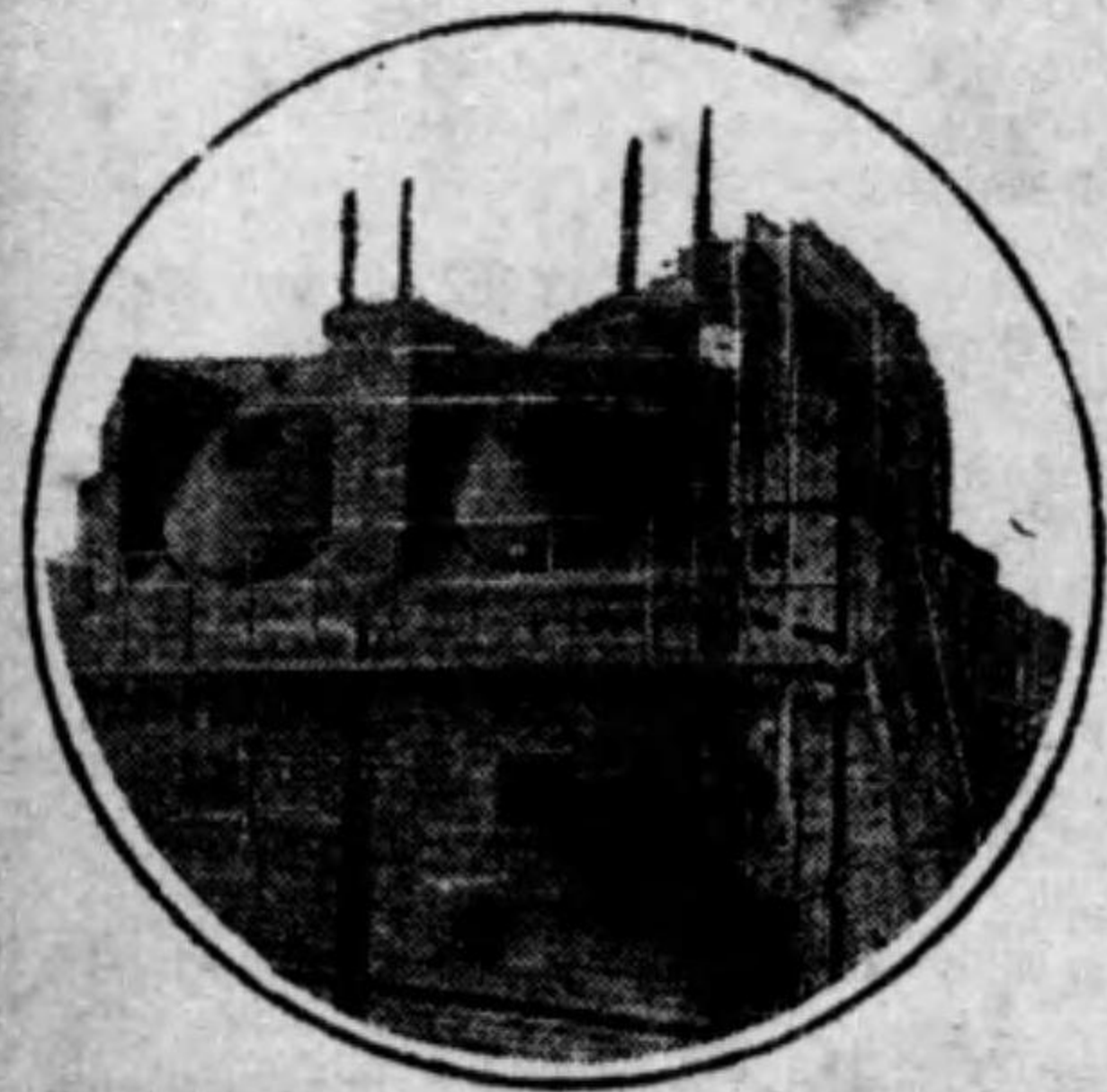
販賣店 東京・仙臺・横須賀・吳・神戸・名古屋

福岡・上海・舞鶴・長崎・佐世保・京城

代理店 金澤・大連・臺北・新京・奉天・哈爾濱

高級小型水管式汽罐
つねきちボイラ

汽罐蒸 毎時半より四
発能力 一五匹までの五種
用途 一般中小工業
用 兼 暖房用



世界最優秀の「タクマ式汽罐」の發明者田熊常
吉先生が自己天職の責任として二十有餘年の經
験による深き蘊蓄を傾けて考案せられたるもの
即ちこの高級小型汽罐「つねきちボイラ」で
あります。

株式會社 田熊汽罐製造株式會社

尼ヶ崎市濱海地十五番地

總代理店

株式會社 安宅商會

東京販賣店

江田商會

東京市麹町區丸ノ内二ノ六(八重洲ビル)
電話 丸ノ内一七六七番

【型錄送呈】

特許品製作目錄

御法川式多條練絲機
御法川二九式燃燒機
IM式下方自動給炭機
船用自動給炭機
電動穿孔機

特約發賣元

淺野物産株式會社
三井物産株式會社
合資會社泰明商會
合資會社ナカヤス商店

合名會社

御法川工場

東京市小石川區初音町

電話小石川(85)

二〇二二
二〇二四
一六一六
番番番

工場

御法川工場川口出張所

埼玉縣川口市金山町

電話川口

二四三三
二七三一
二九四三
番番番

142

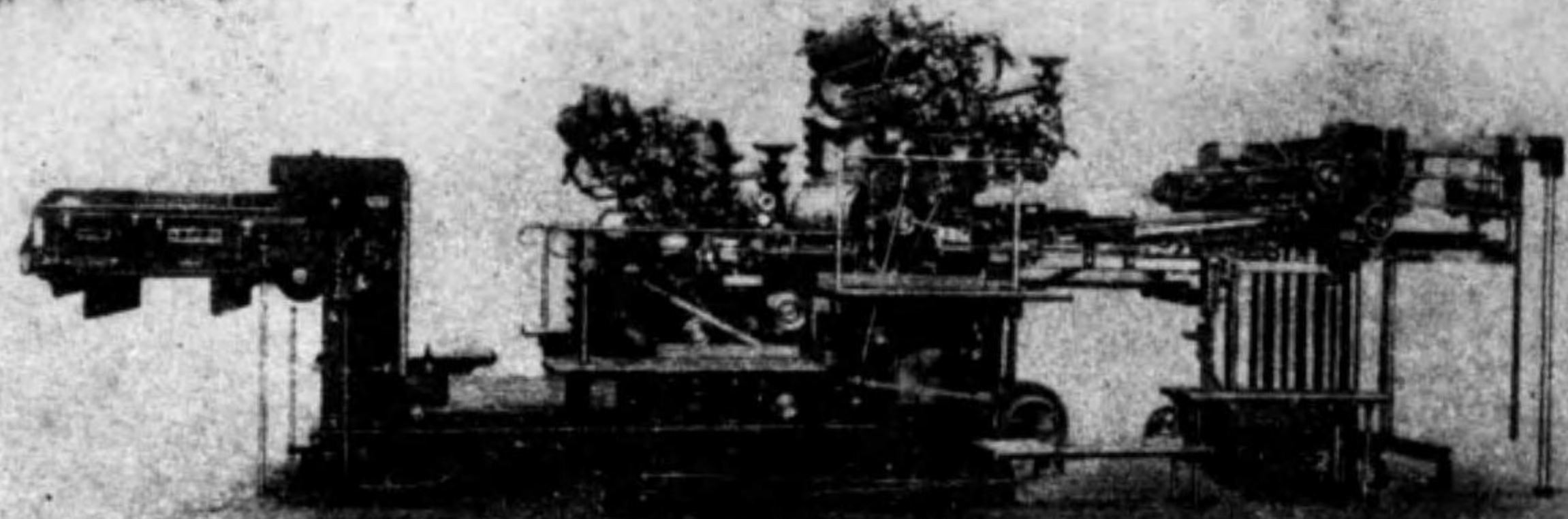
商標



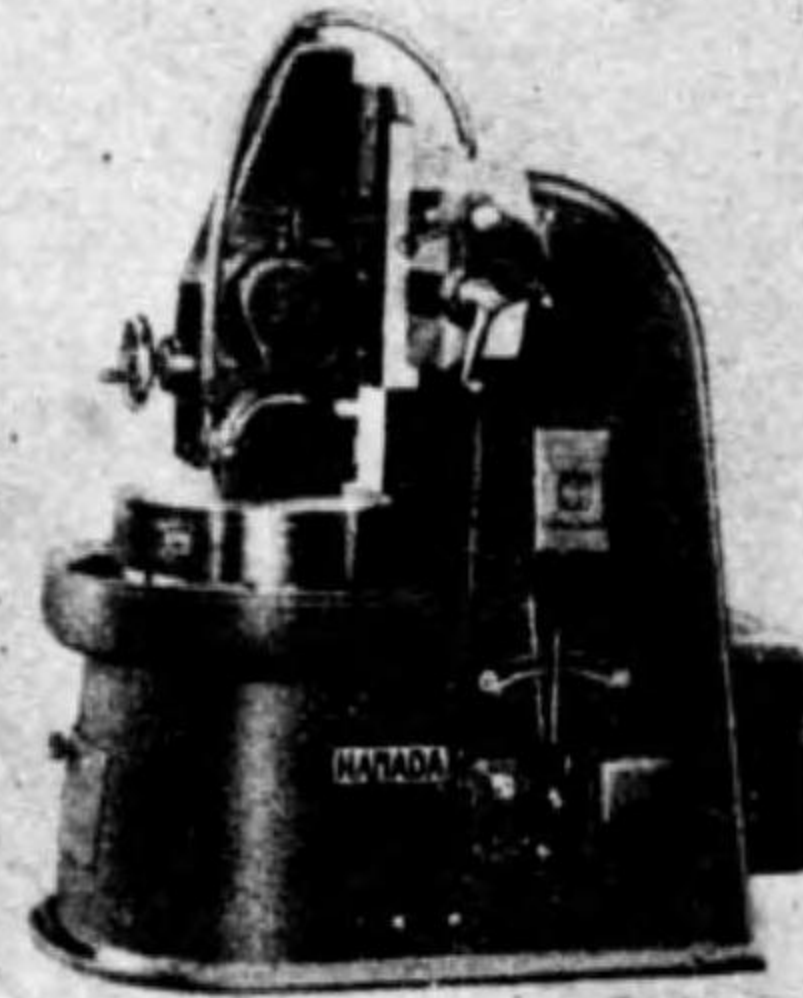
142

最新型

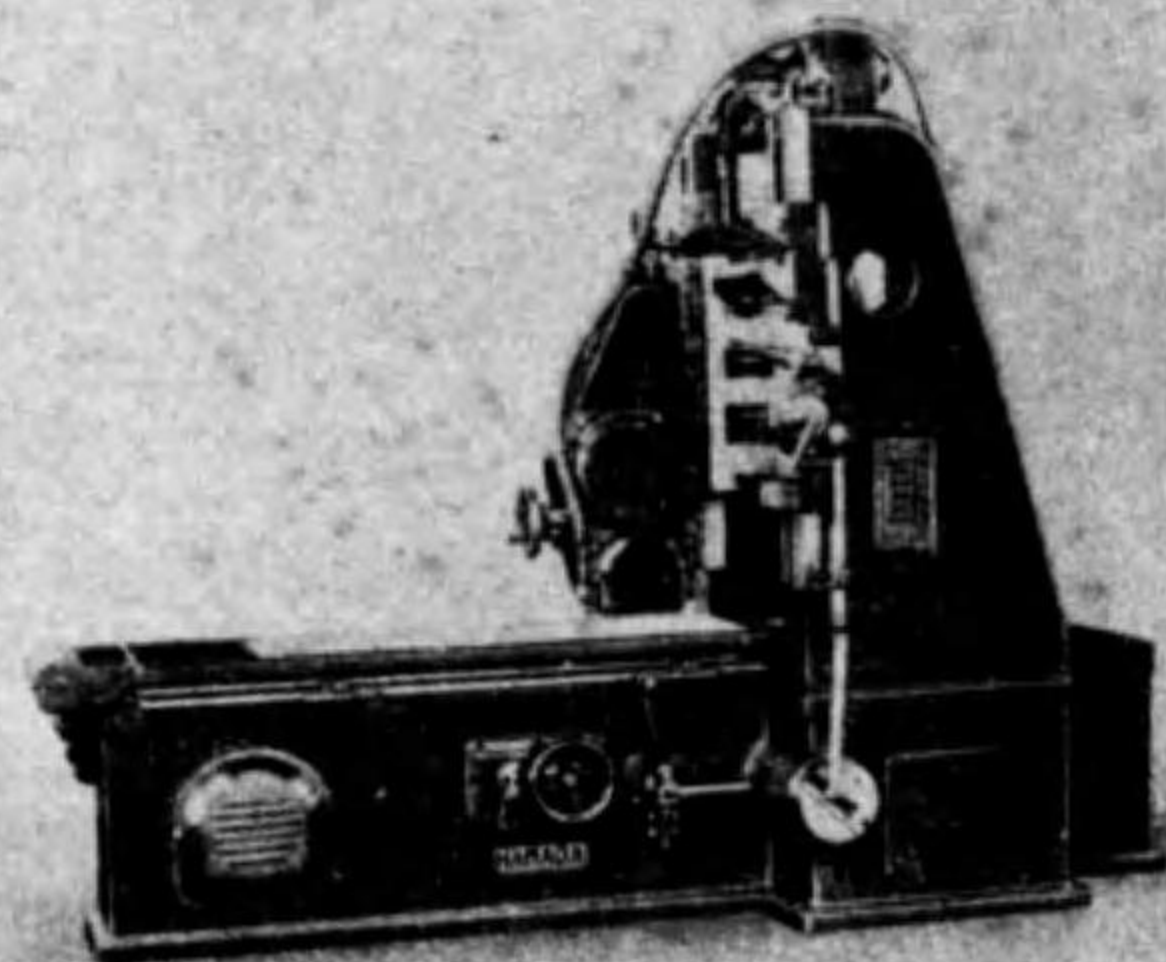
許濱田式自動給紙機二色オフセット印刷機



一號型テーブル回轉
水平軸平面研磨機



油壓式水平軸
三號型平面研磨機



本社・東京市城東區龜戸町一丁目
濱田印刷機製造株式會社
精密機械工場

電話墨区(74) 墨0128・1858番 振替口座東京46168番

社長 濱田 初次郎

大阪工場・大阪市西淀川區御幣島町 電話福島(45)1188番

東京芝浦電氣株式會社

マツダ支社

(舊稱 東京電氣株式會社)

神奈川県川崎市堀川町72

電話 川崎自 3561. 至 3569

電話 大森自 7501. 至 7504

振替口座 東京 38944

マツダ支社出張所

東京	事務所	東京市京橋區銀座西5の2	電話(代表) 5571(6)
	銀座賣店	東京市京橋區銀座西5の2	銀座 189
	新宿賣店	東京市四谷區新宿3の12	電話銀座(57) 5329 電話四谷(35) 6001
大阪	事務所	大阪市西淀川區大仁東2の6	電話福島(45) 代表 3551(4) 代表 3651(6)
	心齋橋店	大阪市南區心齋橋筋2の33 をぐらやビルヂング内	電話南(75) 5779
京都	都	京都市下京區四條通御旅町21	電話本局 { 1196 1198
金澤	澤	金澤市片町46	電話 1547
名古屋	古	廣島市大手町1の1千代田ビル 名古屋市中區廣小路通6の3 住友ビルヂング内	電話中 (2) 2832 電話本局 { 2597 2598
仙台	仙	仙臺市國分町4の159	電話 1332
札幌	札幌	札幌市南二條通西4の2 北門ビルヂング内	電話 989
福岡	福岡	福岡市天神町8	電話西 { 2126 2978 4795
小倉	倉	小倉市大阪町11の135 小倉ビルヂング内	電話 { 616 1038
北	北	臺北市本町2の69	電話 { 2723 6608
京城	城	京城府長谷川町74	電話本局 { 2989 4867
上海	海	近澤ビルヂング内	三井物産株式會社上海支店內
天津	津	上海四川路185號 天津日本租界伏見街16	電話上海 12.729

滿洲東京電氣株式會社

奉天市大和區揚武街3段第3號

奉天ビルヂング内

電話本局 { 2-1692
2-1629
2-3812

出張所

大連	大連市大山通り66 大山ビルヂング内	電話 { 2-9201 2-9202 2-3800
奉天	奉天市大和區揚武街3段第3號 奉天ビルヂング内	電話本局 { 2-1692 2-1629 2-3812
新京	新京特別市大同大街301號	電話 { 2-4846 2-1384
哈爾濱	哈爾濱中央大街98號	電話 4775

恩賜記念賞拜受

萬國特許

ダイヤモンドトラス



用途

格納	庫	運	動	場
会	堂	食	倉	庫
工	場	倉		

一手販売店 三井物産株式會社

株式會社 巴組鐵工所

東京市京橋區月島東河岸九丁目

終